

砂川市地域防災計画 資料編

砂川市防災会議
令和4年3月修正

[目 次]

資	料	編
---	---	---

第1章 関係資料.....	1
1－1 防災関係機関等の連絡先	1
第2章 関係資料.....	3
2－1 主な災害発生記録	3
第3章 関係資料.....	7
3－1 砂川市災害対策本部組織図	7
3－2 砂川市災害対策本部事務分掌	8
3－3 標示板、腕章、標旗	12
3－4 防災用資機材一覧表	13
3－5 災害情報連絡系統図	14
3－6 応急対策職員動員調書	15
3－7 職員動員要請調書	16
3－8 気象情報の種類及び発表基準	17
3－9 気象情報伝達系統図	22
3－10 気象情報受理簿	23
第4章 関係資料.....	24
4－1 重要水防箇所・洪水ハザードマップ	24
4－2 地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊（崖崩れ）危険箇所、土石流危険渓流	28
4－3 山地災害危険地区	29
4－4 災害危険箇所位置図	31
4－5 土砂災害警戒区域・特別警戒区域	34
4－6 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表	82
4－7 指定緊急避難場所及び指定避難所位置図	84
第5章 関係資料.....	85
5－1 調査対象別担当部署	85
5－2 被害状況判定基準	86
5－3 災害情報等報告取扱要領	90
5－4 災害情報 空知総合振興局報告用（別表1）	92
5－5 被害状況報告 空知総合振興局報告用（別表2）	94
5－6 災害状況報告 各班用（様式1）	96
5－7 被害状況報告 各班用（様式2－1）	97
5－8 被害状況報告 各班用（様式2－2）	99
5－9 被害状況報告 各班用（様式2－3）	101
5－10 災害対策活動実施状況報告 各班用（様式3）	102
5－11 広報車一覧表	103
5－12 主要避難路図	104
5－13 避難所収容者名簿	105
5－14 避難者世帯簿	106
5－15 避難所収容台帳	107
5－16 避難所用物品受払簿	108
5－17 避難所設置及び収容状況	109

5－18	自衛隊派遣要請書	110
5－19	自衛隊災害派遣撤収要請書	111
5－20	消防防災ヘリコプター緊急運航要請フロー	112
5－21	北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票	113
5－22	北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書	114
5－23	救護医療対策業務の大綱一覧	115
5－24	市内医療機関一覧	116
5－25	病院診療所医療実施状況	117
5－26	助産台帳	118
5－27	救急状況調査、記録集計表	119
5－28	トリアージ・タグ	120
5－29	緊急輸送道路図	123
5－30	公用車両一覧表	124
5－31	ヘリコプター臨時着陸場	126
5－32	輸送記録簿	127
5－33	炊き出し等給与状況簿	128
5－34	物資受払簿	129
5－35	物資給与受領簿	130
5－36	応急仮設住宅台帳、住宅応急修理記録簿	131
5－37	学用品の給与状況	132
5－38	遺体処理台帳	134
5－39	埋葬台帳	135
5－40	砂川市ボランティア団体一覧	136
5－41	労務者動員要請調書	137
5－42	労務者雇用台帳	138
第6章（地震災害対策編）	関係資料	139
6－1	過去に発生した各地域の主な被害地震	139
6－2	既往地震による（総合）振興局別最大震度	142
6－3	危険物等製造貯蔵施設所在地一覧	144
6－4	気象庁震度階級関連解説表	149
6－5	応急危険度判定の活動体制	153
その他関係資料		154
1	砂川市における防災関係の協定締結一覧	154

第1章 関係資料

1－1 防災関係機関等の連絡先

1 関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等

名 称	所 在 地	電 話
札幌開発建設部滝川道路事務所	滝川市新町2丁目1番31号	22-4147
札幌開発建設部滝川河川事務所	樺戸郡新十津川町字中央89番地	76-2211
北海道農政事務所旭川地域拠点	旭川市宮前1条3丁目3番15号	0166-30-9300
滝川労働基準監督署	滝川市緑町2丁目5番30号	24-7361
滝川公共職業安定所	滝川市緑町2丁目5番1号	22-3416
札幌管区気象台	札幌市中央区北2条西18丁目2	011-611-6149

2 関係道機関（道警察含む）

名 称	所 在 地	電 話
空知総合振興局	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0033
空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室	滝川市緑町2丁目3番31号	24-6201
札幌建設管理部滝川出張所	滝川市流通団地3丁目1番5号	22-3434
空知総合振興局森林室	岩見沢市北2条西12丁目1-7	0126-22-1155
空知農業改良普及センター中空知支所	樺戸郡新十津川町字花月238-8	74-2281
滝川警察署	滝川市緑町1丁目1番12号	24-0110

3 指定公共機関

名 称	所 在 地	電 話
北海道旅客鉄道(株)砂川駅	砂川市東2北2丁目1番1号	52-3217
日本郵便(株)砂川郵便局	砂川市西1条北3丁目1-15	52-2970
東日本電信電話(株)北海道事業部	札幌市中央区北1条西4丁目	011-212-4466
日本通運(株)滝川支店	滝川市流通団地2-1-19	22-2151
北海道電力ネットワーク株式会社滝川ネットワークセンター	滝川市西町1丁目2-3	24-7166
北海道電力(株)砂川発電所	砂川市豊沼町53番地	52-3196

4 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電 話
空知医師会砂川部会	砂川市西2条北3丁目1-1 SUNAGA WAエヌタワービル2階	54-2313
北海土地改良区砂川事業所	砂川市三砂町12番地	52-2006
札幌地区トラック協会滝川支部	滝川市大町5丁目5-23	22-3356

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

名 称	所 在 地	電 話
新砂川農業協同組合	砂川市東1条南1丁目1番20号	54-3181
砂川商工会議所	砂川市西4条北4丁目1番2号	52-4294
砂川建設協会	砂川市西2条南2丁目1番11号	52-3551
北海道中央バス(株) 空知統轄事務所	滝川市栄町4丁目9番1号	22-2104
北海道三井化学(株)	砂川市豊沼町1番地	54-3131
カヤク・ジャパン(株)砂川工場	砂川市豊沼町63番地	54-3126

第2章 関係資料

2-1 主な災害発生記録

年月日	区分	災害の概要	被害
M 3 1. 9. 6~8	水害	石狩川、空知川氾濫	空知大橋流出など被害甚大
3 2. 8. 8~12	"	石狩川氾濫	農耕地 100 町歩流出
3 4. 9. 7~9	"	"	北光袋地は石狩川の対岸となる 590 戸 田畠 1,544 町歩
3 7. 9	"	"	被害不詳
4 2. 11. 1~11	火災	正和、共栄町	120 戸焼失
T 8. 7. 10	水害	豊平川氾濫	被害不詳、死者 2 名、床上浸水 1,015 戸
S 2. 8. 16	"	空知川、パンケ、ペンケ川氾濫	床上浸水 196 戸、橋梁 6 カ所流失
5. 8. 29~30	"	不詳	田畠被害甚大
7. 8. 14~9. 14	"	石狩川、空知川をはじめ 中小河川氾濫	倒壊 4 戸、破損 2 戸、床上浸水 101 戸、床下浸水 248 戸、 被害総額 1,406,645 円
8. 5. 2~3	"	石狩川、空知川氾濫	築堤決壊
1 8. 9. 11~12	"	不詳	橋の破損、流失 10 カ所、護岸決壊、 復旧費 150,000 円
1 9. 10. 8	台風	全道	倒壊 25 戸、半壊 40 戸、小破 338 戸、 屋根柱破壊 5,111 坪
2 2. 4	水害	不詳	橋の破損、流失 11 カ所、 被害総額 2,192,763 円
2 2. 7. 31~8. 1	"	不詳	橋梁被害 579,000 円
2 6. 3. 1	"	パンケ川氾濫	床上浸水 137 戸、床下浸水 75 戸、 橋梁流失 2 カ所
2 6. 8. 31~9. 4	"	"	橋梁 3 カ所
2 7. 5. 29	"	石狩川氾濫	畠地帯 100 町歩被害
2 7. 6. 19	"	"	被害不詳
2 8. 7. 31~8. 2	"	パンケ川氾濫	道路 3 カ所、橋梁 1 カ所
2 9. 8. 15	"	"	浸水家屋 13 戸
2 9. 8. 19	"	パンケ川氾濫	浸水家屋 46 戸、 道路復旧費 395,200 円

資料編

年月日	区分	災害の概要	被害
S 29. 9. 18	強風	市内全域	全壊 155 棟、半壊 448 戸、大小破 3,778 戸、被害総額 337,125,900 円
30. 4. 9	水害	石狩川氾濫	浸水 60 戸
30. 8. 18~21	"	"	浸水 16 戸、橋梁 1,250,000 円 道路復旧費 435,000 円
31. 4. 17~18	"	"	床上浸水 113 戸、床下浸水 3 戸 死者 1 名、橋梁流失 3 カ所、冠水田畠 570 町歩
36. 7. 24~26	"	石狩川、奈江川、豊平川 パンケ、ベンケ川氾濫	流失 2 戸、半壊 17 戸、床上浸水 1,047 戸、床下浸水 260 戸、道路 25 カ所、橋梁 26 カ所、護岸 14 カ所、田畠被害 533 町歩、被害総額 309,637,000 円
37. 8. 3~4	"	石狩川、空知川はじめ中 小河川氾濫	死者 1 名、重傷 2 名、全壊 1 戸、半壊 9 戸、床上浸水 1,252 戸、床下浸水 368 戸、道路 30 カ所、橋梁 14 カ所、河川 81 カ所、崖崩れ 2 カ所、田畠 710 ヘクタール 被害総額 612,000,000 円
41. 8. 18~19	"	パンケ、奈江川、豊平川氾濫	床上浸水 51 戸、床下浸水 59 戸、田畠 81 ヘクタール、水門 2 カ所、河川 34 カ所、道路 9 カ所、橋梁 8 カ所、崖崩れ 2 カ所 被害総額 50,012,000 円
50. 8. 23	"	パンケ、ベンケ、豊平川氾濫	台風 6 号豪雨、床上浸水 274 戸、床下浸水 141 戸、流失 8 戸、全壊 1 戸、半壊 2 戸、田畠 500 ヘクタール、道路 13 カ所、橋梁 7 カ所、河川 4 カ所、降雨量 143mm、被害総額 856,630,000 円
50. 9. 7	"	ベンケ、一の沢、奈江川氾濫	床上浸水 8 戸、床下浸水 86 戸、田畠 156 ヘクタール、道路、護岸 15 カ所 降雨量 100mm、被害総額 37,787,000 円

資料編

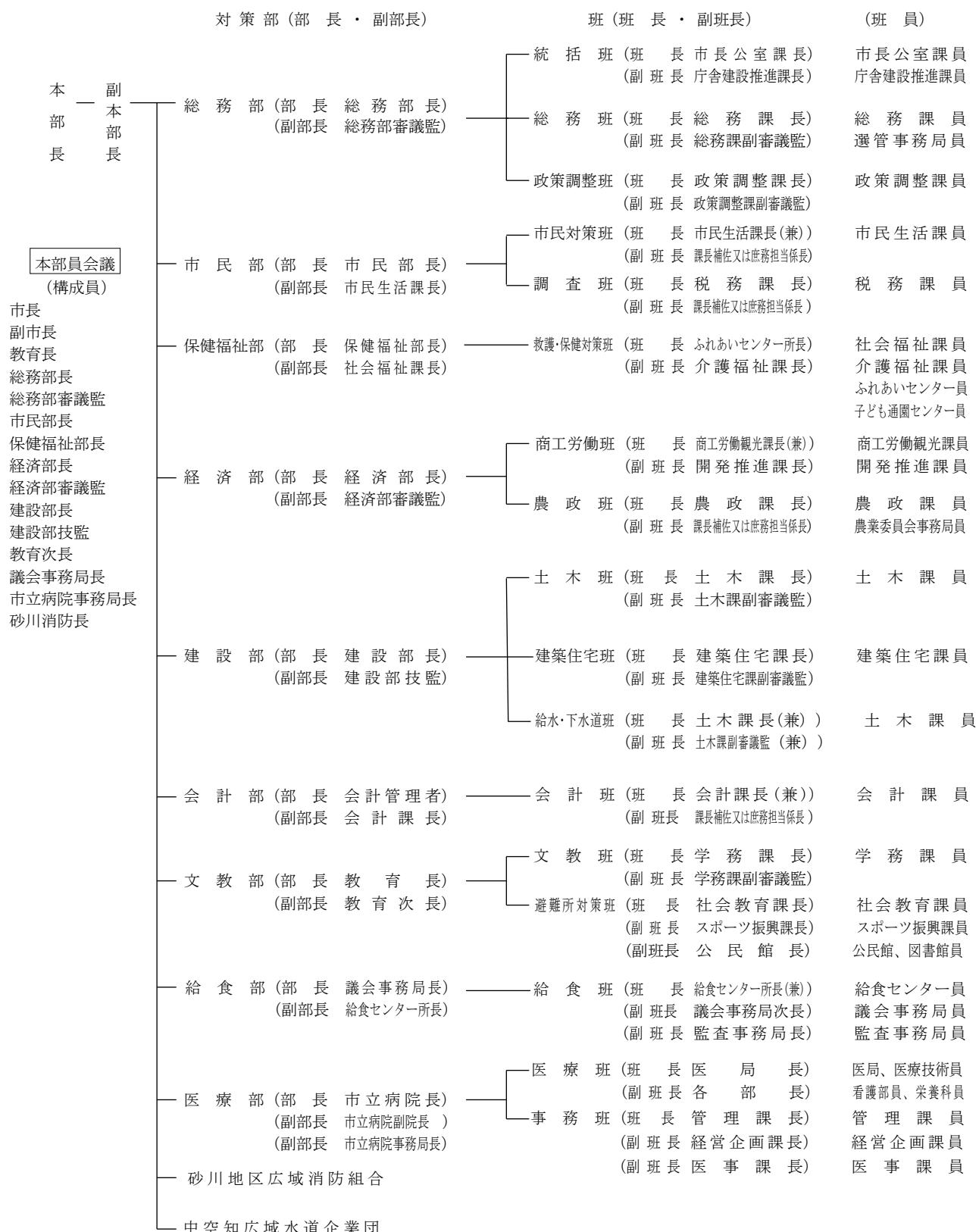
年月日	区分	災害の概要	被害
S 5 6. 8. 4~5	水害	石狩川、空知川はじめ中小河川氾濫	床上浸水 172 戸、床下浸水 1,000 戸、田畠 1,047 ヘクタール、河川 117 カ所、道路 38 カ所、橋梁 6 カ所 被害総額 1,583,670,000 円
5 7. 9. 7	ひょう	市街地から南・北吉野、焼山、鶴、北光、豊沼	農作物 261 ヘクタール、被害総額 126,062,000 円
6 3. 8. 25~26	水害	豊栄、東豊沼、西豊沼地区の溢水 北光、一の沢川の堤防決壊による溢水及び ペンケ歌志内川の溢水	床上浸水 31 戸、床下浸水 80 戸、田 91 ヘクタール、畠 65 ヘクタール 河川 23 カ所、道路 67 カ所、商工業被害 15 カ所、文教施設 3 カ所 衛生被害 17 万リットル、公社等被害 3 カ所、降雨量 143mm、被害総額 334,391,000 円
H 2. 4. 7~9	強風	市内全域	営農施設（ビニールハウス）53 件 被害総額 1,145,000 円
2. 5. 12	ひょう	焼山、一の沢、北光地区	一部破損住宅 2 戸、公共建物 2 件、農作物 28.5 ヘクタール、営農施設 17 件、公立文教施設 1 件、社会教育施設 1 件、体育施設 2 件、社会福祉施設 2 件、都市施設 2 件 街路灯 104 件 被害総額 10,265,000 円
4. 9. 25~26	水害	西豊沼、市街地の一部、北光袋地、富平地区の内水の溢水 総雨量 98 mm	床上浸水 1 戸、床下浸水 3 戸、農作物 3.6 ヘクタール、農業用施設 2 件、河岸決壊 3 カ所、道路法面決壊 5 カ所、崖崩れ 2 カ所、都市施設 1 カ所、被害総額 37,736,000 円
1 3. 9. 11	水害	北光袋地、北吉野、北光、一の沢の内水の溢水	農作物 1.12 ヘクタール、農業用施設 5 m ² 、河川敷公園施設等 7 件 被害総額 13,569,000 円
1 6. 9. 8	強風	市内全域	負傷者 3 人、公共施設（公営住宅、小中学校等）住家一部破損 88 棟、営農施設（ビニールハウス）845 件 街路樹 504 本、公園内の樹木 963 本 等 被害総額 415,515,000 円

資料編

年月日	区分	災害の概要	被害
H22. 8.23～24	水害	空知太、富平、宮城の沢、東・西豊沼、一の沢、焼山、北光、吉野 総雨量 105.5 mm	床下浸水 3 棟、農作物 1,306 ヘクタール、農業用施設 2 件、河川 5 件、道路 29 件 等 被害総額 31,505,283 円
23. 9. 2～7	水害	空知太、西豊沼、北光袋地、焼山、宮城の沢	床下浸水 1 棟、農作物 15.7 ヘクタール、道路法面崩壊 5 か所 等 被害総額 21,084,986 円
28. 8.20～21	水害	豊沼、宮下、宮城の沢、北光、焼山、富平 1 時間雨量 53.5 mm 避難勧告発令	床上浸水 4 棟、床下浸水 33 棟、農作物 56.5 ヘクタール、農地 10 件、道路 33 箇所、河川 33 箇所、水路 2 か所 等 被害総額 443,946,000 円
30. 9. 6～7	全域停電	胆振管内厚真町で震度 7 砂川市で震度 4 市街地の一部 9 時間 40 分停電 その他の地区 43 時間 35 分停電	畜産被害 2 件、商業被害 19 件、電話回線被害 1,000 件、市内全域停電 被害総額 21,928,000 円

第3章 関係資料

3-1 砂川市災害対策本部組織図



3-2 砂川市災害対策本部事務分掌

部	班	所掌事項
各部共通事項	—	1 所管に属する事務の活動計画作成に関すること。 2 所管に属する災害応急対策等に必要な資機材の整備及び点検に関すること。 3 所管に属する被害状況調査、災害応急対策及び災害復旧に関すること。 4 災害時における所管事項の執行記録に関すること。 5 災害時における協力員の受入に関すること。 6 災害時における本部との連絡調整に関すること。 7 職員への連絡体制整備に関すること。
総務部	統括班	1 防災会議に関すること。 2 災害対策本部設置に関すること。 3 災害対策本部員会議に関すること。 4 災害情報の収集及び報告に関すること。 5 各部の連絡調整に関すること。 6 応急救助及び復旧対策の調整に関すること。 7 災害救助法の適用及び実施に関すること。 8 気象情報等の受理並びに伝達に関すること。 9 自衛隊の派遣要請及び配置計画に関すること。 10 道及び他市町村等に対する広域応援要請及び配置計画に関すること。 11 消防防災ヘリコプター応援要請に関すること。 12 災害応急対策に関すること。 13 国、道、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社、東日本電信電話（株）JR北海道（株）その他関係機関及び団体との連絡調整に関すること。 14 報道機関に対する情報提供及び広報依頼に関すること。 15 災害現場の取材及び記録写真の収集に関すること。
	総務班	1 職員の災害動員計画の作成及び実施に関すること。 2 情報通信施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 3 災害時の配車及び車両の確保及び備蓄物資等の運搬に関すること。 4 市庁舎の管理に関すること。 5 災害見舞の応接に関すること。 6 市有財産に関すること。 7 統括班及び政策調整班の業務への協力に関すること。
	政策調整班	1 住民に対する避難指示並びに各種災害情報の伝達及び広報に関するこ 2 住民組織等への協力要請に関するこ 3 被害報告の集計に関するこ 4 被災地の復旧計画に関するこ 5 災害対策の財政措置に関するこ 6 災害視察に関するこ 7 関係機関に対する陳情及び請願に関するこ 8 市民対策班との連絡調整に関するこ 9 統括班の業務への協力に関するこ

部	班	所掌事項
市民部	市民対策班	1 住民の避難誘導に関すること。 (応援協力：農政班、会計班、砂川地区広域消防組合) 2 災害時の避難路及び救援物資等の輸送路確保にかかる交通対策に関すること。 (応援協力：土木班、警察署) 3 場外離着陸場の管理運営に関すること。 4 伝染病予防患者の収容及び防疫に関すること。 5 安否情報の収集及び提供に関すること。 6 被災地のごみ処理及び屎処理に関すること。 7 被災地の廃棄物処理等に関すること。 8 被災者の相談に関すること。 9 業務に必要な資材の調達に関すること。 10 災害時の物価及び地代家賃等の値上がり抑制に関すること。 11 政策調整班との連絡調整に関すること。 12 救護・保健対策班の業務への協力に関すること。 13 避難所開設時における避難所対策班の業務への協力に関すること。
	調査班	1 住宅及び非住宅被害調査に関すること。 (応援協力：商工労働班、農政班、建築住宅班) 2 調査結果に基づく被災台帳の作成及び証明書の交付に関すること。 3 被害に伴う税の減収見込額等の把握に関すること。 4 罷災証明に関すること。 5 救護・保健対策班の業務への協力に関すること。 6 初動期における備蓄物資等の運搬に関すること。
保健福祉部	救護・保健対策班	1 被災地の児童及びひとり親世帯並びに高齢者世帯等の要配慮者の救護に関すること。 (応援協力：調査班、市民対策班、商工労働班、砂川地区広域消防組合) 2 被災者の生活援護に関すること。 3 災害による死体の収容及び埋葬に関すること。 4 被災者に対する災害援護資金等の貸付に関すること。 5 救援物資の調達及び義援金品等の受付け並びに配分に関すること。 6 保育所園児の避難及び管理に関すること。 7 被災者に対する見舞金支給に関すること。 8 市内医療機関の被害調査に関すること。 9 災害時の薬品その他衛生資材の調達及び配給に関すること。 10 災害時の保健指導に関すること。 11 ふれあいセンターの管理及び避難者の救護に関すること。 12 保健所との連絡調整に関すること。 13 医師会及び歯科医師会との連絡調整に関すること。 14 医療部並びに避難所対策班との連絡調整に関すること。 15 中空知地域救急医療相互応援協定に基づく応援要請に関すること。 16 日本赤十字社救助活動の連絡調整に関すること。 17 救護活動に対する砂川市社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 18 避難所開設時における避難所対策班の業務への協力に関すること。
経済部	商工労働班	1 商工業被害に関すること。 2 被災した商工業者に対する融資に関すること。 3 被災中小企業の振興に関すること。 4 活性化プラザの管理に関すること。 5 公社施設の被害に関すること。 6 調査班及び救護・保健対策班の業務への協力に関すること。 7 初動期における土木班の業務への協力に関すること。
	農政班	1 農林業被害に関すること。 2 被災農家の救護対策に関すること。 3 農業災害補償及び被災農家に対する融資に関すること。

	<p>4 被害農作物の病害虫防除に関すること。</p> <p>5 家畜の防疫及び家畜飼料の確保に関すること。</p> <p>6 種苗生産資材の確保に関すること。</p> <p>7 林野火災の予防に関すること。</p> <p>8 被災地の獣畜の処理に関すること。</p> <p>9 調査班及び市民対策班の業務への協力に関すること。</p> <p>10 初動期における土木班の業務への協力に関すること。</p>
--	---

部	班	所掌事項
建設部	土木班	<p>1 道路、橋梁、河川、公園等の被害に関すること。</p> <p>2 水防活動に関すること。</p> <p>3 被災地における砂川地区広域消防組合との連絡調整に関すること。</p> <p>4 災害応急資材の調達、配分及び保管に関すること。</p> <p>5 救農土木事業に関すること。</p> <p>6 河道の障害物除去及び対策に関すること。</p> <p>7 市道交通の確保に関すること。</p> <p>8 市民対策班並びに警察署との連絡調整及び業務への協力に関すること。</p> <p>9 災害危険箇所の巡視に関すること。</p> <p>10 被害地の区画整理に関すること。</p> <p>11 道路、橋梁、河川、公園等災害復旧業務に関すること。</p> <p>12 建設協会との連絡調整に関すること。</p> <p>13 北海道開発局及び札幌建設管理部との連絡調整に関すること。</p>
	建築住宅班	<p>1 市営住宅等の被害に関すること。</p> <p>2 応急仮設住宅の建設に関すること。</p> <p>3 被災家屋等の応急危険度判定に関すること。 (応援協力：砂川地区広域消防組合)</p> <p>4 災害住宅融資に関すること。</p> <p>5 被災地における建築制限に関すること。</p> <p>6 災害時の建築用資材の需給に関すること。</p> <p>7 建築士会との連絡調整に関すること。</p> <p>8 土木班及び調査班の業務への協力に関すること。</p>
	給水・下水道班	<p>1 下水道施設の被害に関すること。</p> <p>2 下水道設備に係わる企業等への支援要請に関すること。</p> <p>3 中空知広域水道企業団との連絡調整に関すること。</p> <p>4 中空知広域水道企業団の飲料水の確保及び給水の支援に関すること。</p>
会計部	会計班	<p>1 災害時の物品調達、経理及び支出に関すること。</p> <p>2 応急救助費の支出及び予算決算に関すること。</p> <p>3 義援金等の出納保管に関すること。</p> <p>4 市民対策班の業務への協力に関すること。</p> <p>5 避難所開設時における避難所対策班の業務への協力に関すること。</p>
文教部	文教班	<p>1 文教施設の被害に関すること。</p> <p>2 災害時における児童及び生徒の避難応急措置に関すること。</p> <p>3 児童及び生徒の応急教育対策に関すること。</p> <p>4 教育関係義援金品の受付及び配分に関すること。</p> <p>5 学用品の給与に関すること。</p> <p>6 避難所開設時における避難所対策班の業務への協力に関すること。</p>
	避難所対策班	<p>1 避難所の開設及び運営管理に関すること。</p> <p>2 避難所収容者名簿の作成に関すること。</p> <p>3 救護・保健対策班及び給食部との連絡調整に関すること。</p> <p>4 避難所収容者の生活必需物資の給与及び貸与に関すること。</p> <p>5 社会教育施設の被害に関すること。</p>

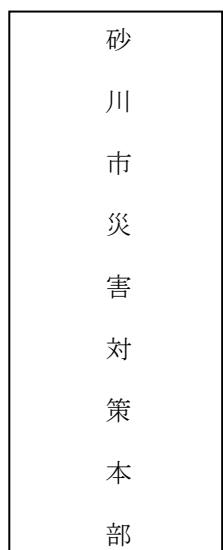
給食部	給食班	1 災害時の応急食料の調達及び配給に関すること。 2 応急炊き出しに関すること。 3 応急食料の供給協定に基づく要請に関すること。 4 各部との連絡調整に関すること。
医療部	医療班	1 被災者の応急医療及び助産に関すること。 2 医療機関との連絡調整に関すること。

部	班	所掌事項
医療部	事務班	1 災害時の医療品及び衛生資材確保に関すること。 2 応急救護所の設置に関すること。 3 病院院舎の管理に関すること。 4 救護・保健対策班との連絡調整に関すること。

	所掌事項
砂川地区広域消防組合	1 作業隊、救急隊、救助隊、通信隊の編成に関すること。 2 築堤の補強、湛水の排除作業及び協力団体の指揮監督に関するこ と。 3 火災予防及び消防活動に関すること。 4 避難の指示に関すること。 5 人命等の救助に関すること。 6 火災警報の発令、気象情報に関すること。 7 危険物の保安計画並びに指導計画に関すること。 8 自主防災組織に関すること。 9 地域災害の搜査に関すること。 10 北海道広域消防相互応援協定に基づく応援要請に関すること。 11 消防防災ヘリコプターに関すること。 12 市民対策班、救護・保健対策班、建築住宅班の業務への協力に関するこ と。 13 給水・下水道班との連絡調整に関すること。

3-3 標示板、腕章、標旗

別図1 標示板



別図2 腕章

色別 1 地色は白色

色別 2 文字は黒色

本部長用



副本部長用

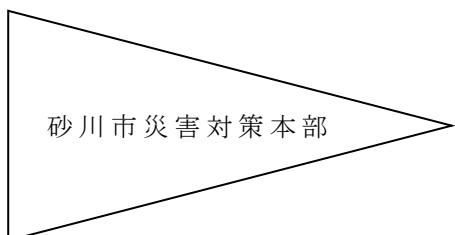


別図3 標旗

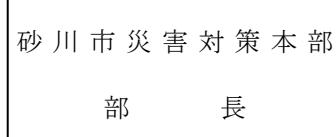
色別 1 地色は緑色

色別 2 文字は白色

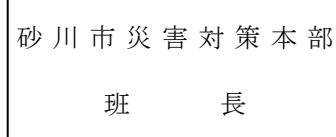
本部の自動車



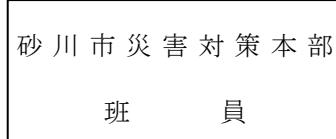
部長用



班長用



班員用



3-4 防災用資機材一覧表

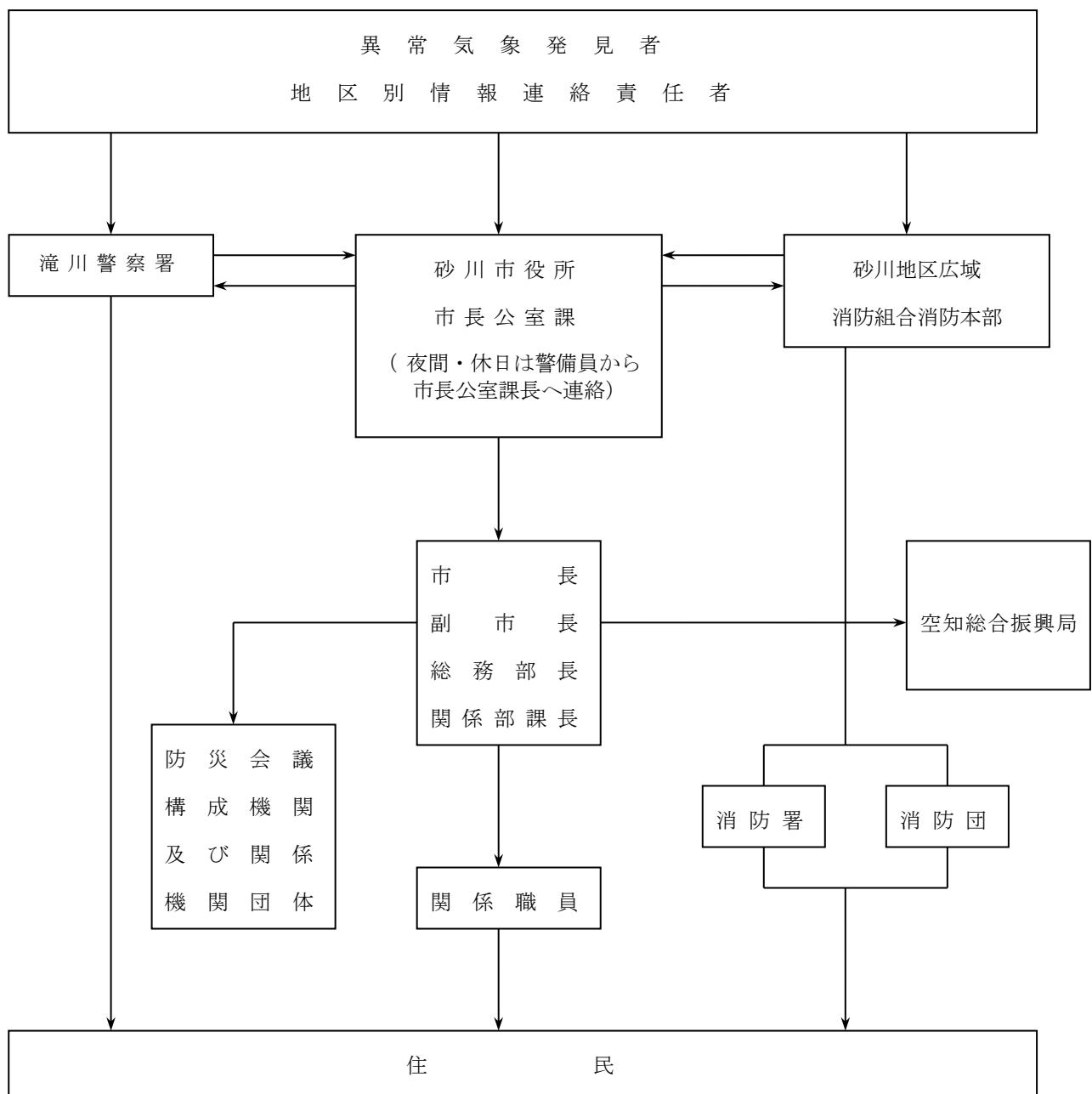
資機材名	数量	管理課	資機材名	数量	管理課
		保管場所			保管場所
麻袋 (PP袋・麻袋)	700袋	土木課	給水タンク (車載型 1,000 リッル)	6台	中空知広域水道企業団浄水場
		車両センター			中空知広域水道企業団浄水場
安全ロープ	2巻	土木課	ポリタンク (車載型 300リッル)	6台	中空知広域水道企業団浄水場
		車両センター			中空知広域水道企業団浄水場
ビニールシート	15枚	土木課	ポリタンク (18リッル)	156個	中空知広域水道企業団浄水場
		車両センター			中空知広域水道企業団浄水場
スコップ	8丁	土木課	ポリタンク (10リッル)	17個	中空知広域水道企業団浄水場
		車両センター			中空知広域水道企業団浄水場
つるはし	4丁	土木課	ポリ袋 (10リッル)	6,200枚	中空知広域水道企業団浄水場
		車両センター			中空知広域水道企業団浄水場
掛矢	2丁	土木課	河川排水用ポンプ	4台	土木課
		車両センター			車両センター
鎌	4丁	土木課	発電機	2台	土木課
		車両センター			車両センター
ハンマー	2丁	土木課			
		車両センター			
救命ボート	1艇	砂川消防署			
		砂川消防署			
噴霧器	3台	市民生活課			
		廃棄物処理場			
担架	58台	砂川市立病院			
		砂川市立病院			

<備考>

砂川地区広域消防組合が管理、保管する消防防災活動用資機材は「砂川地区広域消防組合消防計画」による。

車載型給水タンク等の防災用資機材は、中空知広域水道企業団が所有する総数を記載。

3-5 災害情報連絡系統図



3-6 応急対策職員動員調書

年月日)

3-7 職員動員要請調書

部 名		班 名	
記 載 項 目	内 容		
動員を必要とする 理由及び作業内容			
	職種 () 男 人 女 人 計 人		
動員要請を必要とする期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)		

3-8 気象情報の種類及び発表基準

1 予報区

砂川市が該当する一般予報区（※1）及び警報・注意報に用いる細分区域名は、次のとおりである。

区分	概要
府県予報区名（担当気象官署）	石狩・空知・後志地方
一次細分区域名（※2）	空知地方
二次細分区域名（※3）	砂川市
市町村等をまとめた地域（※4）	中空知

※1 一般予報区は、国全域を対象とする全国予報区（気象庁本府担当）、全国予報区を11に分割した地方予報区、地方予報区をさらに56に分割した府県予報区に分かれている。北海道は全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と、7つの府県予報区に分かれている。

※2 一次細分区域は、府県天気予報を定常的に細分して行う区域。気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割して設定している。北海道においては、オホーツク総合振興局管内は網走地方・北見地方・紋別地方、その他は総合振興局又は振興局単位の地方とする。

※3 二次細分区域とは、警報・注意報の発表に用いる区域。市町村（東京特別区は区）を原則とするが、一部市町村を分割して設定する場合がある。

※4 市町村等をまとめた地域は、二次細分区域ごとに発表する警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域。

2 気象情報等

（1）早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が【高】・【中】の2段階で発表される。警報級の現象は、ひとたび発生すると命に危険が及ぶなど社会的影響が大きいため、可能性が高いことを表す【高】だけでなく、可能性が高くはないが一定程度認められることを表す【中】も発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

（2）地方気象情報、府県気象情報

気象情報とは、気象業務法第11条及び気象官署予報業務規則第47条に明記されているとおり、観測成果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や住民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進させることを目的とする情報。

気象の予報等について、警報・注意報に先立って予告的に注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

（3）台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

(4) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な1時間降水量が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

※土砂キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

※浸水キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

※洪水キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

(5) 土砂災害警戒情報

「大雨警報（土砂災害）」発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため対象となる市町村を特定して警戒を呼び掛ける情報で、北海道（各振興局建設管理部及び各総合振興局建設管理部）と気象庁（札幌管区気象台及び各地方気象台）から共同で発表される情報。降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象（技術的に予測が困難である地滑り等は、土砂災害警戒情報の発表対象外）。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、※ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に府県予報区単位で発表される情報。

なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が府県予報区単位で発表される。情報の有効期間は、発表から1時間である。

※ ダウンバースト：局地的・短時間に上空から吹く極端に強い下降気流

※ 雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト）：<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc>

3 気象等に関する特別警報・警報・注意報等の種類並びに発表基準

(1) 気象等に関する特別警報

予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。

なお、北海道内では、平成26年9月11日に石狩・空知・胆振地方で大雨特別警報（土砂災害・浸水害）が発表されている。

現象の種類	概要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときに発表される。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけられる。

※地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

（2）気象等に関する警報

大雨	(浸水害)	表面雨量指基準	14
	(土砂災害)	土壤雨量指基準	155
暴風	平均風速	18m/s	
暴風雪	平均風速	16m/s 雪による視程障害を伴う	
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 50cm	

※大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壤雨量指基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、(浸水害)は「大雨警報（浸水害）」、(土砂災害)は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。

（3）気象等に関する注意報

大雨	(浸水害)	表面雨量指基準	9
	(土砂災害)	土壤雨量指基準	91
強風	平均風速	12m/s	
風雪	平均風速	10m/s 雪による視程障害を伴う	
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 30cm	
雷	落雷等により被害が予想される場合		
融雪	70mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計		
濃霧	視程	200m	
乾燥	最小湿度 30% 実効湿度 60%		
なだれ	①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上		
低温	5月～10月：(平均気温) 平年より5℃以上低い日が2日以上継続 11月～4月：(最低気温) 平年より8℃以上低い		
霜	最低気温3℃以下		
着雪	気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続		

※土壤雨量指基準：土壤雨量指基準値は1km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準値の最低値を示している。

(4) 洪水警報及び注意報

洪水警報	氾濫注意情報 氾濫警戒情報 氾濫発生情報	雨量基準	—
		流域雨量指数基準	豊沼奈江川流域=12.2 奈江豊平川流域=7.6 パンケウタシナイ川流域=11.9 ペンケウタシナイ川流域=17
		複合基準	豊沼奈江川流域=(7, 10.9)
		指定河川洪水予報による基準	石狩川下流 [橋本町、奈井江大橋] 空知川下流 [赤平]
洪水注意報	氾濫注意情報	雨量基準	—
		流域雨量指数基準	豊沼奈江川流域=9.7 奈江豊平川流域=6 パンケウタシナイ川流域=9.5 ペンケウタシナイ川流域=13.6
		複合基準	豊沼奈江川流域=(7, 9.7) パンケウタシナイ川流域 =(5, 8.1) ペンケウタシナイ川流域 =(5, 10)
		指定河川洪水予報による基準	石狩川下流 [奈井江大橋] 空知川下流 [赤平]

※洪水の欄中、「パンケウタシナイ川流域=11.9」は、「パンケウタシナイ川流域の流域雨量指数11.9以上」を意味する。

※流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに5km四方の領域毎に算出する。

※複合基準：複合基準は、(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表す。

※地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

(5) 記録的短時間大雨情報

記録的短時間大雨情報	1時間雨量 100mm
------------	-------------

(6) 火災気象通報

実行湿度60%以下で最小湿度30%以下の場合、若しくは平均風速で12m/s以上が予想される場合（平均風速が12m/s以上であっても、降雨及び降雪の状況によっては通報を行わない場合がある）。

4 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

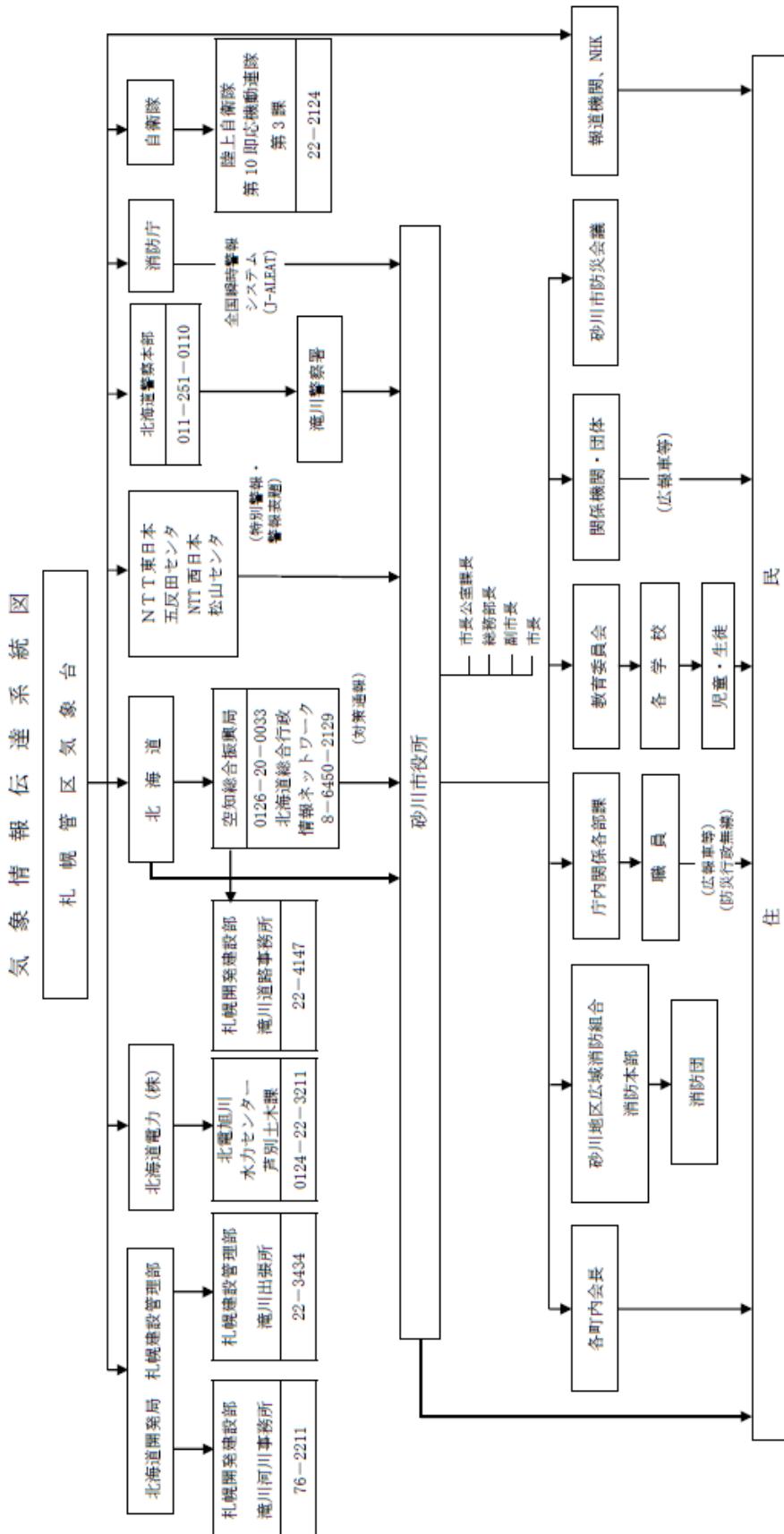
警戒レベル	住民が 取るべき行動	住民に行動を 促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)		
		避難情報等	洪水に関する情報		土砂災害に関する 情報
			水位情報が ある場合	水位情報が ない場合	
警戒レベル5	指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険な場合は緊急安全確保する。	緊急安全確保 ^{*1}	氾濫発生情報 報	大雨特別警報 (浸水害)	大雨特別警報（土砂災害） ^{*2}
警戒レベル4	危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）	避難指示	氾濫危険情報 報	・洪水警報の危険度分布(非常に危険)	・土砂災害警戒情報 報 ・土砂キキクル(極めて危険) ^{*3} ・土砂キキクル(非常に危険)
警戒レベル3	・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難	氾濫警戒情報 報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布（警戒）	・大雨警報（土砂災害） ・土砂キキクル（警戒）
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報 報	洪水警報の危険度分布（注意）	土砂キキクル（注意）
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報 (警報級の可能性)			

*1 必ず発令されるわけではない

*2 大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報[洪水]や警戒レベル5相当情報[土砂災害]として運用する。ただし、市町村長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。

*3 「極めて危険」(濃い紫)が出現するまでに避難を完了しておくことが重要であり、(濃い紫)は大雨特別警報（土砂災害）が発表された際の警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用することが考えられる。

3-9 気象情報伝達系統図



※図中太線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知が義務付けられている経路

3-10 気象情報受理簿

係		係長		課長 補佐		課長	
氣象情報受理簿							
年	月	日	午前	時	分	電話	連絡
			午後			無線	
発信者				受信者			
情報の種類				発表の時刻	午前	時	分
午後							
受理事項							
処理てん末							

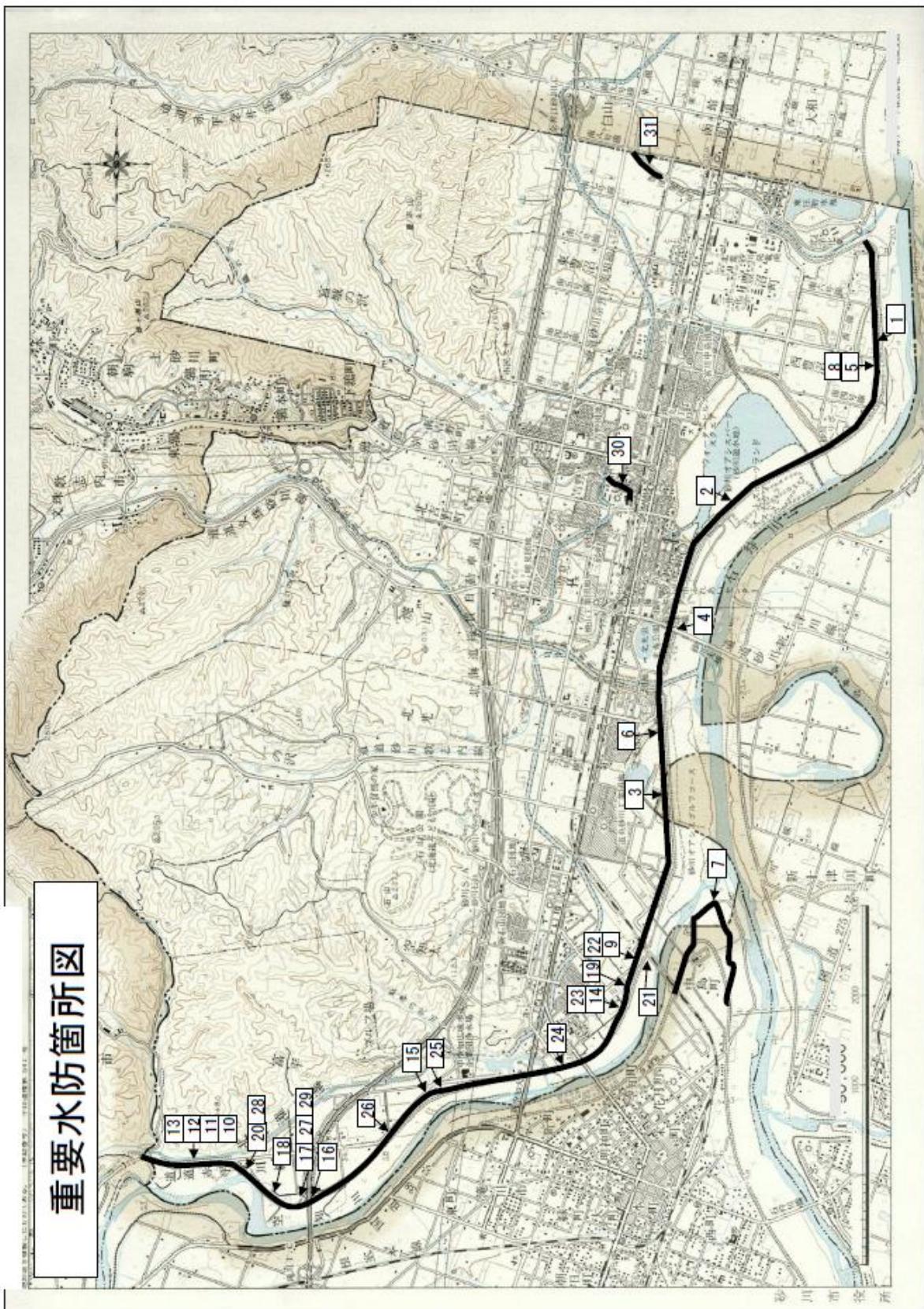
第4章 関係資料

4-1 重要水防箇所・洪水ハザードマップ

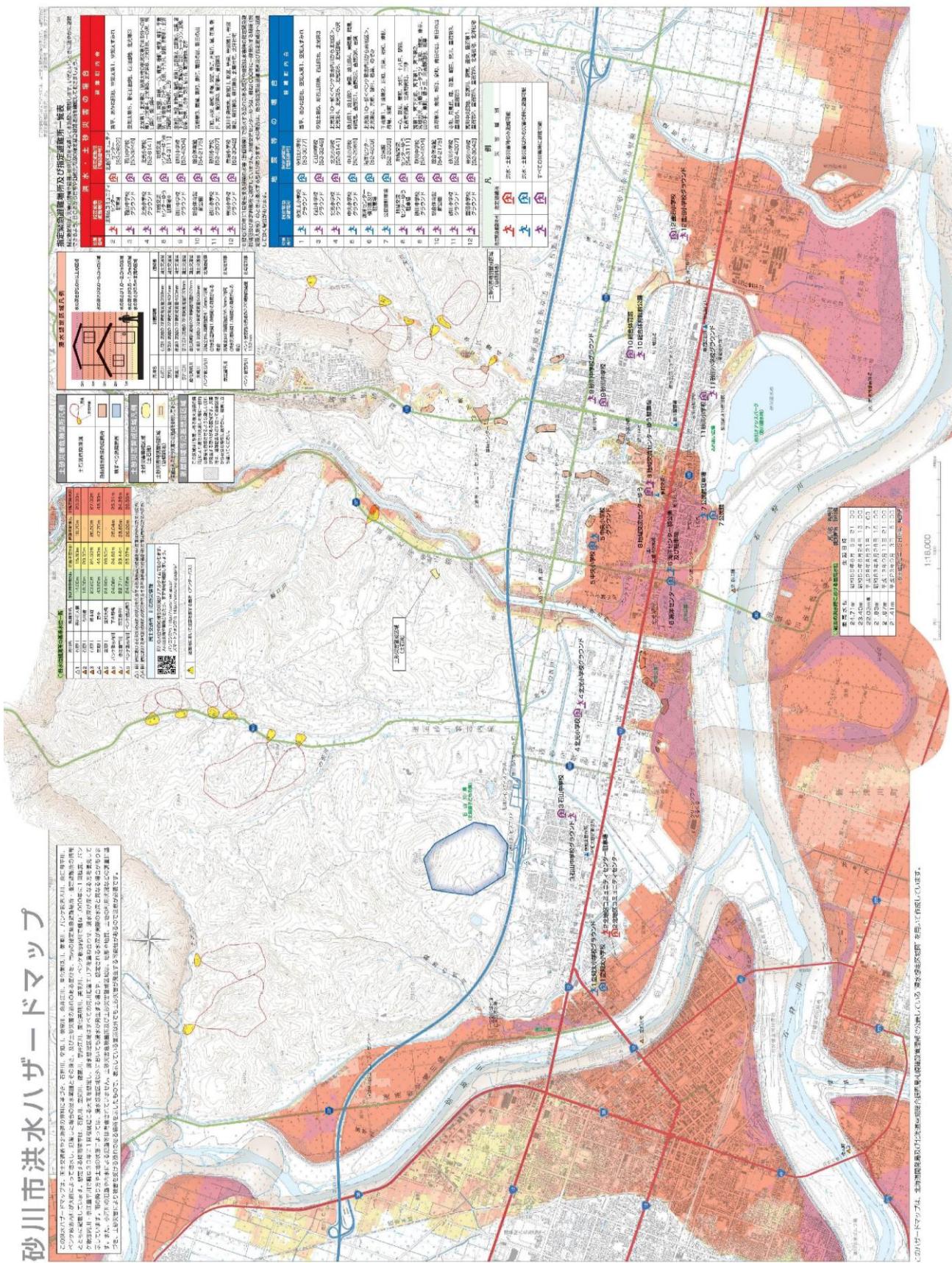
画面番号	河川名	岸別	種別	重点区間	重要度	築堤名	距離表	延長	位置	計画高水位	計画築堤高	現状築堤高	備考
1	石狩川	左岸	越水・溢水	○	B	豊沼	82.50~84.50	2.00	83.50	22.77	24.77	25.45	
2	石狩川	左岸	越水・溢水		B	砂川	85.50~87.43	1.93	86.46	23.80	25.80	26.92	
3	石狩川	左岸	越水・溢水		B	砂川	87.50~90.50	3.00	89.00	25.52	27.52	28.29	
4	石狩川	-	工作物		B	砂川大橋	87.43		87.43	24.68	26.68	26.79	
5	石狩川	左岸	旧川跡	○	要注意	豊沼	82.50~85.50	3.00	84.00	22.94	24.94	25.73	
6	石狩川	左岸	旧川跡		要注意	砂川	85.50~87.43	1.93	86.46	23.80	25.80	26.92	
7	石狩川	左岸	旧川跡		要注意	砂川	87.50~91.00	3.50	89.25	25.52	27.52	28.29	
8	石狩川	左岸	重要区間	○		豊沼築堤	83.25~83.75	0.45	83.50	22.77	24.77	25.45	
9	空知川下流	左岸	越水・溢水		B		1.00~1.06	0.06	1.03	26.57	28.51	29.04	
10	空知川下流	左岸	越水・溢水		B	山村区間	8.25~8.50	0.25	8.38	36.96	38.46		
11	空知川下流	左岸	越水・溢水		A	山村区間	8.50~8.75	0.25	8.63	37.24	38.74		
12	空知川下流	左岸	越水・溢水		B	山村区間	8.75~9.00	0.25	8.88	37.60	39.10		
13	空知川下流	左岸	越水・溢水		A	山村区間	9.00~9.25	0.25	9.13	37.94	39.44		
14	空知川下流	左岸	堤体漏水		B	空知太	1.75~2.00	0.25	1.88	27.46	29.08	30.45	
15	空知川下流	左岸	堤体漏水		B	空知太	4.75~5.00	0.25	4.88	32.31	33.81	34.77	
16	空知川下流	左岸	堤体漏水		B	空知太	6.25~6.50	0.25	6.38	34.51	36.01	36.74	
17	空知川下流	左岸	堤体漏水	○	B	空知太	6.75~6.77	0.02	6.76	35.25	36.75	37.36	
18	空知川下流	左岸	堤体漏水		B	空知太	7.25~8.25	1.00	7.75	36.49	37.99	38.77	
19	空知川下流	左岸	水衝・洗掘		B	空知太	1.25~1.75	0.50	1.50	27.17	28.89	30.09	
20	空知川下流	左岸	水衝・洗掘		B	空知太	7.50~8.25	0.75	7.88	36.49	37.99	38.77	
21	空知川下流	-	工作物		A	第1空知川橋梁	1.40		1.40	27.04	28.81	23.37	
22	空知川下流	左岸	旧川跡		要注意	空知太	1.25~1.40	0.15	1.33	26.85	28.68	30.80	
23	空知川下流	左岸	旧川跡		要注意	空知太	1.50~2.50	1.00	2.00	27.77	29.27	30.42	
24	空知川下流	左岸	旧川跡		要注意	空知太	3.25~3.76	0.51	3.50	30.20	31.70	32.64	
25	空知川下流	左岸	旧川跡		要注意	空知太	4.25~4.75	0.50	4.50	31.92	33.42	34.25	
26	空知川下流	左岸	旧川跡		要注意	空知太	5.25~6.00	0.75	5.63	33.43	34.93	35.68	
27	空知川下流	左岸	旧川跡	○	要注意	空知太	6.25~6.75	0.50	6.50	34.89	36.39	37.11	
28	空知川下流	左岸	旧川跡		要注意	空知太	7.50~8.00	0.50	7.75	36.49	37.99	38.77	
29	空知川下流	左岸	重要区間	○		空知太築堤	6.63~6.88	0.22	6.75	35.25	36.75	37.36	
30	パンケ 歌志内川	左岸			B		0.00~0.44	0.44				No. 211(札管)	
31	豊沼 奈江川	右岸			B		0.00~0.50	0.50				No. 214(札管)	

北海道管理河川

河川名	管理延長 (km)	備考
パンヶ歌志内川	18.5	分水路 1km を含む 上砂川町管内を含む
奈江豊平川	5.5	
ペンヶ歌志内川	21.9	歌志内市管内を含む
豊沼奈江川	16.3	奈井江町管内を含む
旧奈江豊平川	3.7	
南5号川	0.2	
ペンヶスナ川	1.4	
北光一の沢川	4.7	
石山川	3.0	
徳富川	31.7	



2 洪水ハザードマップ



4-2 地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊（崖崩れ）危険箇所、 土石流危険渓流

1 地すべり危険箇所

(令和4年3月現在)

図面番号	箇所番号	危険箇所名	実施機関
地001	0-74-440	石山	札幌建設管理部
地002	<4>-0-227-227-5004	住吉2の沢	"

2 急傾斜地崩壊（崖崩れ）危険箇所

(令和4年3月現在)

図面番号	箇所番号	危険箇所名	実施機関
急001	I-0-331-331	吉野4条南8丁目	札幌建設管理部
急002	I-0-332-332	吉野1条北2丁目	"
急003	II-0-293-293	吉野1条南3丁目	"
急004	II-0-294-294	宮城の沢1	"
急005	II-0-295-295	南吉野町1	"
急006	II-0-296-296	西1条北15丁目	"
急007	II-0-297-297	西4条北16丁目1	"
急008	III-0-232-232	吉野4条南3丁目	"
急009	III-0-233-233	宮城の沢2	"
急010	III-0-234-234	吉野2条北1丁目	"
急011	III-0-235-235	南吉野町2	"
急012	III-0-236-236	北吉野町1	"
急013	III-0-237-237	北吉野町2	"
急014	III-0-238-238	北吉野町3	"
急015	III-0-239-239	晴見1条北5丁目	"
急016	III-0-240-240	西4条北16丁目2	"
急017	III-0-241-241	西4条北18丁目	"
急018	I-0-337-337	上砂川鶴本町北4丁目2	"
急019	I-0-339-339	上砂川鶴本町北2丁目	"
急020	I-0-340-340	上砂川鶴本町北1丁目1	"
急021	I-0-342-342	上砂川鶴本町北1丁目2	"
急022	I-0-348-348	上砂川東鶴北3条3丁目	"
急023	II-0-298-298	上砂川下鶴南2条3丁目	"
急024	II-0-300-300	上砂川下鶴北2丁目	"
急025	II-0-308-308	上砂川鶴本町北1丁目3	"
急026	III-0-242-242	歌志内文珠32	"

3 土石流危険渓流

(令和4年3月現在)

図面番号	箇所番号	危険渓流名	実施機関
土001	II 05-0050	南出の沢川	札幌建設管理部
土002	II 05-0060	右7の沢川	〃
土003	II 05-0070	宮城右1号の沢川	〃
土004	II 05-0080	小室の沢川	〃
土005	II 05-0090	小林の沢川	〃
土006	II 05-0100	病院の沢川	〃
土007	II 05-0800	長尾の沢川	〃
土008	I 05-0820	学校の沢川	〃
土009	II 05-0830	右1の沢川	〃
土010	II 05-0840	田中の沢川	〃
土011	II 05-0850	右2の沢川	〃
土012	II 05-0860	宿村上の沢川	〃
土013	II 05-0870	左2の沢川	〃
土014	II 05-0880	左の沢川	〃
土015	II 05-0890	一の沢川	〃
土016	II 05-0900	左3の沢川	〃

4-3 山地災害危険地区

1 山腹崩壊危険地区

(令和4年3月現在)

番号	地区名	位置			備考
		市町村	大字	字	
山1	空知太1	砂川市	空知太		
山2	滝川公園地先	砂川市	空知太		
山3	空知太3	砂川市	空知太		
山4	富平1	砂川市	富平		
山5	富平2	砂川市	富平		
山6	一ノ沢1	砂川市	一ノ沢		
山7	一ノ沢2	砂川市	一ノ沢		
山8	焼山1	砂川市	焼山		
山9	焼山2	砂川市	焼山		
山10	焼山3	砂川市	焼山		
山11	焼山4	砂川市	焼山		
山12	焼山5	砂川市	焼山		
山13	焼山6	砂川市	焼山		
山14	焼山7	砂川市	焼山		

資料編

番号	地区名	位置			備考
		市町村	大字	字	
山15	焼山8	砂川市	焼山		
山16	宮城の沢1	砂川市	宮城の沢		
山17	宮城の沢2	砂川市	宮城の沢		
山18	宮城の沢3	砂川市	宮城の沢		

2 地すべり危険地区

(令和4年3月現在)

番号	地区名	位置			備考
		市町村	大字	字	
地1	富平	砂川市		富平	

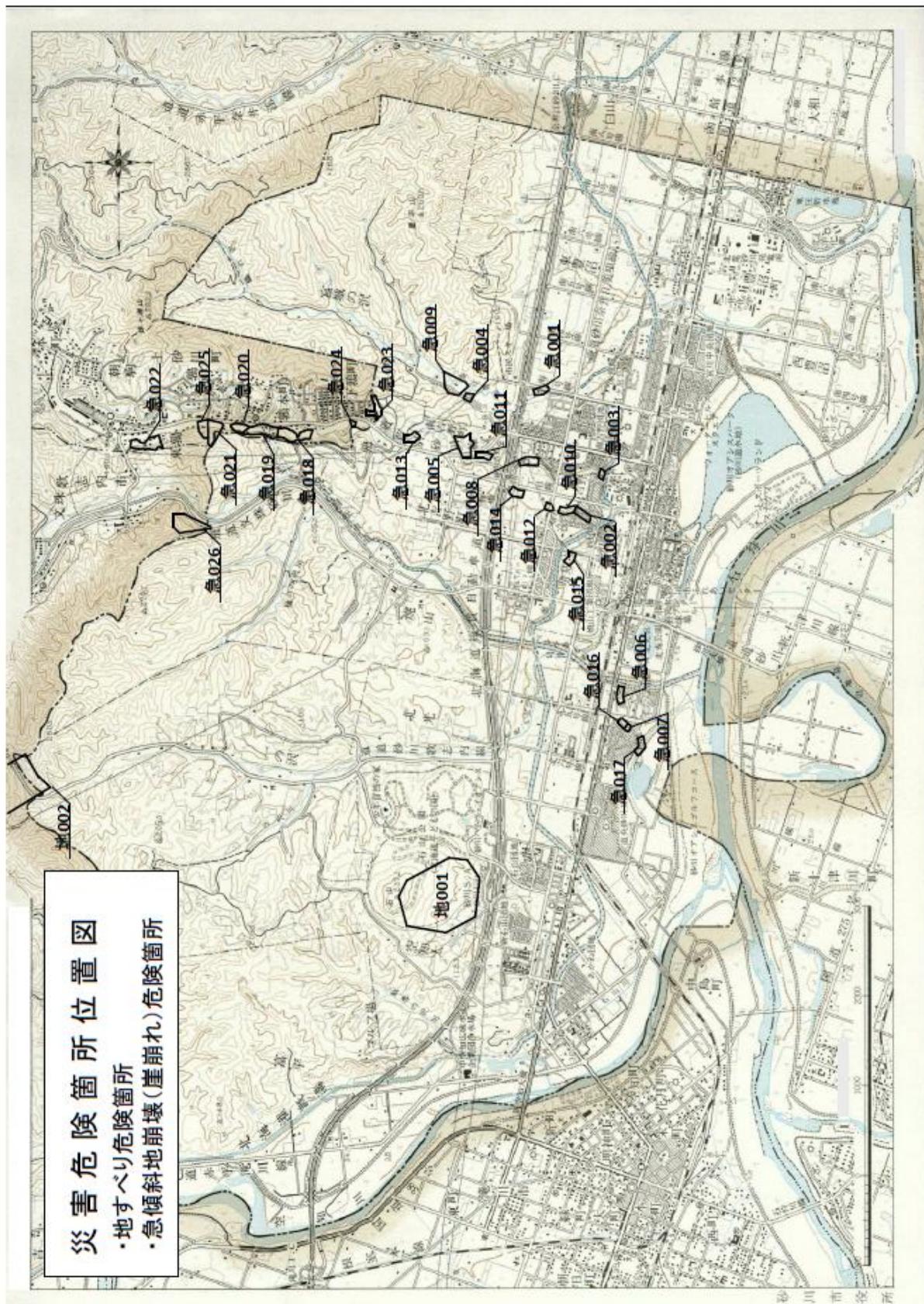
3 崩壊土砂流出危険地区

(令和4年3月現在)

番号	地区名	位置			備考
		市町村	大字	字	
崩1	北光の沢	砂川市	北光		
崩2	樋口川一の沢	砂川市	焼山		
崩3	二の宮沢	砂川市	焼山		
崩4	樋口川二の沢	砂川市	焼山		
崩5	宮城の沢	砂川市	宮城の沢		*
崩6	宮城の沢枝沢	砂川市	宮城の沢		
崩7	二股川	砂川市	宮城の沢		
崩8	スキー場の沢	砂川市	宮城の沢		
崩9	溜池の沢	砂川市	東豊沼		
崩10	焼山-1	砂川市	焼山		
崩11	南7号線の沢	砂川市	東豊沼		
崩12	焼山-2	砂川市	焼山		
崩13	寺の沢	砂川市	東豊沼		
崩14	富平	砂川市	富平		
崩15	佐藤・平間の沢	砂川市	宮城の沢		*
崩16	鍋の沢	砂川市	宮城の沢		*

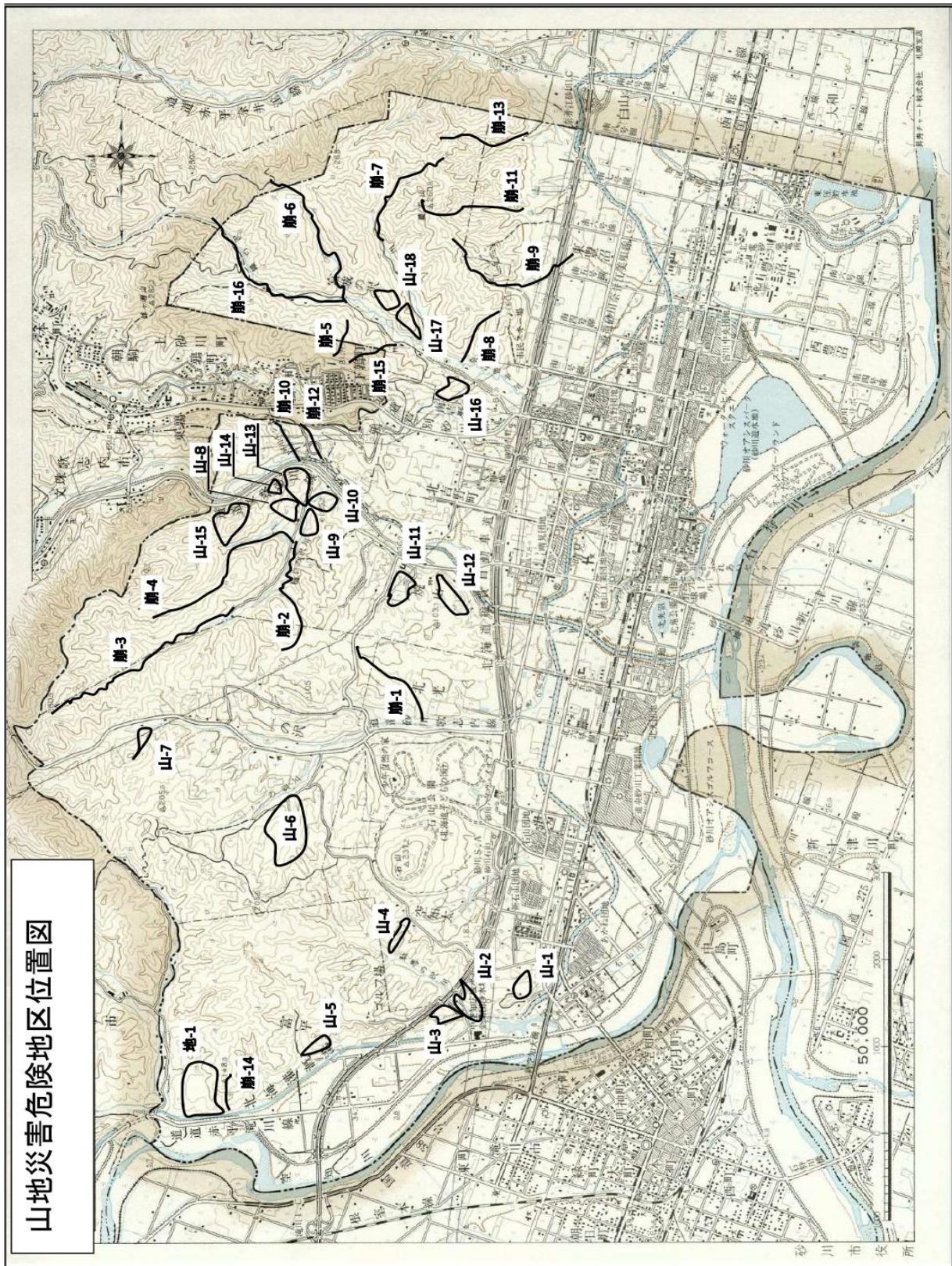
摘要：*箇所は札幌建設管理部「土石流危険渓流」と同じ。

4-4 災害危険箇所位置図





山地災害危険地区位置図



4－5 土砂災害警戒区域・特別警戒区域

1 急傾斜地の崩壊

整理番号	分類	箇所番号	箇所名	所在地	警戒区域	特別警戒区域	保安林	要援護者	危険箇所番号	基礎調査年度
1	急傾斜地の崩壊	I-0-331-331	砂川吉野4条南8丁目	砂川市吉野4条南8丁目	○	○	—	—	急001	R1
2	急傾斜地の崩壊	I-0-332-332	砂川吉野1条北2丁目	砂川市吉野1条北1丁目、吉野1条北2丁目、吉野2条北1丁目、吉野2条北2丁目	○	○	—	—	急002	R1
3	急傾斜地の崩壊	II-0-293-293	砂川吉野1条北3丁目	砂川市吉野1条北3丁目	○	○	—	—	急003	R1
4	急傾斜地の崩壊	II-0-294-294	砂川宮城の沢1	砂川市宮城の沢	○	○	—	—	急004	R1
5	急傾斜地の崩壊	II-0-295-295	砂川南吉野町1	砂川市南吉野町	○	○	—	—	急005	R1
6	急傾斜地の崩壊	II-0-296-296	砂川西1条北15丁目	砂川市西1条北14丁目、西1条北15丁目、西2条北14丁目、西3条北15丁目	○	○	—	—	急006	R1
7	急傾斜地の崩壊	II-0-297-297	砂川西4条北16丁目1	砂川市西4条北16丁目	○	○	—	—	急007	R1
8	急傾斜地の崩壊	III-0-232-232	砂川吉野4条南3丁目	砂川市吉野3条南3丁目、吉野4条南3丁目	○	○	—	—	急008	R1
9	急傾斜地の崩壊	III-0-233-233	砂川市宮城の沢2	砂川市宮城の沢	○	○	—	—	急009	H23
10	急傾斜地の崩壊	III-0-234-234	砂川吉野2条北1丁目	砂川市吉野2条北1丁目、吉野2条北2丁目	○	○	—	—	急010	R1
11	急傾斜地の崩壊	III-0-235-235	砂川南吉野町2	砂川市南吉野町	○	○	—	—	急011	R1
12	急傾斜地の崩壊	III-0-236-236	砂川北吉野町1	砂川市北吉野町	○	○	—	—	急012	R1
13	急傾斜地の崩壊	III-0-237-237	砂川北吉野町2	砂川市北吉野町	○	○	—	—	急013	R1
14	急傾斜地の崩壊	III-0-238-238	砂川北吉野町3	砂川市北吉野町	○	○	—	—	急014	R1
15	急傾斜地の崩壊	III-0-239-239	砂川晴見1条北5丁目	砂川市晴見1条北5丁目	○	○	—	—	急015	R1
16	急傾斜地の崩壊	III-0-240-240	砂川西4条北16丁目2	砂川市西2条北16丁目、西4条北16丁目	○	○	—	—	急016	R1
17	急傾斜地の崩壊	III-0-241-241	砂川西4条北18丁目	砂川市西4条北18丁目、西6条北16丁目	○	○	—	—	急017	R1

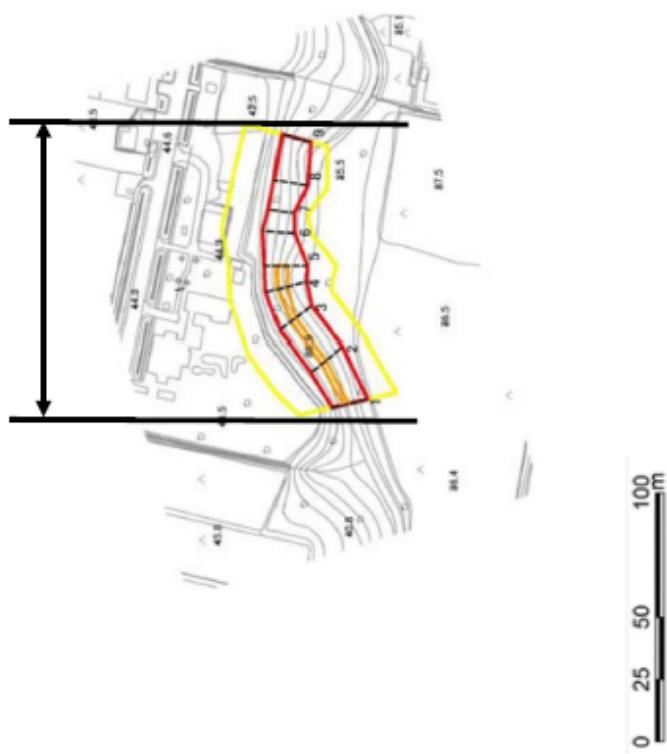
資 料 編

18	急傾斜地の崩壊	I-0-337-337	上砂川鶴本町北4丁目2	砂川市鶴、焼山	○	○	—	—	急018	H27
19	急傾斜地の崩壊	I-0-339-339	上砂川鶴本町北2丁目	砂川市焼山	○	○	農告第1030号(S58.6.22)(民)	—	急019	H27
20	急傾斜地の崩壊	I-0-340-340	上砂川鶴本町北1丁目1	砂川市焼山	○	○	農告第1030号(S58.6.22)(民)	—	急020	H27
21	急傾斜地の崩壊	I-0-342-342	上砂川鶴本町北1丁目2	砂川市焼山	○	○	—	—	急021	H27
22	急傾斜地の崩壊	I-0-348-348	上砂川東鶴北3条3丁目	砂川市焼山	○	○	—	—	急022	H27
23	急傾斜地の崩壊	II-0-298-298	上砂川下鶴南2条3丁目	砂川市鶴	○	○	—	—	急023	H27
24	急傾斜地の崩壊	II-0-300-300	上砂川下鶴北2丁目	砂川市鶴	○	○	—	—	急024	H27
25	急傾斜地の崩壊	II-0-308-308	上砂川鶴本町北1丁目3	砂川市焼山	○	○	農告第1130号(S51.12.4)(民)	—	急025	H27
26	急傾斜地の崩壊	III-0-242-242	歌志内文珠32	歌志内市文珠、砂川市焼山	○	○	—	—	急026	R1

急001 砂川吉野4条南8丁目 土砂災害ハザードマップ



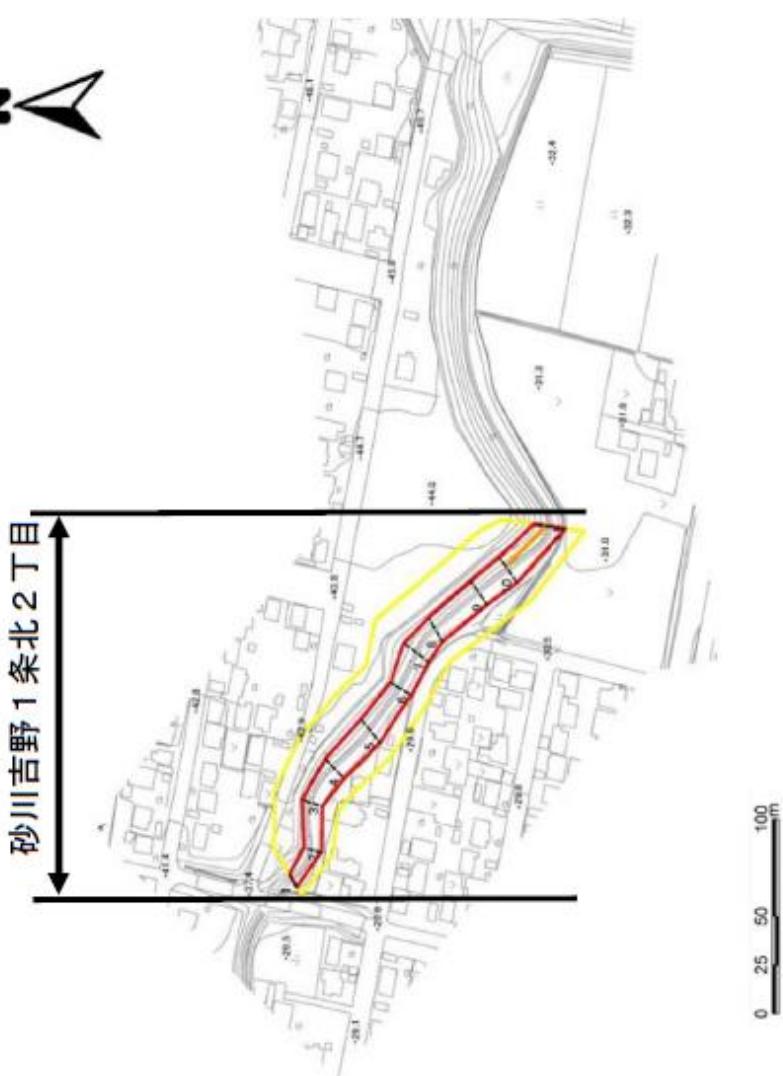
砂川吉野4条南8丁目



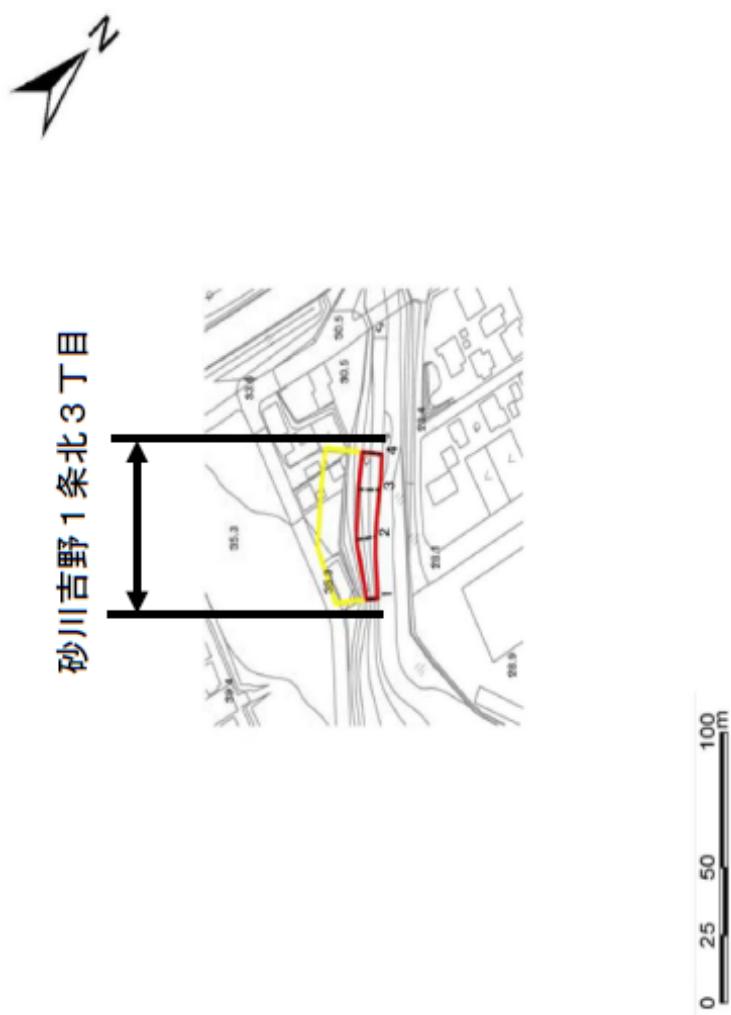
項目	記号
土砂災害警戒区域	■
土砂災害特別警戒区域	■
土石等の高さが1m以下の場合、 土石等の力が100kN/mを超える区域	■

- 黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

急002 砂川吉野1条北2丁目 土砂災害ハザードマップ

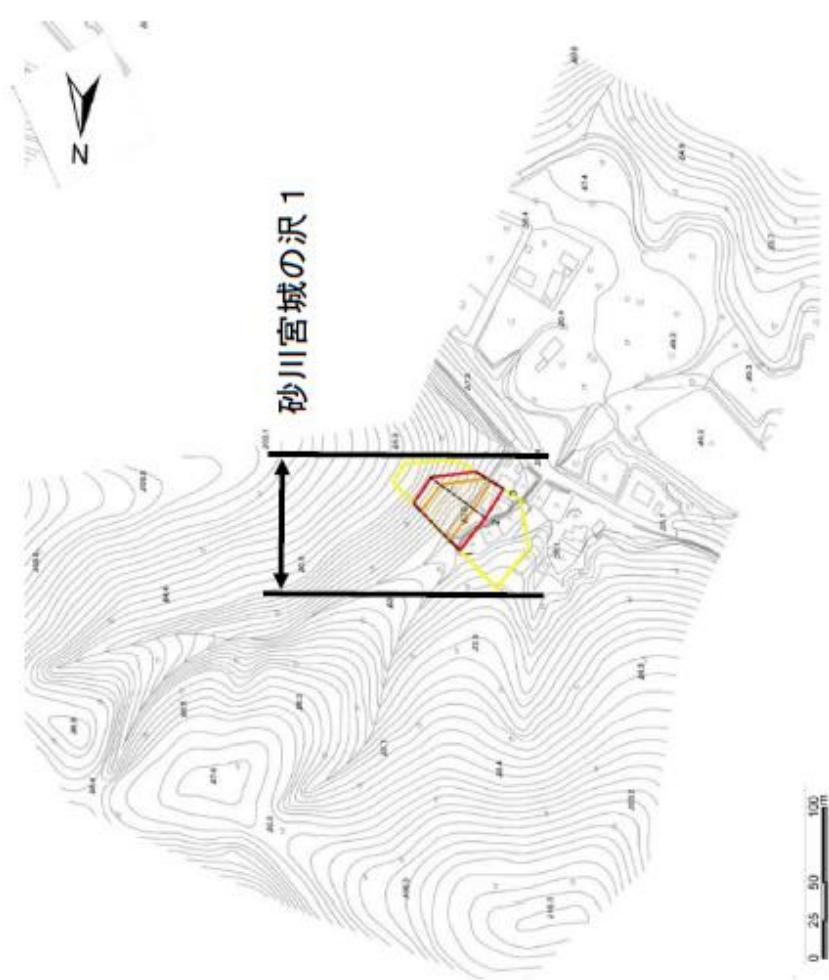


急003 砂川吉野1条北3丁目 土砂災害ハザードマップ



- 黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、建築物に損壊が生じた場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

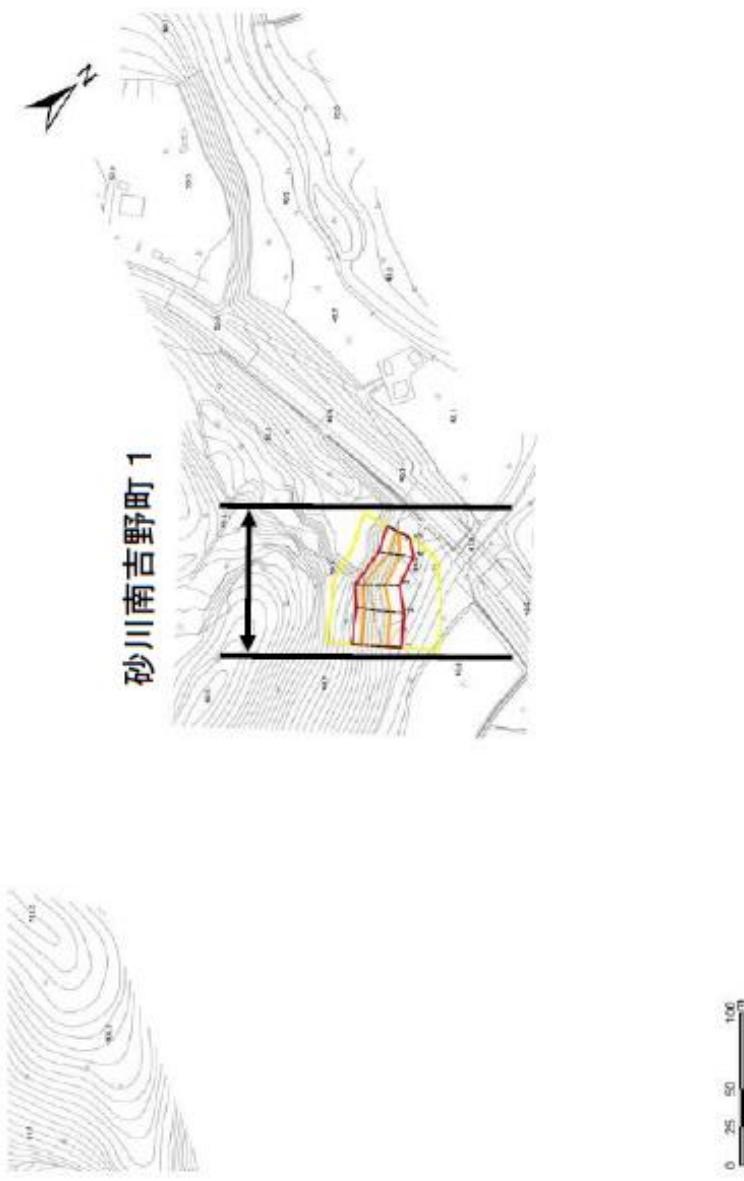
急004 砂川宮城の沢1 土砂災害ハザードマップ



項目	記号
土砂災害警戒区域	■
土砂災害特別警戒区域	■
土石等の高さが1m以下の場合、 土石等の力が100kN/m ² を超える区域	□

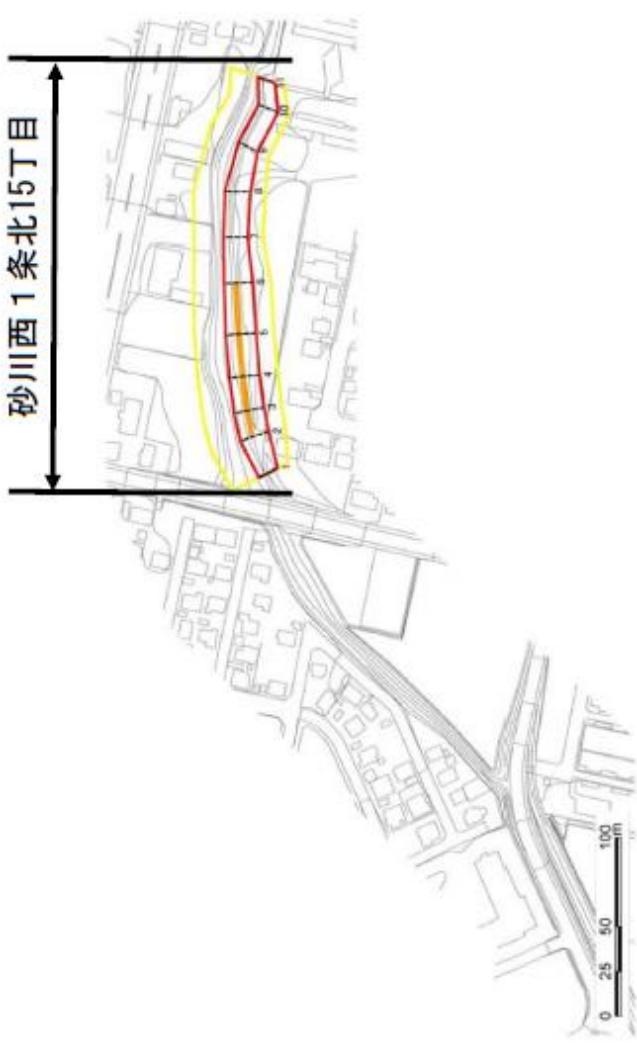
○黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
 ○赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

急005 砂川南吉野町1 土砂災害ハザードマップ



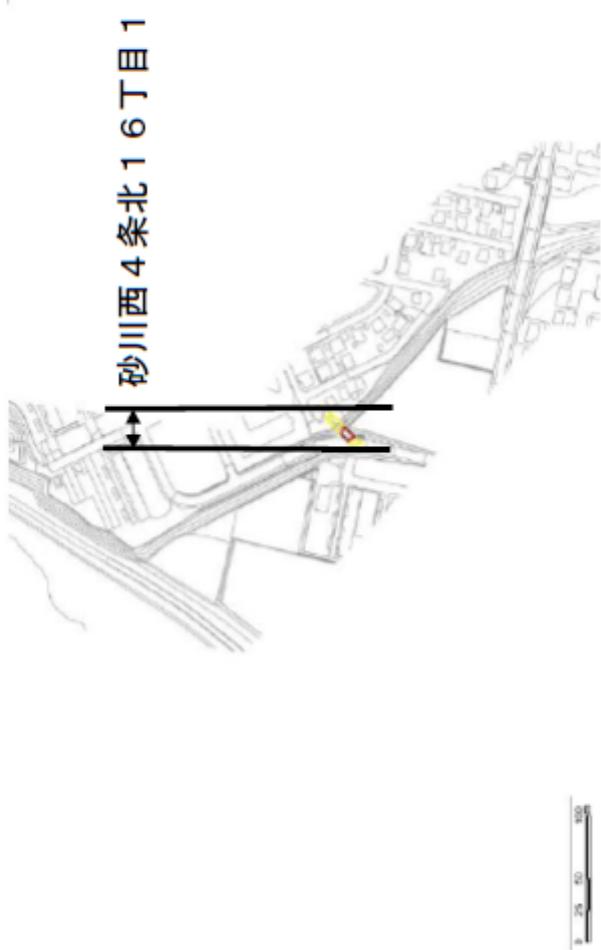
○黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
 ○赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

急006 砂川西1条北15丁目 土砂災害ハザードマップ



- 黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

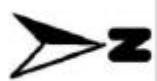
急007 砂川西4条北16丁目1 土砂災害ハザードマップ



項目	記号
土砂災害警戒区域	■
土砂災害特別警戒区域	□
土石等の高さが1m以下の場合、 土石等の力が100kN/mを超える区域	□

○黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
○赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

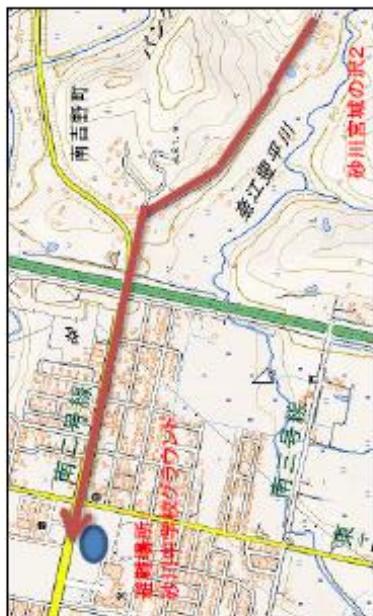
急008 砂川吉野4条南3丁目 土砂災害ハザードマップ



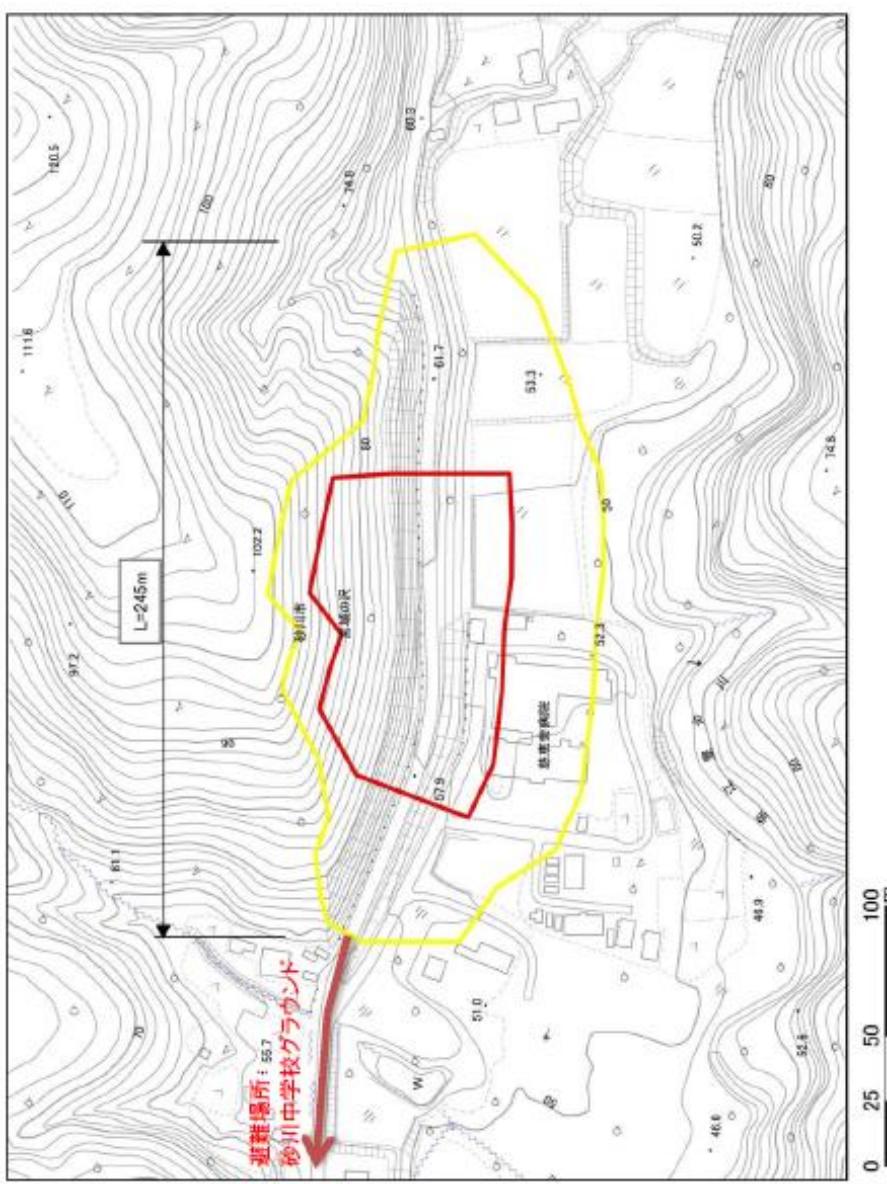
- 黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

急009 砂川宮城の沢2(砂川市宮城の沢) 土砂災害ハザードマップ

避難場所: 砂川中学校グラウンド
住所: 砂川市吉野2条南5丁目



項目	記号
土砂災害警戒区域	■
土砂災害特別警戒区域	□
避難場所	●
主要な避難経路	—



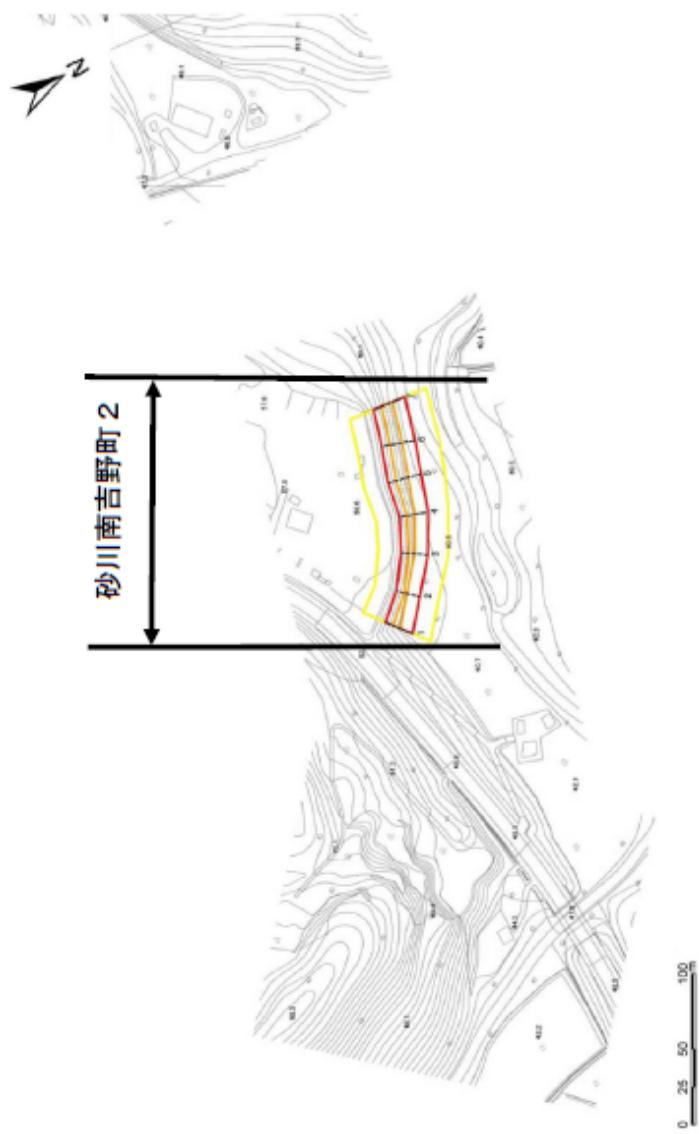
- 黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

急010 砂川吉野2条北1丁目 土砂災害ハザードマップ



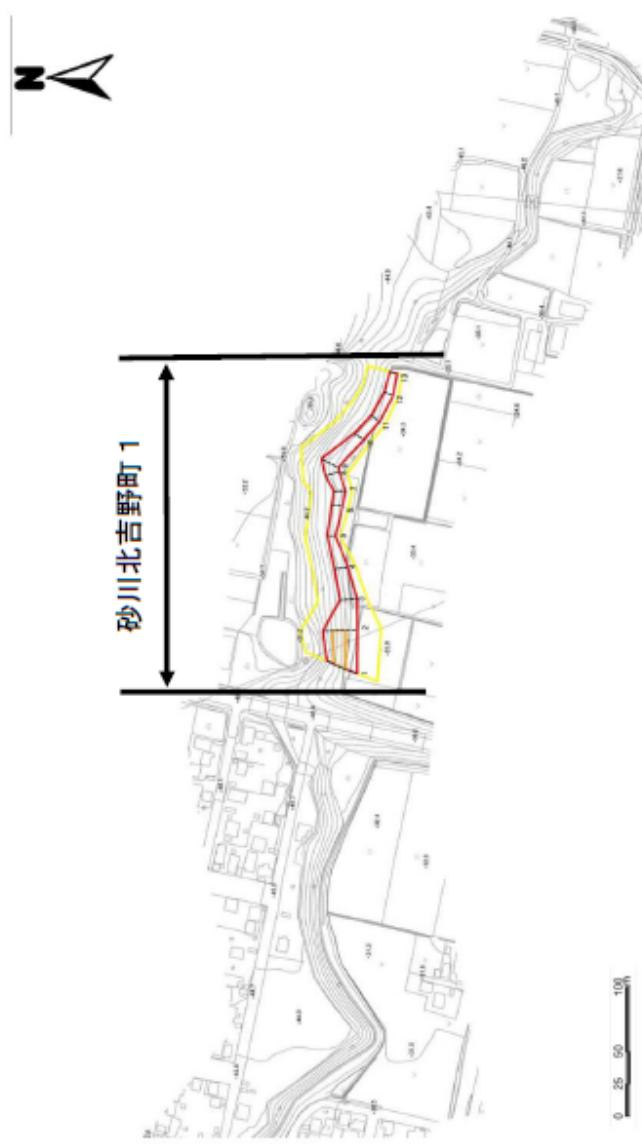
○黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
 ○赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

急011 砂川南吉野町2 土砂災害ハザードマップ



- 黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

急012 砂川北吉野町1 土砂災害ハザードマップ



項目	記号
土砂災害警戒区域	■
土砂災害特別警戒区域	■
避難場土石等の高さが1m以下の場合、 土石等の力が100kN/m ² を超える区域	■

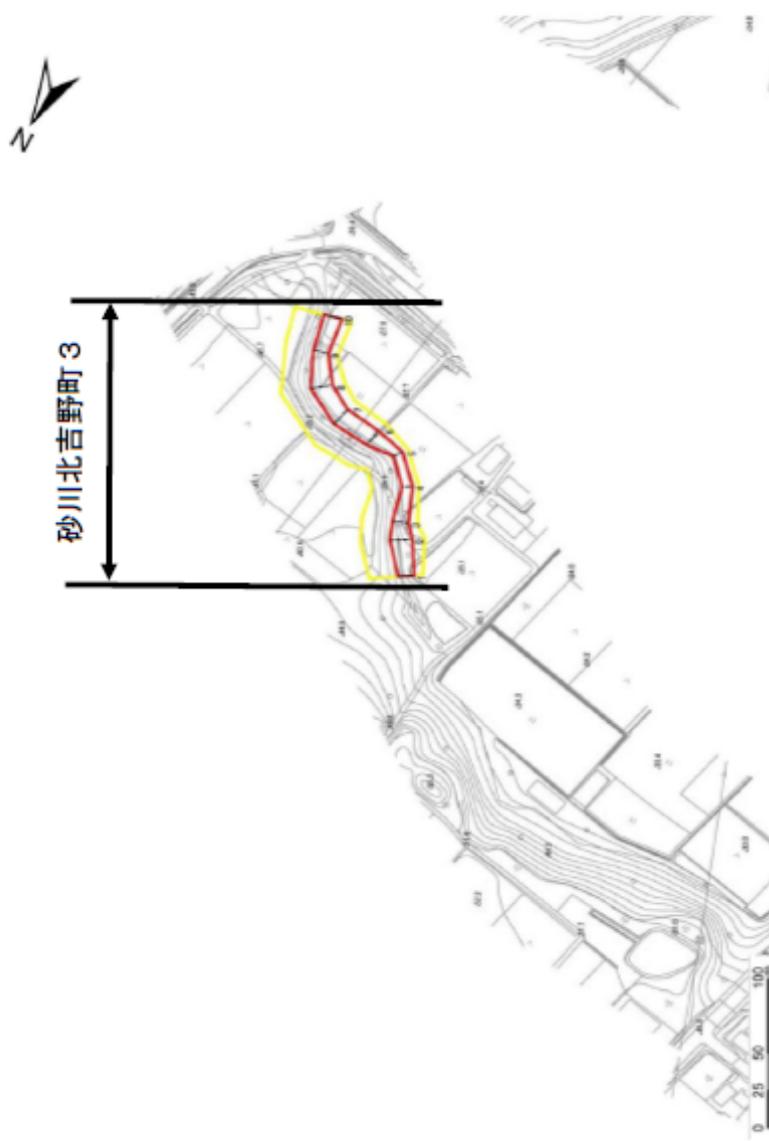
- 黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

急013 砂川北吉野町2 土砂災害ハザードマップ



- 黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

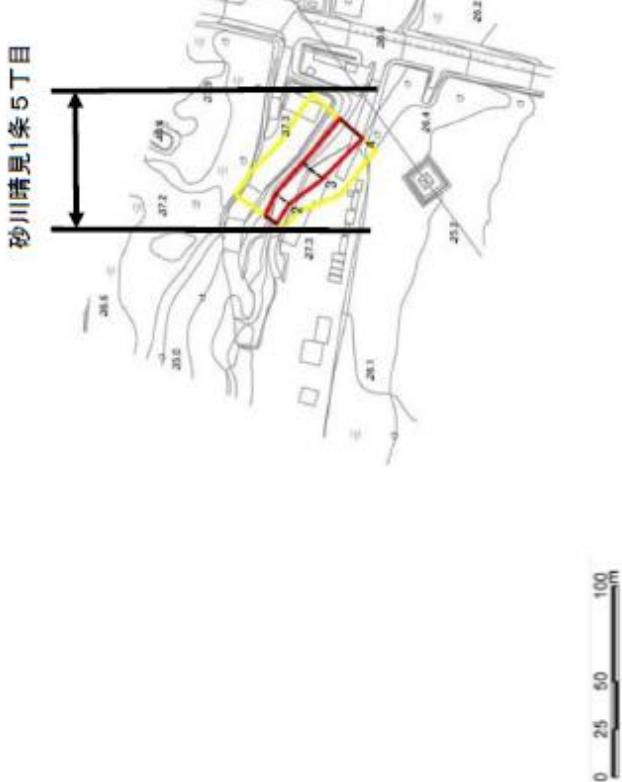
急014 砂川北吉野町3 土砂災害ハザードマップ



項目	記号
土砂災害警戒区域	■
土砂災害特別警戒区域	□
土石等の高さが1m以下の場合、 土石等の力が100kN/m ² を超える区域	□

○黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
○赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

急015 砂川晴見1条北5丁目 土砂災害ハザードマップ



項目	記号
土砂災害警戒区域	□
土砂災害特別警戒区域	■
土石等の高さが1m以下の場合、 土石等の力が100kN/mを超える区域	□

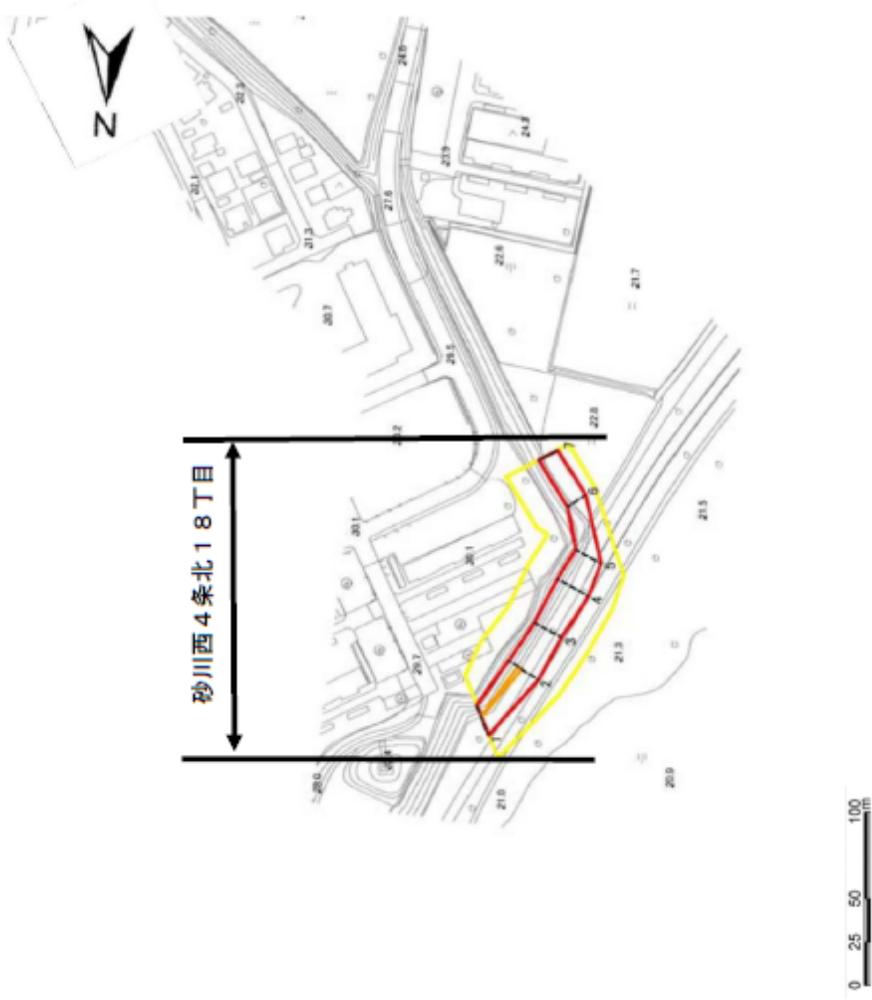
- 黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

急016 砂川西4条北16丁目2 土砂災害ハザードマップ



○黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危険が生じるおそれのある区域」です。
○赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危険が生じるおそれのある区域」です。

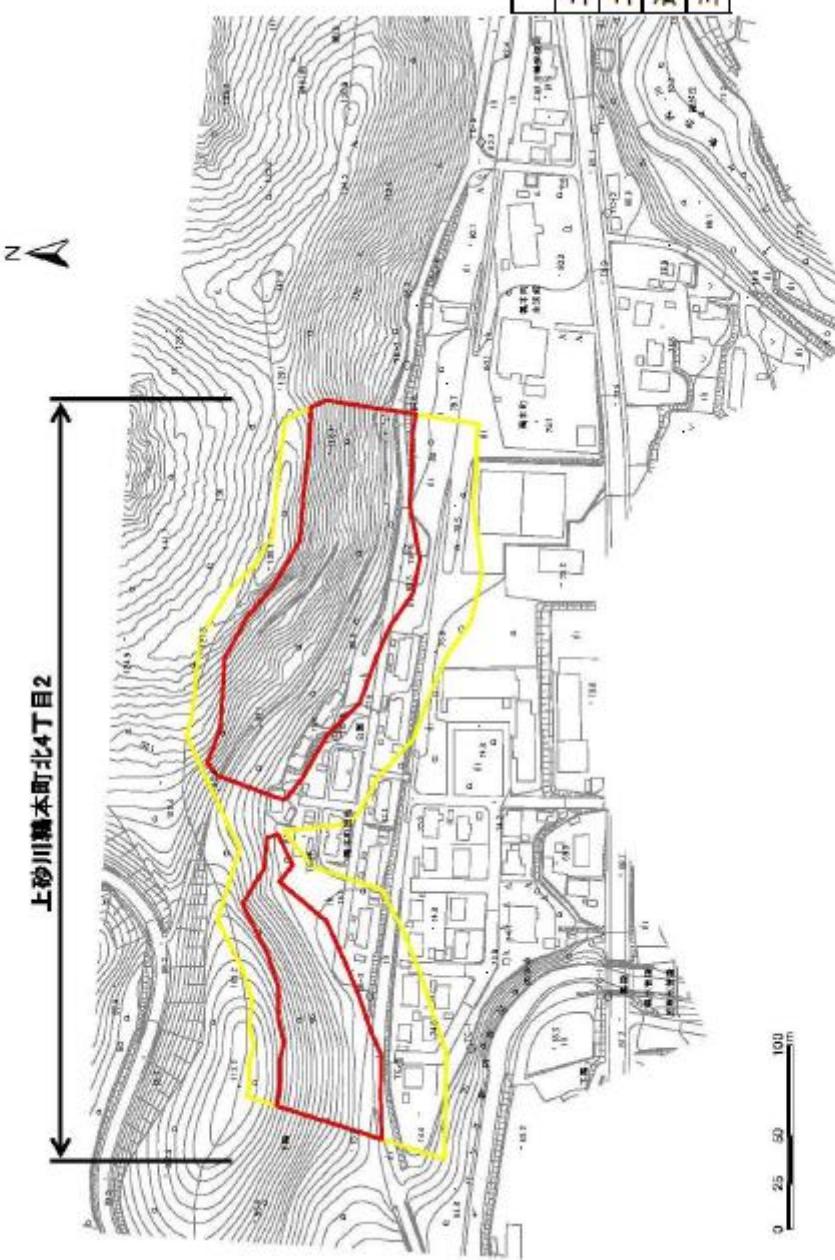
急017 砂川西4条北18丁目 土砂災害ハザードマップ



項目	記号
土砂災害警戒区域	□
土砂災害特別警戒区域	□
土石等の高さが1m以下の場合、 土石等の力が100kN/m ² を超える区域	□

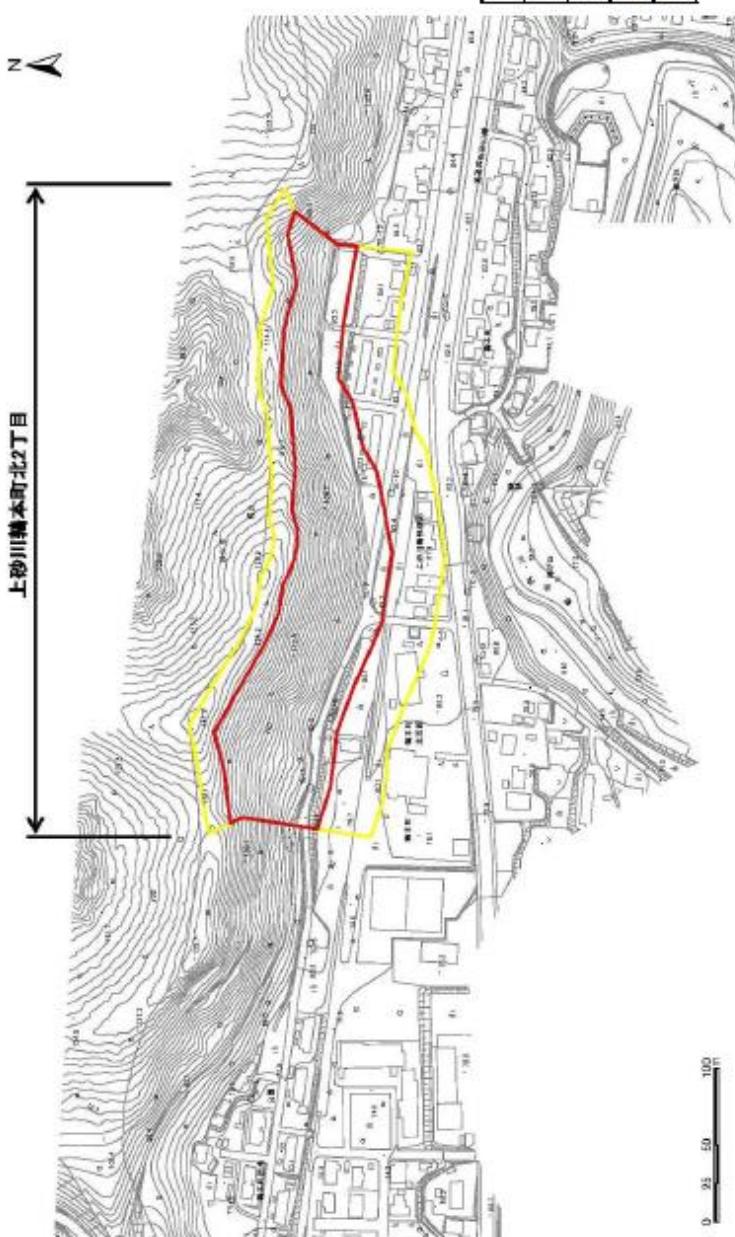
- 黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

急018 上砂川鶴本町北4丁目2(砂川市鶴、焼山) 土砂災害ハザードマップ



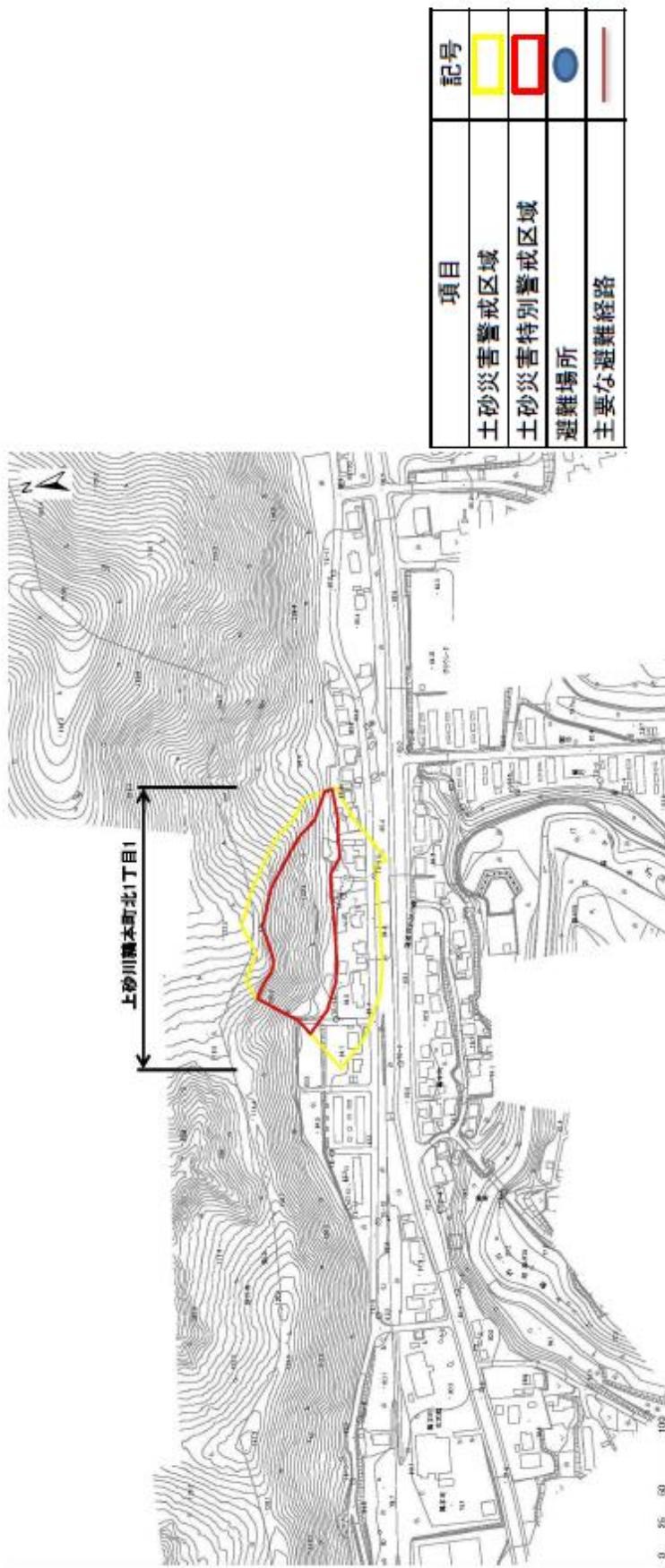
- 黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

急019 上砂川鶴本町北2丁目(砂川市焼山) 土砂災害ハザードマップ



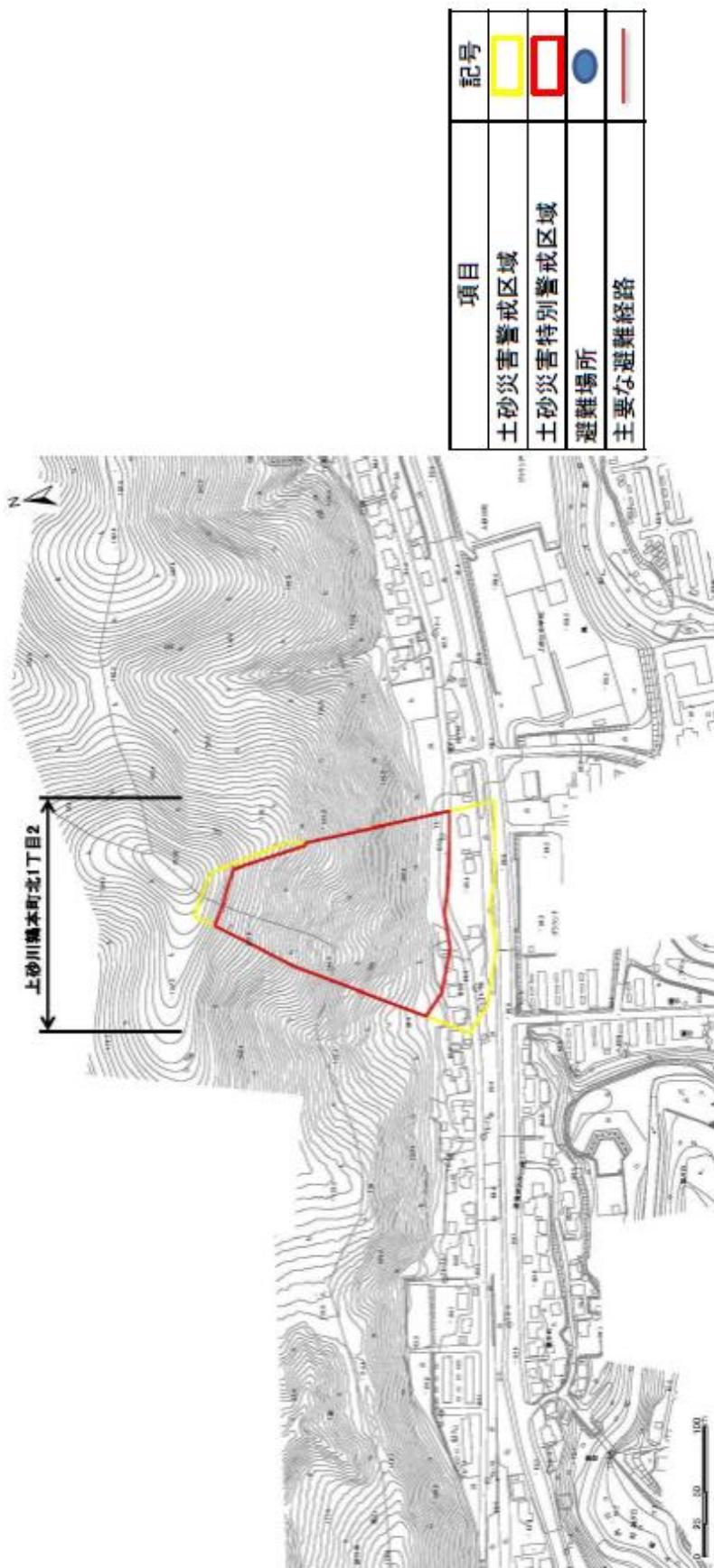
- 黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

急020 上砂川鶴本町北1丁目1(砂川市焼山) 土砂災害ハザードマップ



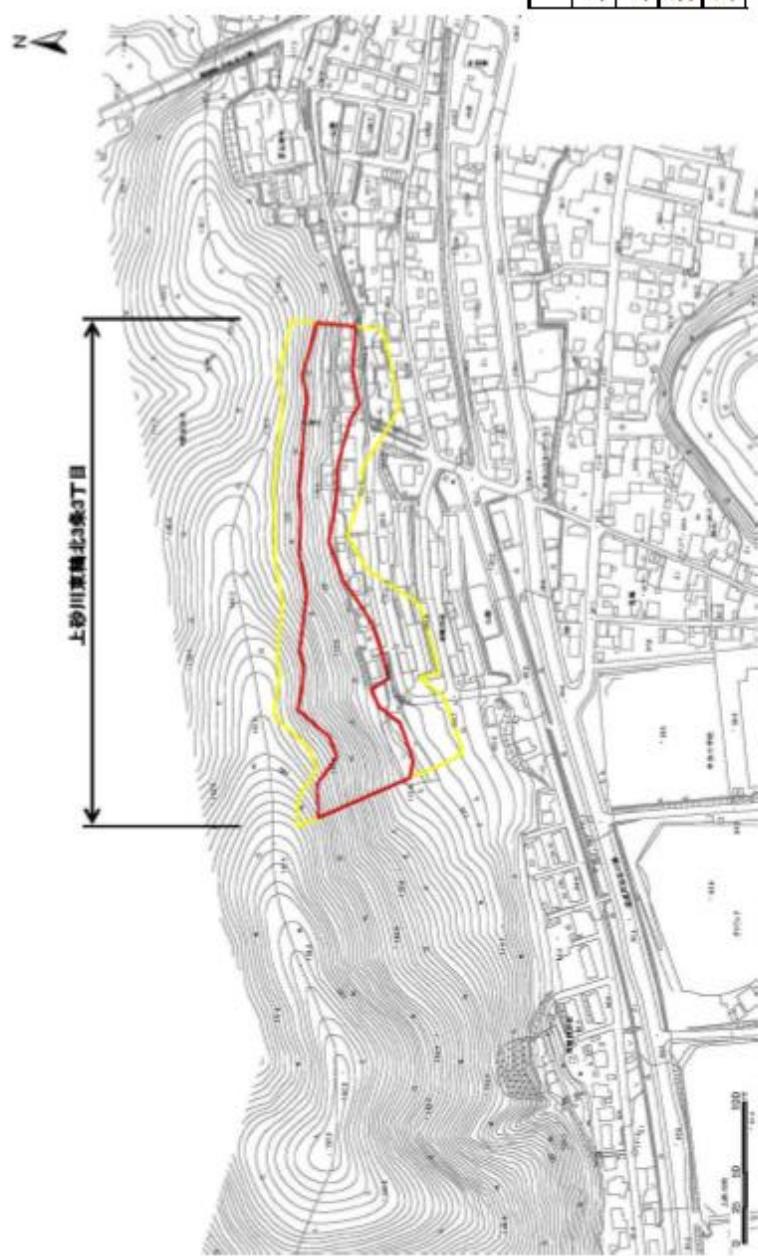
○黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
○赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

急021 上砂川鶴本町北1丁目2(砂川市焼山) 土砂災害ハザードマップ



- 黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

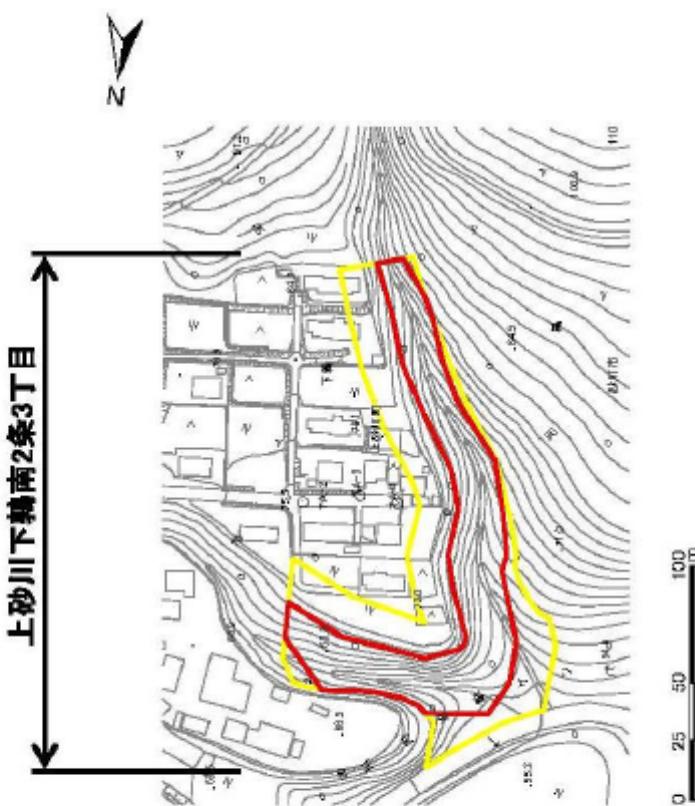
急022 上砂川東轍北3条3丁目(砂川市焼山) 土砂災害ハザードマップ



項目	記号
土砂災害警戒区域	□
土砂災害特別警戒区域	■
避難場所	●
主要な避難経路	—

- 黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

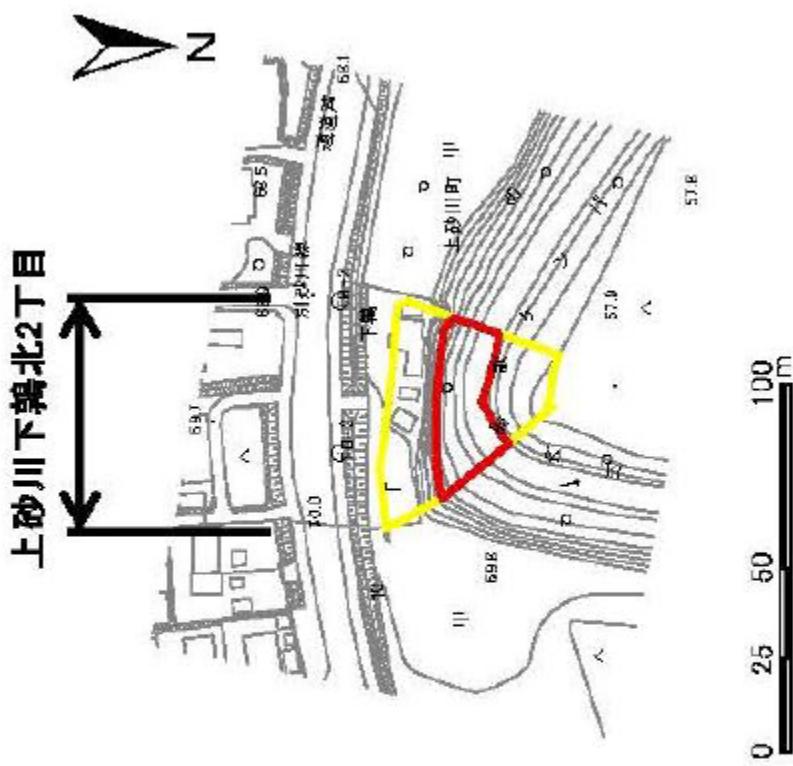
急023 上砂川下鶴南2条3丁目(砂川市鶴) 土砂災害ハザードマップ



項目	記号
土砂災害警戒区域	□
土砂災害特別警戒区域	■
避難場所	●
主要な避難経路	—

- 黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

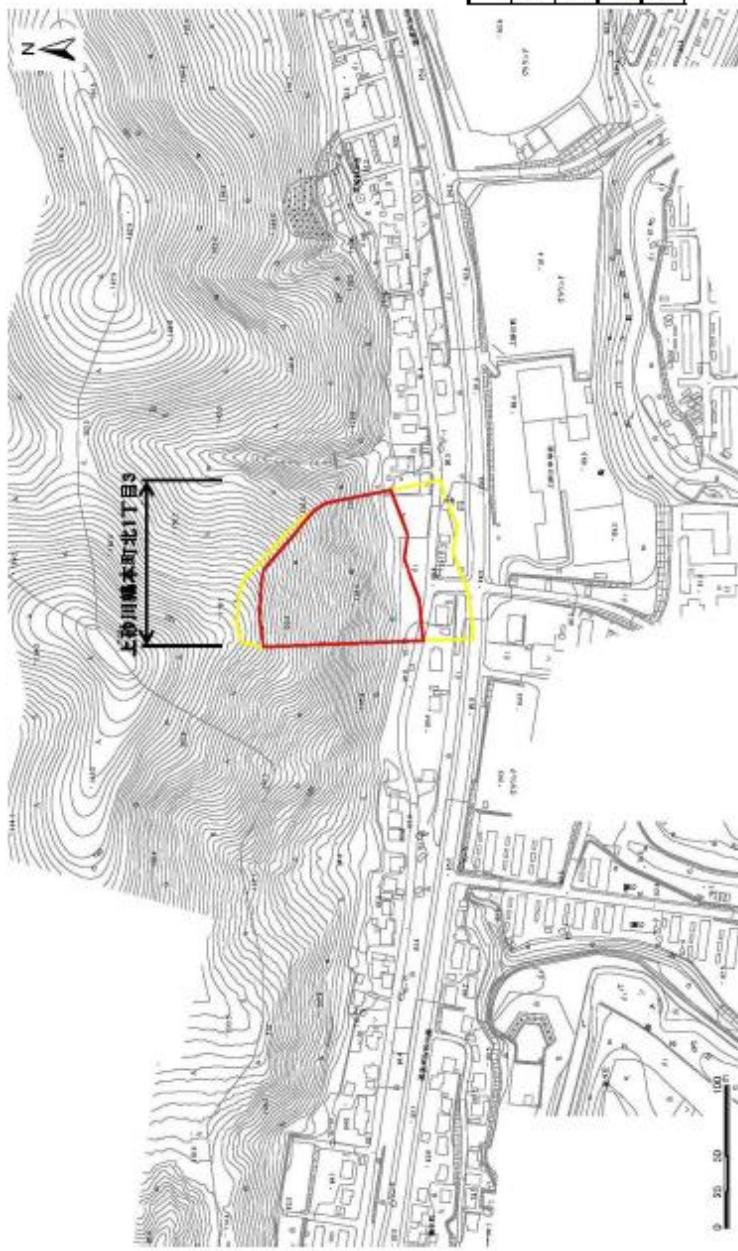
急024 上砂川下鶴北2丁目(砂川市鶴) 土砂災害ハザードマップ



項目	記号
土砂災害警戒区域	□
土砂災害特別警戒区域	□
避難場所	●
主要な避難経路	—

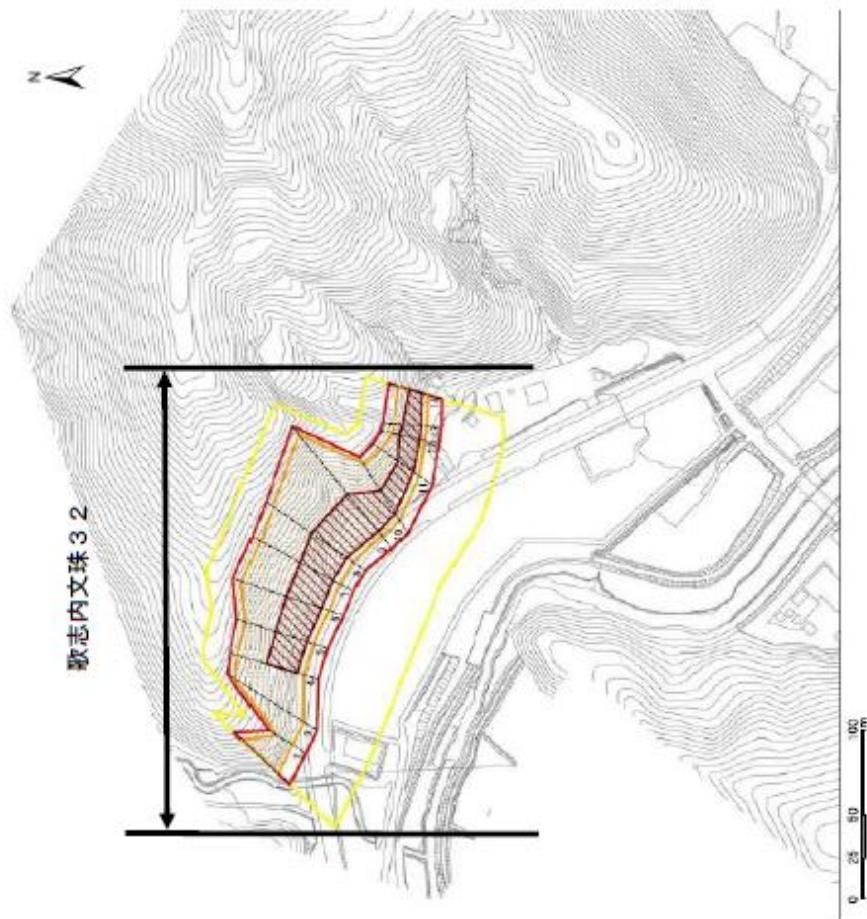
- 黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

急025 上砂川鶴本町北1丁目3(砂川市焼山) 土砂災害ハザードマップ



- 黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

急026 歌志内文珠32 土砂災害ハザードマップ



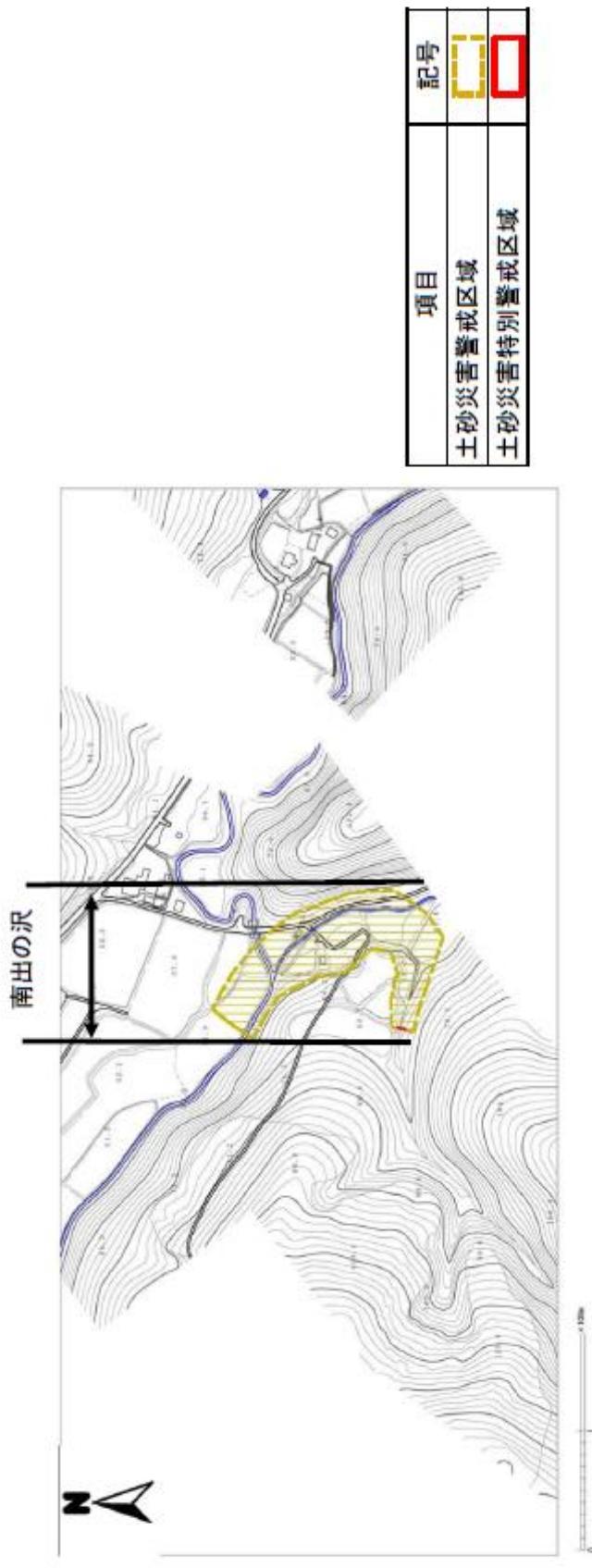
項目	記号
土砂災害警戒区域	□
土砂災害特別警戒区域	□
避難場所	□
土石流の堆積の高さが3mを超える区域	▨

- 黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

2 土石流

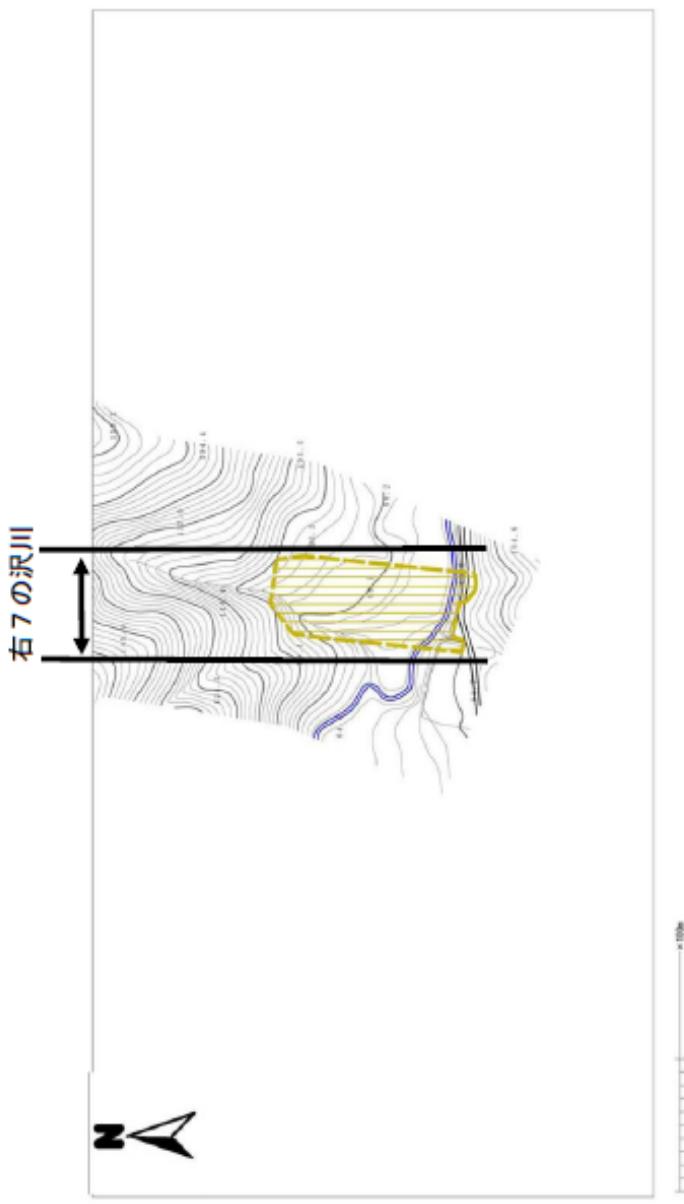
整理番号	分類	箇所番号	箇所名	所在地	警戒区域	特別警戒区域	保安林	要援護者	危険箇所番号	基礎調査年度
1	土石流	II-05-0050	南出の沢川	砂川市宮城の沢	○	○	—	—	土001	R1
2	土石流	II-05-0060	右7の沢川	砂川市宮城の沢	○	—	—	—	土002	R1
3	土石流	II-05-0070	宮城右1号の沢川	砂川市宮城の沢	○	—	—	—	土003	R1
4	土石流	II-05-0080	小室の沢川	砂川市宮城の沢	○	—	民(土流) S47.9.13 農告第 1827号	—	土004	R1
5	土石流	II-05-0090	小林の沢川	砂川市宮城の沢	○	—	—	—	土005	R1
6	土石流	II-05-0100	病院の沢川	砂川市宮城の沢	○	—	—	—	土006	R1
7	土石流	II-05-0800	長尾の沢川	砂川市焼山	○	—	—	—	土007	R1
8	土石流	I-05-0820	学校の沢川	砂川市焼山	○	—	—	—	土008	H23
9	土石流	II-05-0830	右1の沢川	砂川市一の沢	○	—	—	—	土009	R1
10	土石流	II-05-0840	田中の沢川	砂川市一の沢	○	○	—	—	土010	R1
11	土石流	II-05-0850	右2の沢川	砂川市一の沢	○	○	—	—	土011	R1
12	土石流	II-05-0860	宿村上の沢川	砂川市一の沢	○	○	—	—	土012	R1
13	土石流	II-05-0870	左2の沢川	砂川市一の沢	○	—	—	—	土013	R1
14	土石流	II-05-0880	左の沢川	砂川市一の沢	○	—	—	—	土014	R1
15	土石流	II-05-0890	一の沢川	砂川市富平 赤平市住吉町	○	—	—	—	土015	R1
16	土石流	II-05-0900	左3の沢川	砂川市富平	○	—	—	—	土016	R1

土001 南出の沢川 土砂災害ハザードマップ



- 黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

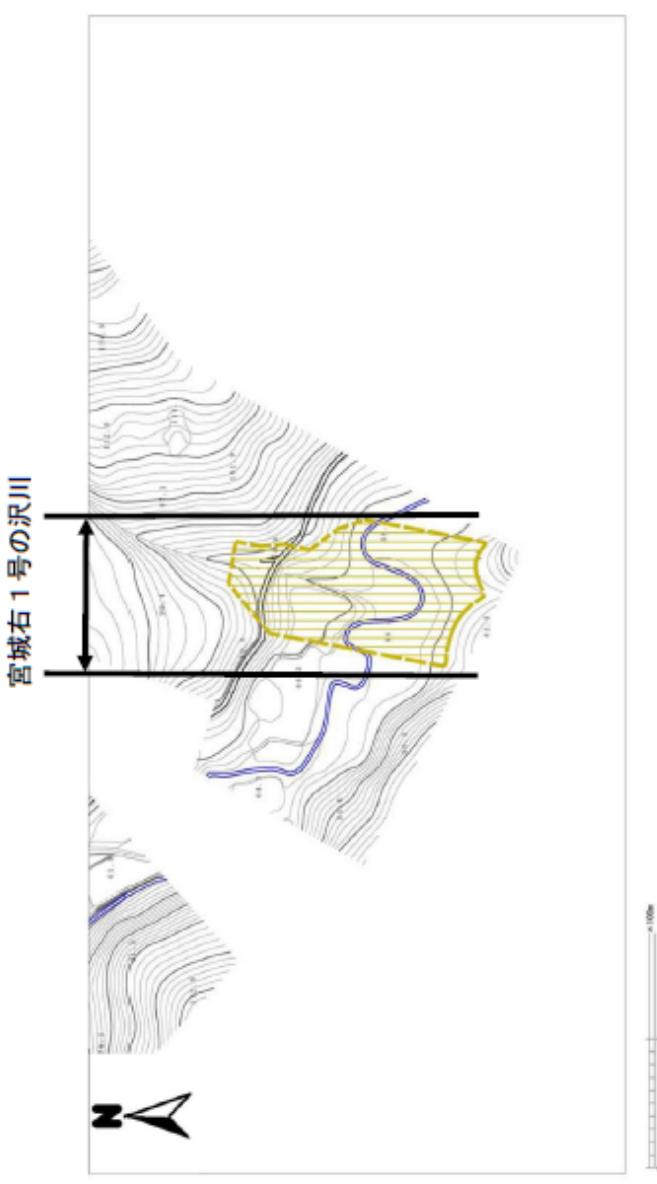
土002 右7の沢川 土砂災害ハザードマップ



項目	記号
土砂災害警戒区域	■
土砂災害特別警戒区域	□

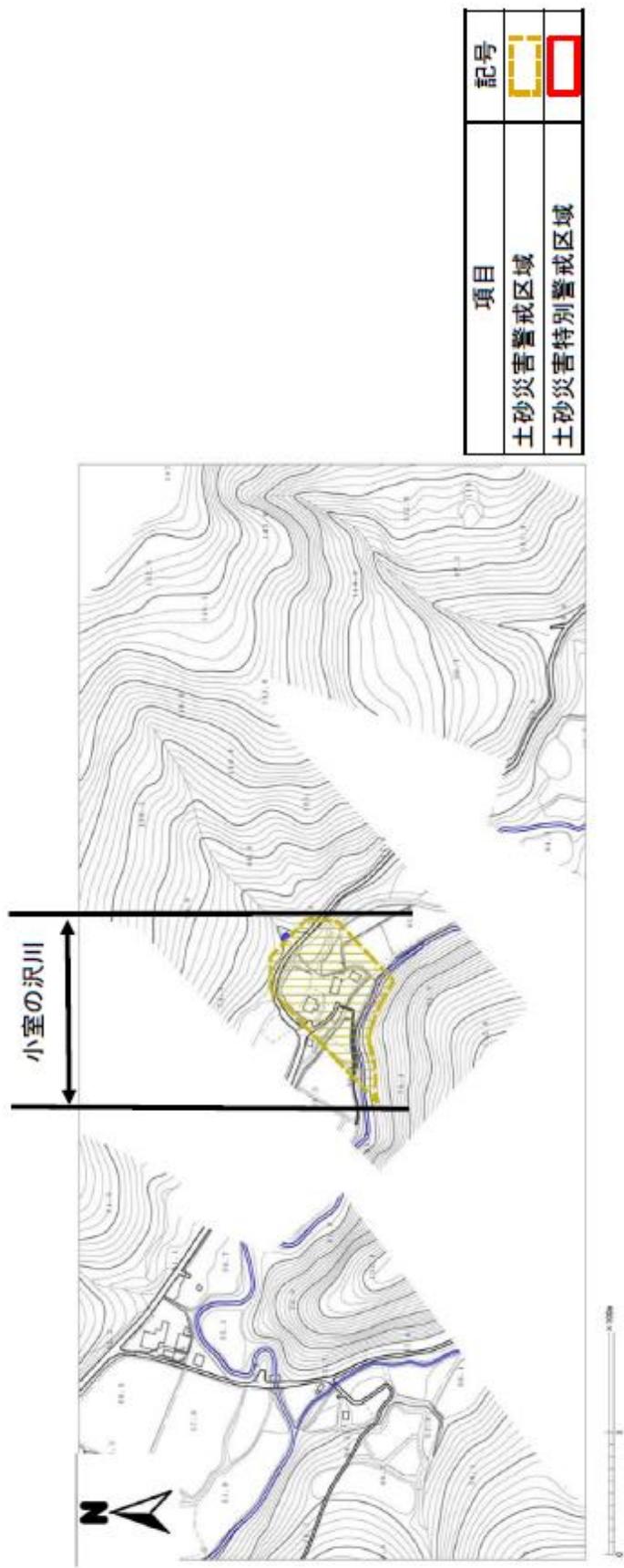
- 黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

土003 宮城右1号の沢川 土砂災害ハザードマップ



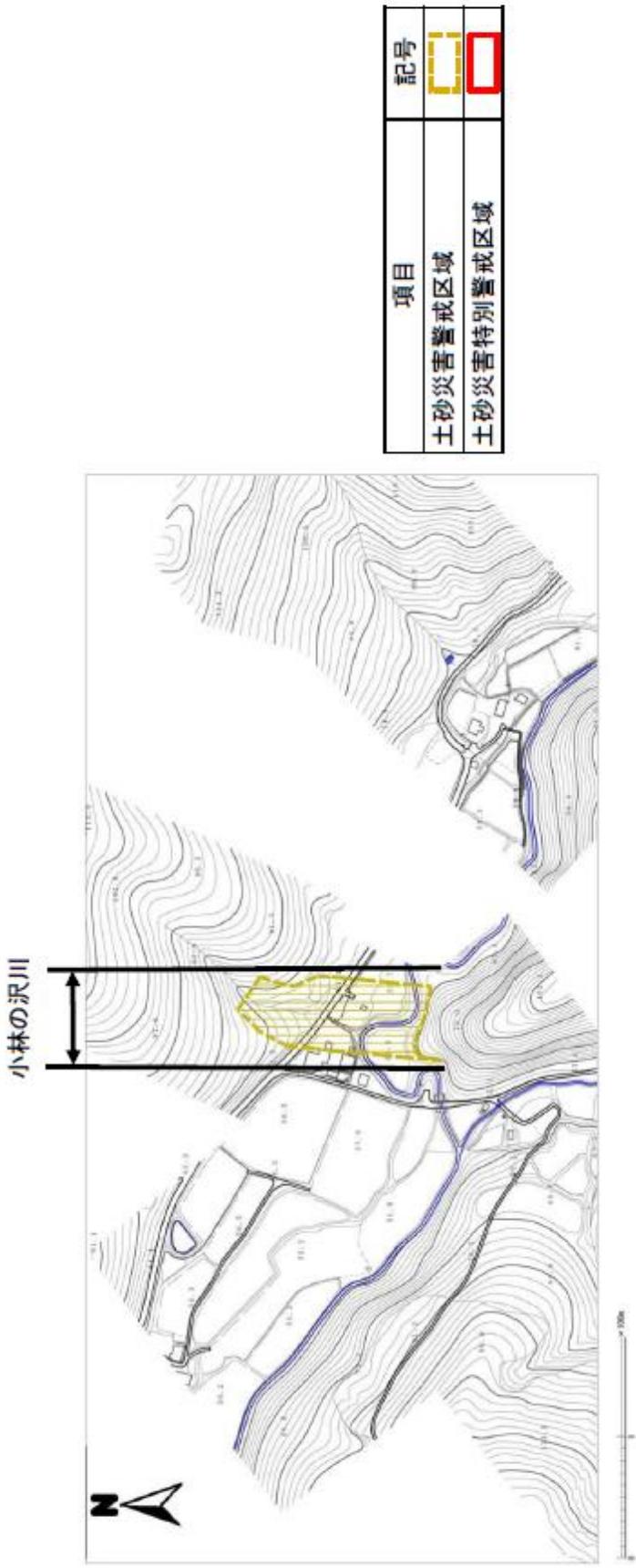
- 黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

土004 小室の沢川 土砂災害ハザードマップ



- 黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

土005 小林の沢川 土砂災害ハザードマップ



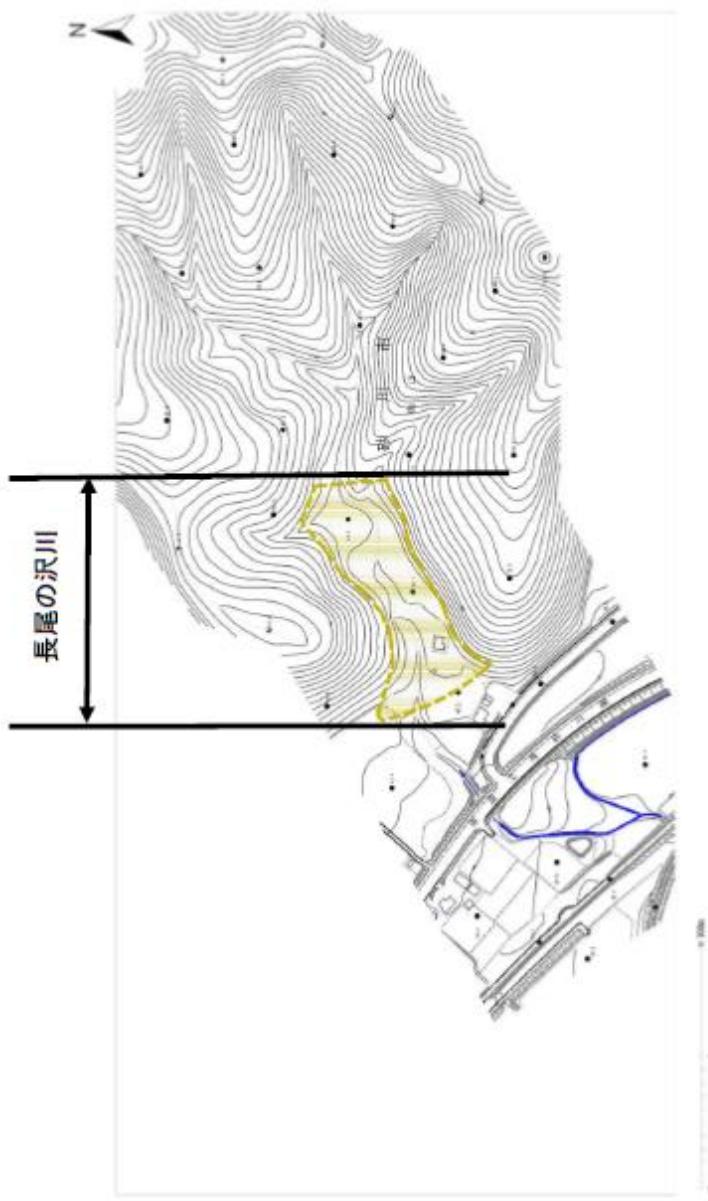
- 黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

土006 病院の沢川 土砂災害ハザードマップ



- 黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

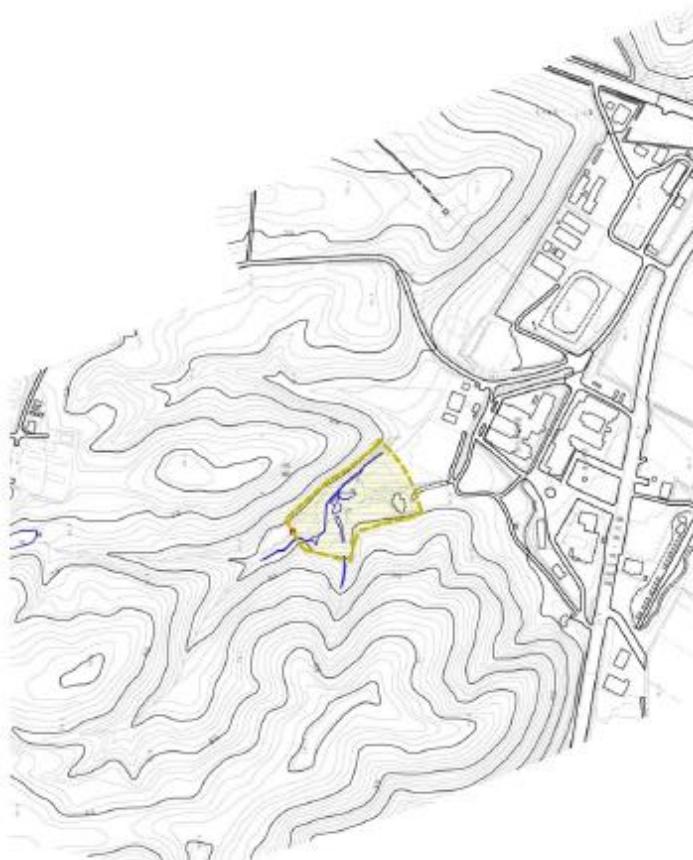
土007 長尾の沢川 土砂災害ハザードマップ



- 黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

土008 学校の沢川(砂川市焼山) 土砂災害ハザードマップ

1-05-0820

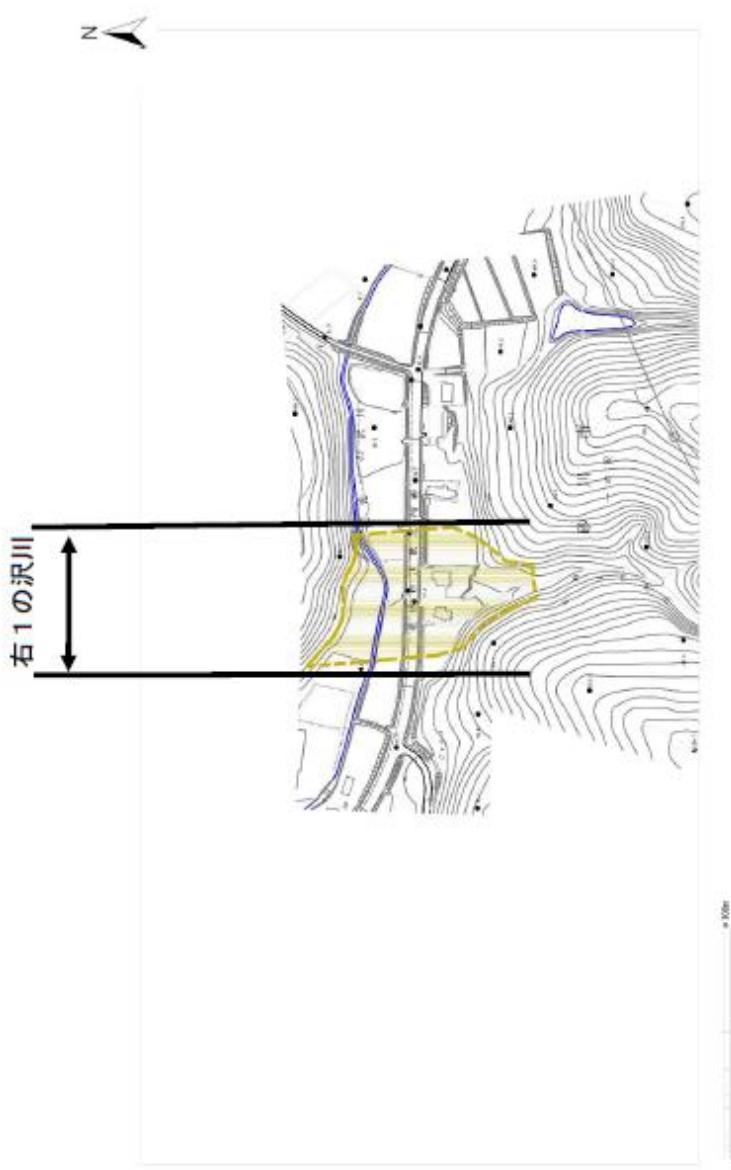


1/2,000

項目	記号
土砂災害警戒区域	□
土砂災害特別警戒区域	■
避難場所	●
主要な避難経路	—

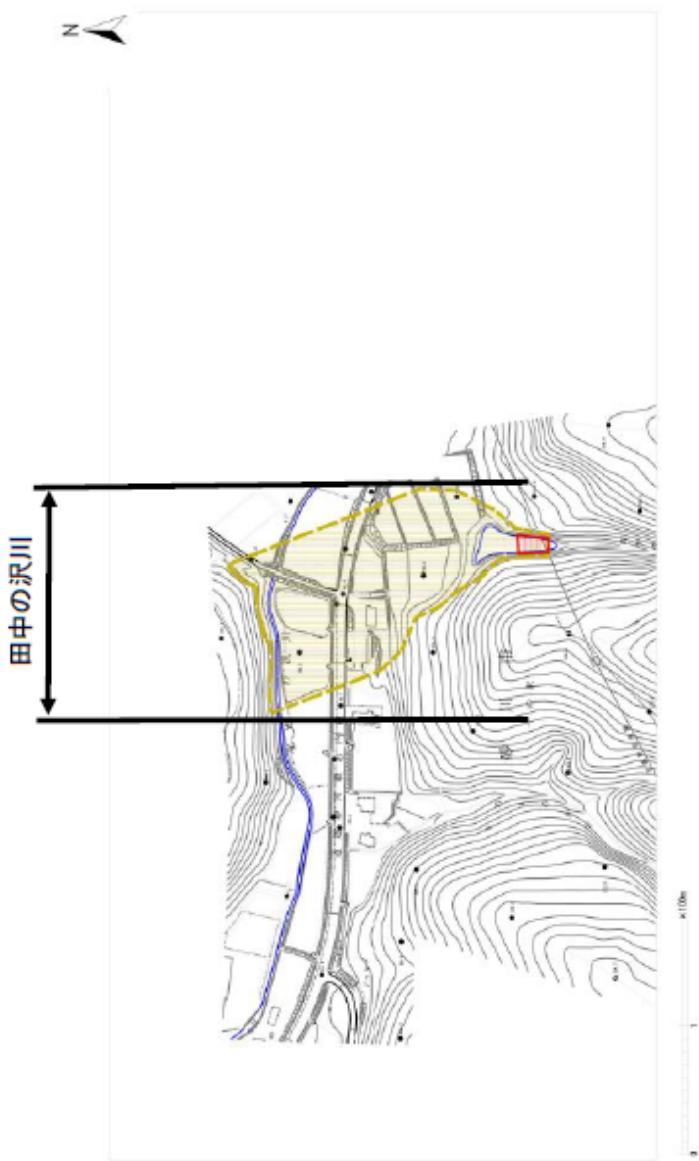
- 黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

土009 右1の沢川 土砂災害ハザードマップ



- 黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

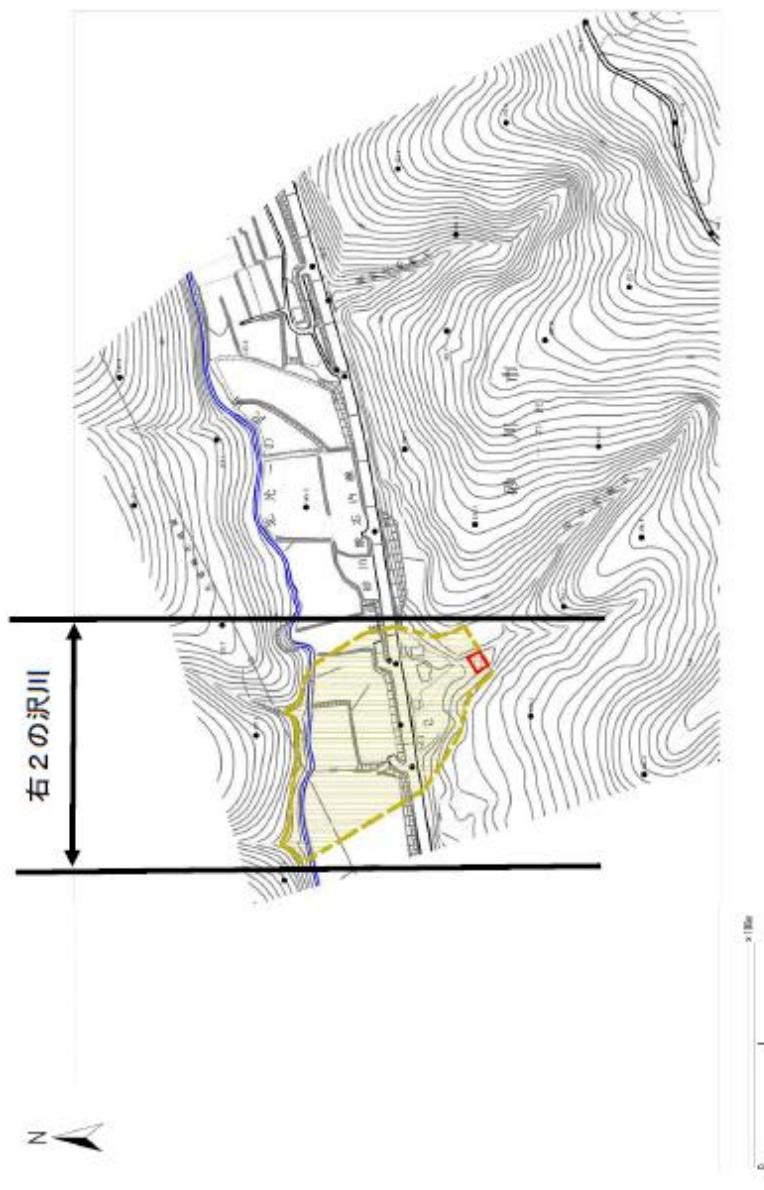
土010 田中の沢川 土砂災害ハザードマップ



項目	記号
土砂災害警戒区域	■
土砂災害特別警戒区域	□

- 黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

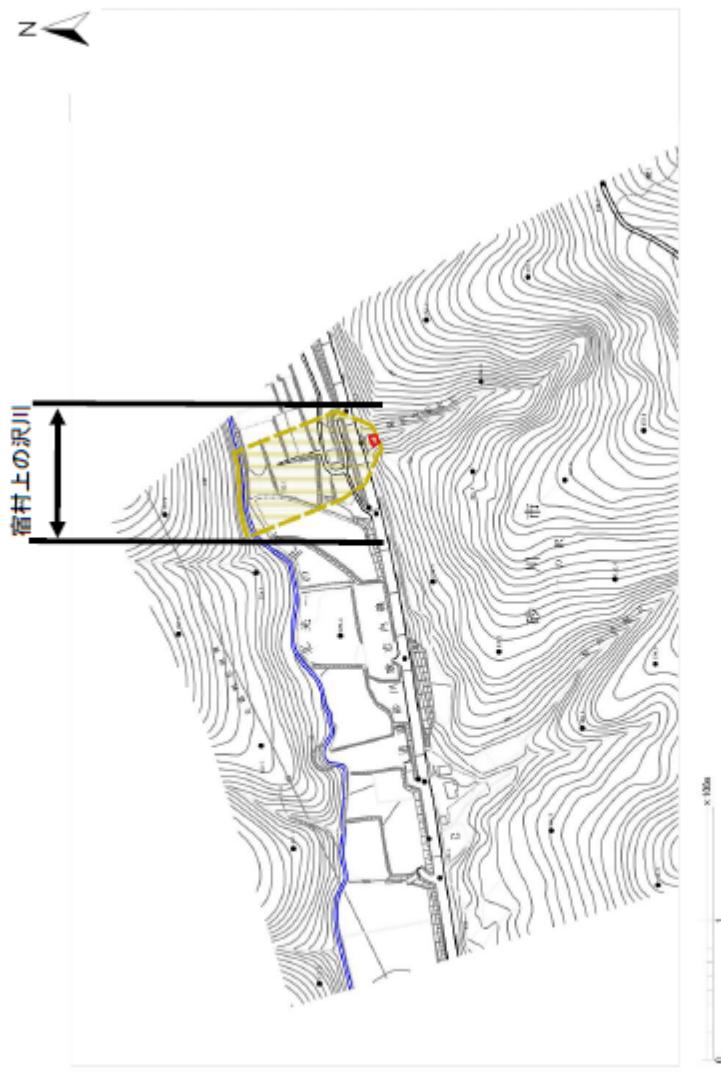
土011 右2の沢川 土砂災害ハザードマップ



項目	記号
土砂災害警戒区域	□
土砂災害特別警戒区域	■

- 黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

土012 宿村上の沢川 土砂災害ハザードマップ



項目	記号
土砂災害警戒区域	□
土砂災害特別警戒区域	■

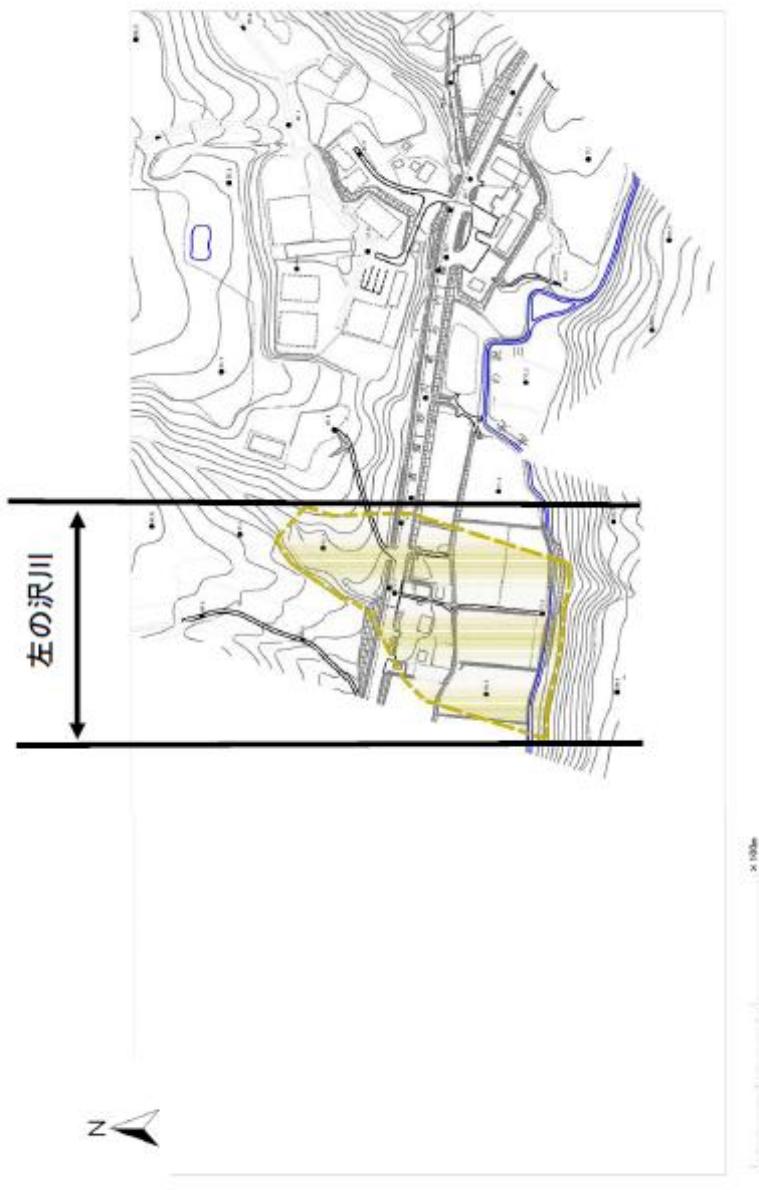
○黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
○赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

土013 左2の沢川 土砂災害ハザードマップ



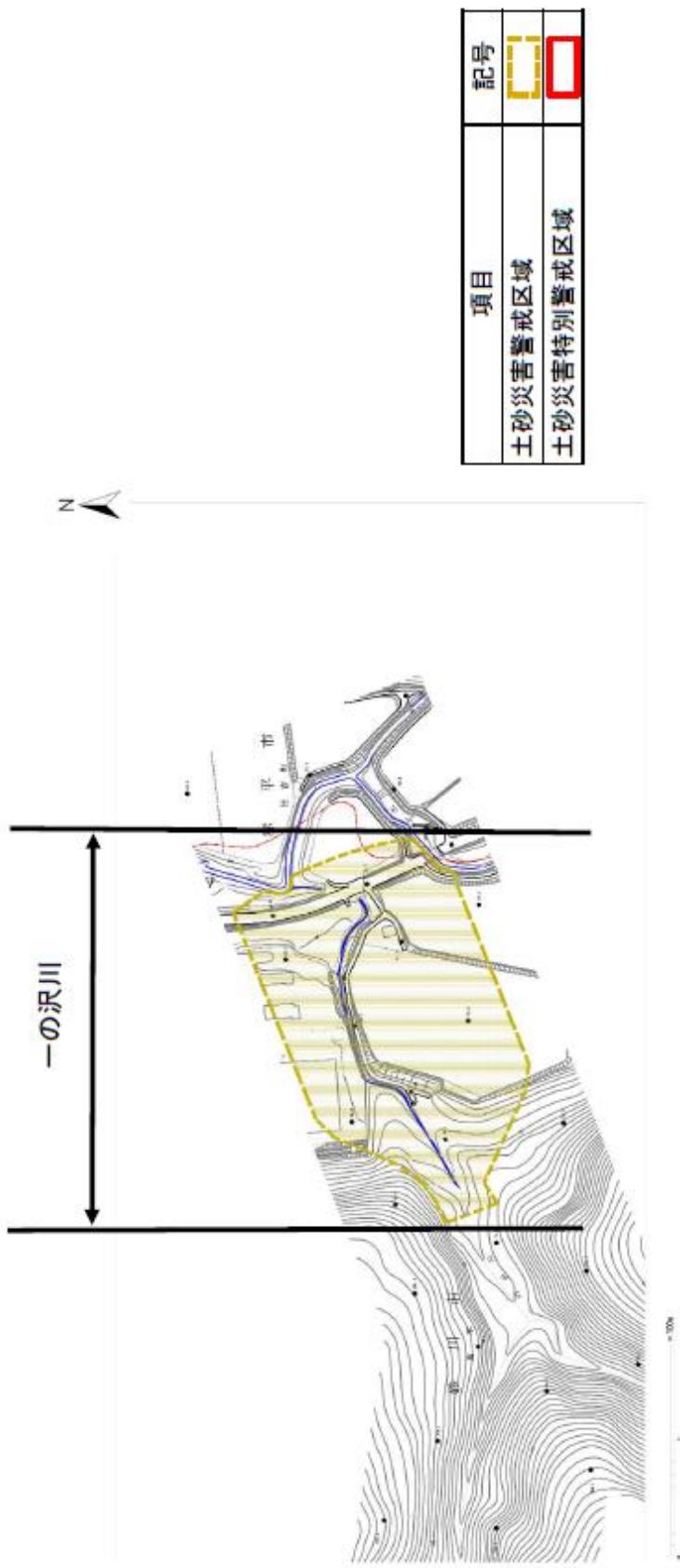
- 黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

土014 左の沢川 土砂災害ハザードマップ



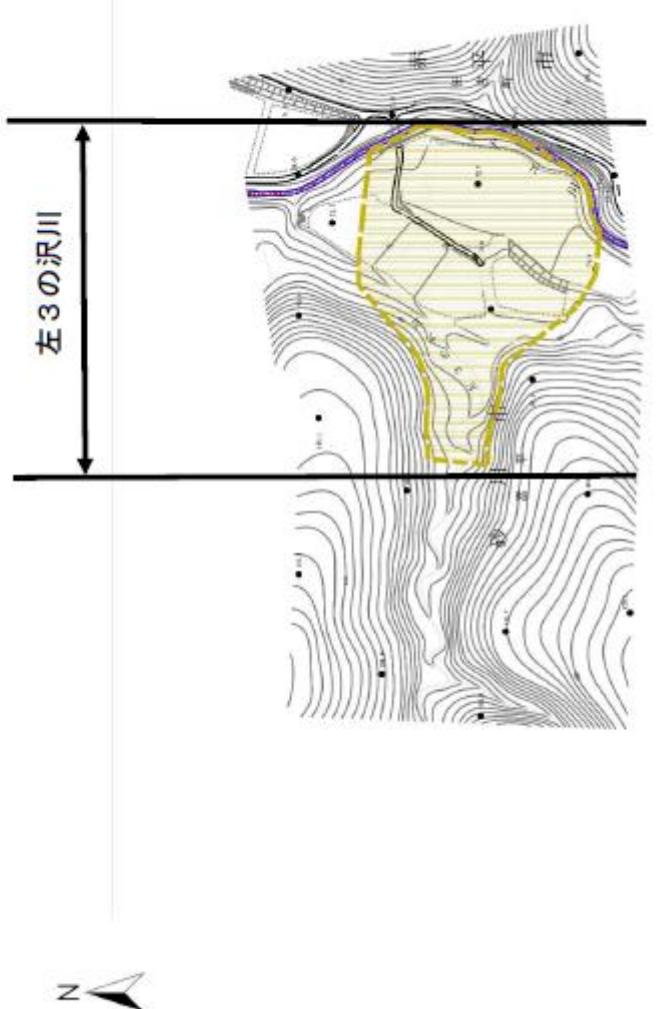
- 黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

土015 一の沢川 土砂災害ハザードマップ



- 黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

土016 左3の沢川 土砂災害ハザードマップ



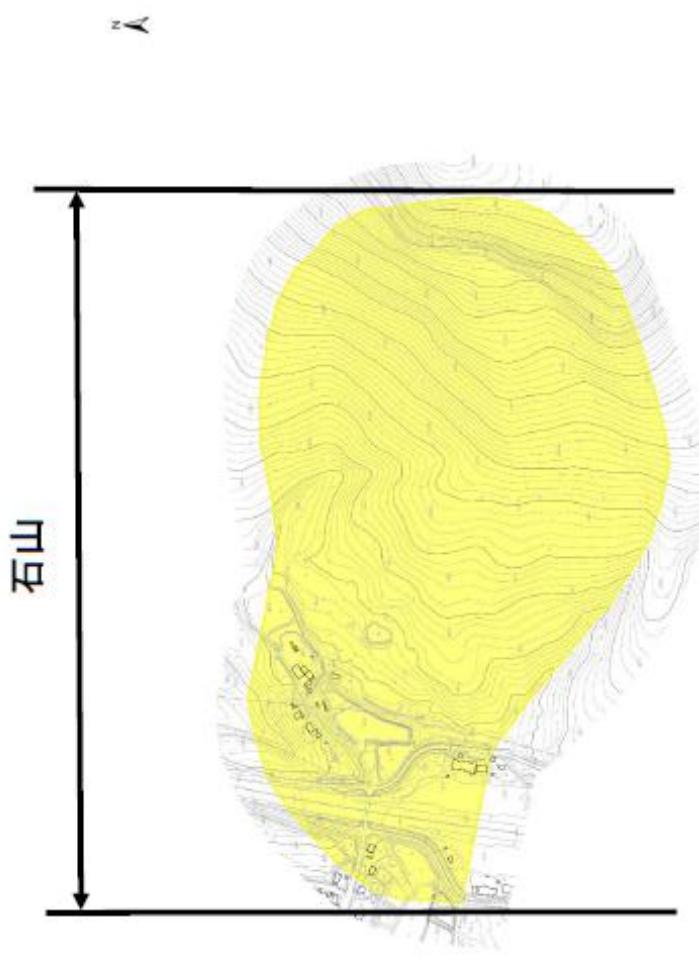
項目	記号
土砂災害警戒区域	□
土砂災害特別警戒区域	■

- 黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

3 地すべり

整理番号	分類	箇所番号	箇所名	所在地	警戒区域	特別警戒区域	保安林	要援護者	危険箇所番号	基礎調査年度
1	地すべり	0-74-440	石山	砂川市空知太, 空知太東3条3丁目	○	—	—	—	地001	R1
2	地すべり	<4>-0-227-227-5004	住吉2の沢	歌志内市字中村, 字文珠、砂川市一の沢	○	—	道(土流) S53.8.16 農告第118号	—	地002	R1

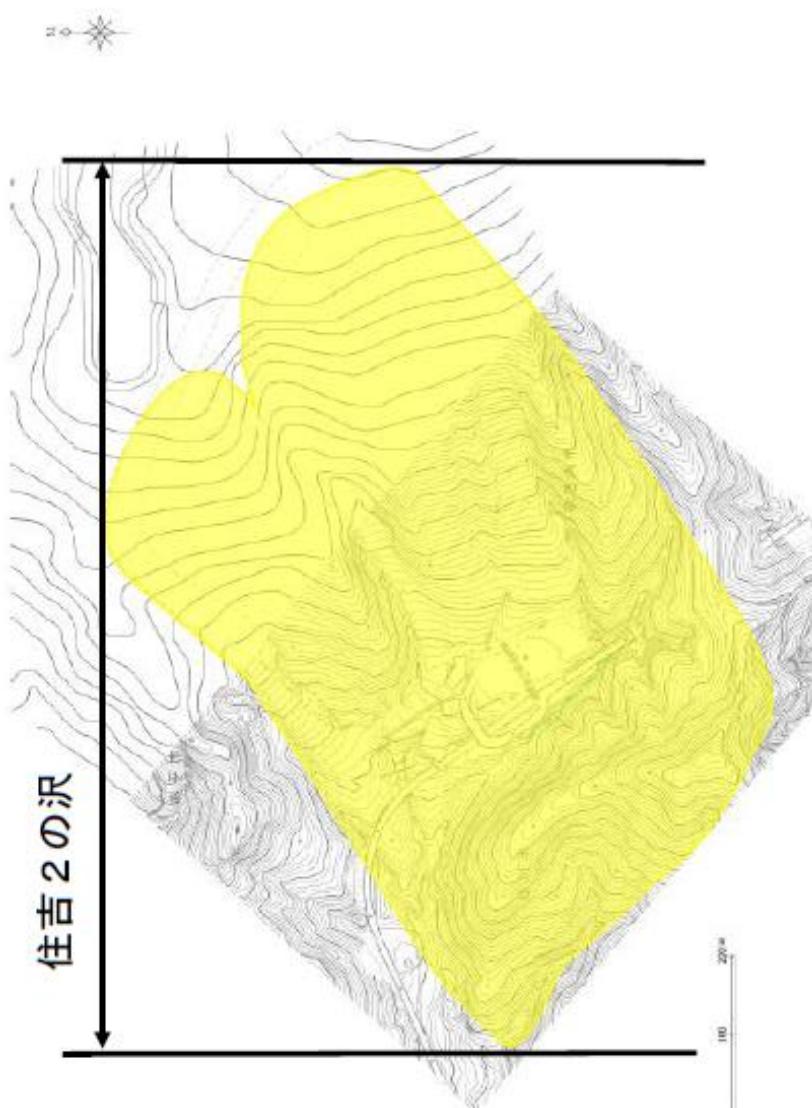
地001 石山 土砂災害ハザードマップ



項目	記号
土砂災害警戒区域	■

- 黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

地002 住吉2の沢 土砂災害ハザードマップ



項目	記号
土砂災害警戒区域	■

- 黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

4-6 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表

1 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

洪水・土砂災害の場合			
位置番号	指定緊急避難場所	指定避難所 【電話番号】	避難町内会
2	北地区コミュニティセンター駐車場	北地区コミュニティセンター【53-2622】	富平、あかね団地、空知太第1、空知太すみれ
3	石山中学校 グラウンド	石山中学校【53-3248】	空知太第5、新石山団地、石山団地、北光第3
4	北光小学校 グラウンド	北光小学校【52-6141】	北光第1、北光第2（砂川大橋の状況次第では市外への避難）、北光第4、北光第5、北光第6、北光団地、一の沢、焼山第2、焼山第4
8	地域交流センターゆう 駐車場※	地域交流センターゆう※【54-3111】	焼山第1、東雲、共親、一心、親友、禄軒、若葉、東和、千歳第1、千歳第2、のぞみ、大昭、十八日、駿前、吉野第1、北吉野西町、北吉野南町、三砂
9	砂川中学校 グラウンド	砂川中学校【52-4204】	東晴見、晴見、新晴見、睦親、鶴第1、吉野第2、吉野第6、吉葉、宮下元町、宮下第1、宮下第2、宮城の沢、吉野ニュータウン、友和、親栄、東幸、山の手、東町、緑ヶ丘、南吉野団地、若草
10	総合体育館 前公園	総合体育館【54-2175】	吉野第3、南風、新町、泉町、南日の出、新日の出
11	砂川小学校 グラウンド	砂川小学校【52-4207】	正和、共栄、相和、舟場、栄町、寺町、月見丘、曙、花園、朝日、宮川、豊沼第3、豊沼第4、豊沼第5
12	豊沼小学校 グラウンド	豊沼小学校【52-3042】	宮川中央団地、新宮川、親宮、豊栄、豊沼第1、豊沼第2、豊沼第6、豊沼第8、北電社宅、北洋社宅

※概ね100年に1度発生する規模の水害（計画規模）で浸水する恐れのある場所や施設は水害時の指定緊急避難場所及び指定避難所に指定していません。地域交流センターゆうは、概ね1000年に1度発生する規模（想定最大規模）のときは浸水する恐れがあります。その場合は、他の指定緊急避難場所及び指定避難所へ避難して頂く場合があります。

地震等の場合			
位置番号	指定緊急避難場所	指定避難所 【電話番号】	避難町内会
1	空知太小学校 グラウンド	空知太小学校【53-3077】	富平、あかね団地、空知太第1、空知太すみれ
3	石山中学校 グラウンド	石山中学校【53-3248】	空知太第5、新石山団地、石山団地、北光第3
4	北光小学校 グラウンド	北光小学校【52-6141】	北光第1の一部<ベンケ歌志内川から北地区>、北光第4、北光第5、北光第6、北光団地、一の沢
5	中央小学校 グラウンド	中央小学校【52-2965】	焼山第1、焼山第2、東雲、焼山第4、東晴見、晴見、新晴見、吉野第1、吉野第2、吉野第6、吉葉
6	海洋センター 横公園及び 駐車場	海洋センター【52-4809】	北光第1の一部<ベンケ歌志内川から南地区>、北光第2、共親、禄軒、若葉、のぞみ
7	公民館駐車場	公民館【52-2339】	千歳第1、千歳第2、正和、共栄、相和、睦親、舟場、栄町
8	地域交流 センターゆう 駐車場	地域交流センターゆう【54-3111】	一心、親友、東和、大昭、十八日、駿前、北吉野西町、北吉野南町、三砂
9	砂川中学校 グラウンド	砂川中学校【52-4204】	鶴第1、宮下元町、宮下第1、宮下第2、宮城の沢、吉野ニュータウン、友和、親栄、東幸、山の手、東町、緑ヶ丘、南吉野団地、若草
10	総合体育館 前公園	総合体育館【54-2175】	吉野第3、南風、新町、泉町、南日の出、新日の出
11	砂川小学校 グラウンド	砂川小学校【52-4207】	寺町、月見丘、曙、花園、朝日、宮川、豊沼第3、豊沼第4、豊沼第5
12	豊沼小学校 グラウンド	豊沼小学校【52-3042】	宮川中央団地、新宮川、親宮、豊栄、豊沼第1、豊沼第2、豊沼第6、豊沼第8、北電社宅、北洋社宅

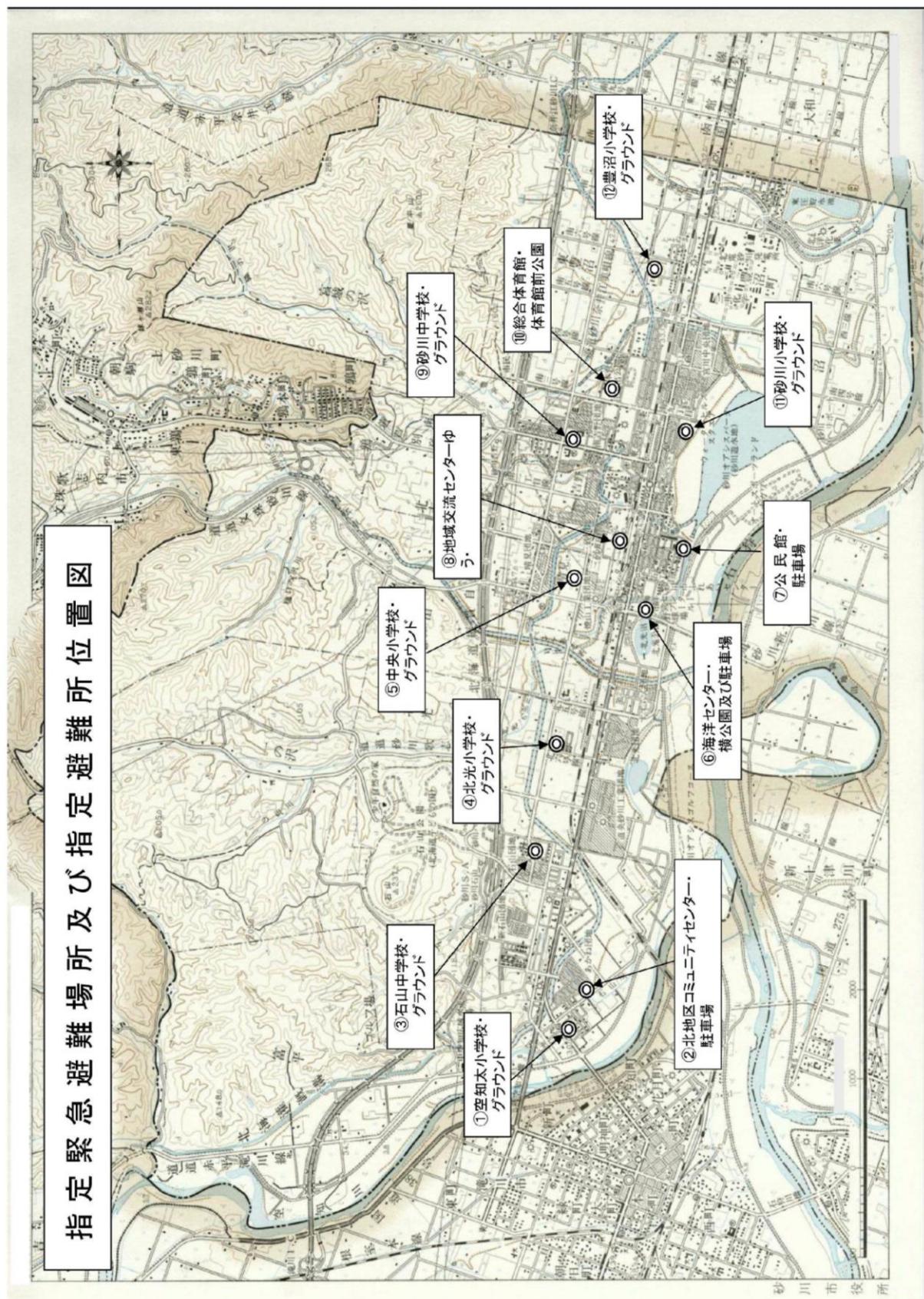
2 福祉避難所一覧

(令和4年3月現在)

施設名	建築年	障害者用トイレ	車椅子	調理室	駐車場	施設所有者又は管理者	電話番号
ふれあいセンター	平成3年	有	有	有	有	砂川市	52-2000 52-2114 (FAX)
北地区コミュニティセンター	平成14年	有	有	有	有	"	53-2622 (FAX兼)
南地区コミュニティセンター	平成17年	有	有	有	有	"	54-4567 (FAX兼)
砂川遊水地管理棟	平成8年	有	有	有	有	北海道開発局 札幌開発建設部	52-3141 (FAX兼)

- ① 避難所に避難後、高齢者や障がいのある人、妊産婦など、共同生活が困難な人が福祉避難所として利用。
- ② 障害者用トイレを完備し、耐震基準を満たす施設。(昭和56年以降に建築)

4-7 指定緊急避難場所及び指定避難所位置図



第5章 関係資料

5-1 調査対象別担当部署

1 ライフライン被害関係

調査対象	被害掌握機関	担当部署	調査・情報収集担当
(1) 道路・橋梁	札幌開発建設部 札幌建設管理部 砂川市役所	滝川道路事務所 滝川出張所 土木課	土木班
(2) 河川	札幌開発建設部 札幌建設管理部 砂川市役所	滝川河川事務所 滝川出張所 土木課	土木班
(3) 電気施設	北海道電力(株)	砂川発電所滝川 ネットワークセンター	統括班
(4) 電信電話	東日本電信電話(株) 北海道事業部	災害対策室	統括班
(5) ガス施設	北海道LPガス協会 空知支部砂川分会	サンコー	消防本部
(6) 交通	JR北海道 北海道警察	砂川駅 滝川警察署	市民対策班
(7) 危険物貯蔵施設	消防本部	予防課	消防本部
(8) 上水道	中空知広域水道企業団	中空知広域水道企業団	給水・下水道班
(9) 下水道	砂川市役所	土木課	給水・下水道班

2 一般被害関係

調査区分	調査事項	調査・情報収集担当
(1) 人的被害	・救急輸送車	消防本部
	・死者	滝川警察署 救護・保健対策班
	・負傷等病院搬入者	医療班、医師会
	・ひとり暮らし高齢者、障がい者	救護・保健対策班
(2) 住家被害	・一般住宅	調査班
	・公営住宅	建築住宅班
(3) 非住家被害	・集会施設、神社、仏閣、物置等	調査班
(4) 農地畜産物被害	・農地、農産物、家畜、農業用施設等	農政班
(5) 林業被害	・林道、立木、治山施設等	農政班
(6) 衛生施設被害	・病院	医療班 救護・保健対策班
	・ゴミ処理施設	市民対策班
(7) 商工業関係被害	・店舗、商品、原材料、機械器具等	商工労働班
(8) 文教施設被害	・幼稚園、小中学校、公立高校、各種学校	文教班
(9) 社会教育施設被害	・公民館、体育施設等	避難所対策班
(10) 社会福祉施設被害	・老人福祉施設、保育所、身障者施設等	救護・保健対策班
(11) 都市施設被害	・公園、街路樹、街路灯等	土木班

5－2 被害状況判定基準

被害区分		判断基準
人的被害	死 者	<p>当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死者とする。</p> <p>(2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	重 傷 者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	軽 傷 者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
住家被害	住 家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの）を問わず全てを住家とする。</p>
	世 帯	<p>生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失、若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	一部破損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>

被害区分		判断基準
住家被害	床上浸水	<p>住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
	床下浸水	<p>住家が床上浸水に達しないもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
非住家被害	非住家	<p>非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>(1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>(2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>(3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。</p> <p>(4) 被害額の算出は、住家に準ずる。</p>
農業被害	農地	<p>農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなつた状態をいう。</p> <p>(1) 流失とは、その田畠の筆における耕土の厚さ 10%以上が流失した状態のもの。</p> <p>(2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径 1 mm以下にあつては 2 cm、粒径 0.25mm 以下の土砂にあつては 5cm 以上、土砂が堆積した状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</p>
	農作物	<p>農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。</p> <p>(1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(2) 倒伏とは、風のため相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は、災害を受けなかつたとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>
	農業用施設	<p>頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	共同利用施設	<p>農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	営農施設	<p>農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	畜産被害	施設以外の畜舎被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
土木被害	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）草地畜産物等をいう。
	河川	<p>河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	砂防設備	<p>砂防法第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>

被害区分		判断基準
土木被害	地すべり防止施設	<p>地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	急傾斜地崩壊防止施設	<p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	道路	<p>道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	橋梁	<p>道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	下水道	<p>下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	公園	<p>都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。</p>
林業被害	林地	<p>新生崩壊地、拡大崩壊地、地滑り等をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	治山施設	<p>既設の治山施設等をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	林道	<p>林業経営基盤整備の施設道路をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	林産物	<p>素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>
	その他	<p>苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。</p>
衛生被害	水道	<p>水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	病院	<p>病院、診療所、助産所等をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	清掃施設	<p>ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	火葬場	<p>火葬場をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
商工被害	商業	<p>商品、原材料等をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>
	工業	<p>工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。</p>
公立文教施設被害		<p>公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。）</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>

被害区分	判 斷 基 準
社会教育施設被害	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
社会福祉施設等被害	老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
その他	鉄道不通 汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設 線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶（漁船除く） ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道（戸数） 上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話（戸数） 災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気（戸数） 災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス（戸数） 一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等 倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設 街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

5－3 災害情報等報告取扱要領

市長は、災害時、次の定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を空知総合振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で砂川市が軽微であっても空知総合振興局管内全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したものの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害。

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害時は、別表1の様式により速やかに報告すること。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。

ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く。）については除くものとする。

ア 速報

被害発生後直ちに別表2（各班様式2-1）により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表2（各班様式2-1、2-2、2-3）により報告すること。

なお、報告内容に変化を生じたときはその都度報告すること。

ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2（各班様式2-1、2-2、2-3）により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

(1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行

うものとする。

- (2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、5-2 被害状況判定基準のとおりとする。

5-4 災害情報 空知総合振興局報告用（別表1）

別表1

空知総合振興局報告用（統括班集計用）

※ 災害時は、本様式により速やかに報告すること。

災害情報					
報告日時	月 日 時現在	発受信日時	月 日 時 分		
発信機関 (市町村名等)		受信機関 (市町村名等)			
発信者 (職・氏名)		受信者 (職・氏名)			
発生場所					
発生日時 分	月 日 時 分	災害の原因			
気象等の状況	雨量 河川水位 潮位波高 風速 その他				
ライフルайн関係の状況	道路 鉄道 電話 水道 (飲料水) 電気 その他				
(1) 災害対策 本部等の設置 状況		(名称) (設置日時) 月 日 時 分 設置			
		(名称) (設置日時) 月 日 時 分 設置			
(2) 災害救助 法の適用状況		地区名	被害棟数	罹災世帯	罹災人数
		(救助実施内容)			

資料編

応急措置の状況	(3) 避難の状況	地区名	避難場所	人数	日時	
		自主避難				
		避難勧告				
	(4) 自衛隊派遣要請の状況					
	(5) その他措置の状況					
	(6) 応急対策出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
その他(住民等)		名				
計	名					
その他	(今後の見通し等)					

5-5 被害状況報告 空知総合振興局報告用（別表2）

別表2

空知総合振興局報告用(統括班集計用)

被害状況報告（速報 中間 最終）

			月 日 時 分現在							
災害発生日時			月 日 時 分			災害の原因				
災害発生場所										
発信	機関(市町村)名			受信	機関(市町村)名					
	職・氏名				職・氏名					
	発信日時		月 日 時 分		受信日時		月 日 時 分			
項目			件数等	被害金額(千円)		項目	件数等	被害金額(千円)		
①人の被害	死 者	人		※個人別の氏名、性別、年令、原因是、補足資料で報告		河 川	箇所			
	行方不明	人				海 岸	箇所			
	重 傷	人				砂 防 設 備	箇所			
	軽 傷	人				地すべり	箇所			
	計	人				急傾斜地	箇所			
②住家被害	全 壊		棟			道 路	箇所			
	半 壊		世帯			橋 梁	箇所			
	人					小 計	箇所			
	一部破損		棟			⑤土木被害	市 町 村	河 川		
	世帯					道 路	箇所			
	人					橋 梁	箇所			
	床上浸水		棟			小 計	箇所			
	世帯					港 湾	箇所			
	人					漁 港	箇所			
	床下浸水		棟			下 水 道	箇所			
③非住家被害	床下浸水		世帯			公 園	箇所			
	計		人			崖くずれ	箇所			
	計		棟			計	箇所			
	半壊		世帯			漁 船	沈没流出	隻		
	人					破 損	隻			
④農業被害	全壊		公共建物			小 計	隻			
	その他		棟			漁 港 施 設	箇所			
	半壊		公共建物			共同利用施設	箇所			
	その他		棟			その他の施設	箇所			
	計		公共建物			漁 具 (網)	件			
	計		その他			水 産 製 品	件			
	計		棟			そ の 他	件			
農地			田 流失・埋没等	ha	⑦林業被害		計			
			田 浸冠水	ha			林 地			
			畑 流失・埋没等	ha			治山施設	箇所		
			畑 浸冠水	ha			林 道	箇所		
農作物			田 ha				林 产 物	箇所		
			畑 ha				そ の 他	箇所		
農業用施設			箇所				小 計	箇所		
共同利用施設			箇所				一般民有林	林 地		
畜農施設			箇所				治山施設	箇所		
畜産被害			箇所				林 道	箇所		
その他			箇所				林 产 物	箇所		
計							そ の 他	箇所		
							小 計	箇所		
							計	箇所		

資料編

項目			件数等	被害金額(千円)	項目			件数等	被害金額(千円)															
⑧衛生被害	水道	箇所			⑪社会教育施設被害	箇所																		
	病院	公立個人	箇所		⑫社会福祉施設等被害	箇所																		
	清掃施設	一般廃棄物処理 し尿処理	箇所		計	箇所																		
	火葬場		箇所		鉄道不通	箇所																		
	計		箇所		鉄道施設	箇所																		
⑨商工被害	商業	件			被害船舶(漁船除く)	隻																		
	工業	件			空港	箇所																		
	その他	件			水道	戸																		
	計	件			電話	回線																		
⑩公立文教施設被害	小学校	箇所			電気	戸																		
	中学校	箇所			ガス	戸																		
	高校	箇所			ブロック塀等	箇所																		
	その他文教施設	箇所			都市施設	箇所																		
	計	箇所			計				被害総額															
公共施設被害市町村数			団体		火災発生	建物	件																	
罹災世帯数			世帯			危険物	件																	
罹災災者数			人			その他	件																	
消防職員出動延人数			人		消防団員出動延人数				人															
災害対策本部の設置状況○	道 総合振興局又は振興局																							
	市町村名		名称				設置日時	廃止日時																
災害救助法適用市町村名																								
補足資料（※別葉で報告）																								
<input type="radio"/> 災害発生場所 <input type="radio"/> 災害発生年月日 <input type="radio"/> 災害の種類概況 <input type="radio"/> 人的被害（個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意 <input type="radio"/> 応急対策の状況																								
<ul style="list-style-type: none"> ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況ほか 																								

5-6 災害状況報告 各班用（様式1）

(様式1)

災 害 状 況 報 告

(各班用)

総務班	受付日時		月 日 時 分	
	班員	副班長	班長	部長
部及び部長名	印	情報受理者名	印	
班名及び班長	印			
情報提供者	住 所	電話番号	所 在 (具体的に)	
情報の概要				
発生時間	時 分	場 所		
原 因				
被害状況				
応急措置				
対策要求				
対策経費				
その他				

5-7 被害状況報告 各班用（様式2-1）

様式2-1

被害状況報告（速報・中間・最終）				受付日時	月 日 時 分		
		班員	副班長	班長	部長		
部及び部長名							
班及び班長名							
災害の要因				発受信日時	月 日 時 分		
災害発生場所							
報告の时限	月	日	時 分	現在	報告日時	月	日 時 分
項目	件数	被害金額 (千円)	項目	件数	被害金額 (千円)		
人的被害	死者	1氏名 2性別 3年齢 4原因	農地	流出			
	行方不明			埋没			
	重傷			流出			
	軽傷			埋没			
	計						
住家被害	全壊		農作物	浸冠水			
				田	倒状		
				畠	浸冠水		
	半壊		農業用施設	倒状			
				田			
				畠			
	一部破損		共同利用施設				
				田			
				畠			
	床上浸水		営農施設				
				田			
				畠			
床下浸水		その他					
			田				
			畠				
計		計					
			田				
			畠				
非住家被害	全壊		道工事	決壊			
				河川	溢水氾濫		
	半壊		道	決壊危機			
				路	計		
	計		土木被	通行不能			
				害	決壊		
	計		橋梁	計			
				川	流出		
	計		市工事力	破壊			
				所	計		
計		河川	決壊				
			市	溢水氾濫			
計		工事力	決壊危機				
			所	計			

資料編

項目			件数	被害金額 (千円)	項目		件数	被害金額 (千円)
土木被害	市工事所	道路	通行不能		公立文教被害	小学校		
			決壊			中学校		
		計				高校		
	橋梁	流出				その他文教施設		
		破壊				計		
		計				社会教育施設		
	崖崩れ				社会福祉施設	公立		
						法人		
	計					計		
林業被害	一般民有林	林地			その他都市施設等被害	鉄道		
		治山施設				電気		
		林道				電話		
		林産物						
		その他						
		計						
衛生施設被害	病院	公立						
		私立						
	水道							
	一般産業廃棄物施設							
	火葬場							
	計							
商工被害	商業				被害総額			
	工業							
	その他							
	計							
参考	異常気象等の状況							
	交通通信水道等の状況							
	応急対策出動人員（延）				市町村職員	名、消防職員	名、消防団員	名、 その他(住民等) 名
適用								

5-8 被害状況報告 各班用（様式2-2）

様式2-2

(各班用)

被害状況報告（個別表）

(公共施設を除く)

(災害種別)

(年 月 日 時 分現在)

1. 基礎的事項

住所			
世帯主 氏名		世帯主 職業	
世帯人員		住宅の種別	持家・借家・給与住宅・公営住宅・非住宅・空家・その他

2. 被害状況

区分	調査項目	被害状況	被害金額又は内訳
人的被害	死者	人	(内訳) 1 氏名
	行方不明者	人	(内訳) 2 性別
	負傷 重傷	人	(内訳) 3 年齢
	軽傷	人	(内訳) 4 原因
住家の被害	全壊(焼)	棟 坪	千円
	流出	棟 坪	千円
	半壊(焼)	棟 坪	千円
	浸水	床上 (浸水 cm) 坪	千円
		床下 坪	千円
	便槽	有・無	汲取の必要 有・無
	車両・構築物	件	千円
非住家の被害	計		千円
	(被害内訳) (建物の種類)		
		坪	千円
		坪	千円
	計	坪	千円
農業被害	流出・埋没 (農地)	田	千円
		畑	千円
		小計	千円
	冠水・ 浸水 (農作物)	田 (浸水) (冠水) ha	千円
		畑 (浸水) (冠水) ha	千円
		小計 (浸水) (冠水) ha	千円
	農業用施設		千円
	営農用施設		千円

資料編

		調査員氏名	
区分	調査項目	被害状況	被害金額又は内訳
農業被害	家畜	牛頭、馬頭、豚頭 山羊綿羊頭、鶏羽	千円
	その他		千円
	計	—	千円
林業被害	林地	力所 ha	千円
	林道	力所 ha	千円
	林産物	件	千円
	その他	(内容)	千円
	計	—	千円
衛生施設被害	病院	力所	千円
	その他	力所	千円
	計	—	千円
第2・3次企業の被害	建物・構造物		
	機械設備・装置	台 力所	千円
	車両・その他の固定資産	台 力所	千円
	原材料・燃料等		千円
	商品・製造品		千円
	その他		千円
			千円
	計	—	千円
その他の被害			千円
			千円
			千円
合計		—	千円
備考			

注：1) 住宅の種別欄は該当する項目を○で囲む。

2) 非住宅は営業以外の事務所、集会所、倉庫、納屋、鶏舎などをいう。

3) 産業関係の被害は、世帯主の職業と合わせて的確な欄に記入してください。

4) 備考欄には参考になる事項をなるべく詳しく記入してください。

5-9 被害状況報告 各班用（様式2-3）

樣式 2 – 3

(各班用)

關係被害狀況

(年 月 日 時 分現在：中間報告・最終報告)

注：1)「市有公共施設被害狀況」報告用（各部→統括班）

2) 施設の被害は原則として、1件ごとに記入すること。同種類が多数の場合は、まとめて記入してもよい。

5-10 災害対策活動実施状況報告 各班用（様式3）

樣式 3

(各班用)

災害対策活動実施状況

(年 月 日 時 分現在：中間報告・最終報告)

注：1) この様式は実施した、又は実施中の災害対策についての報告用（各部→統括班）

注：2) 災害対策は、項目（種別）ごとに記入すること。

注：3) 実施状況は活動期間、延人員、延使用機械、処置、被災者に対する各諸措置、他都市の応援状況等をできる限り具体的かつ明確に記入すること。

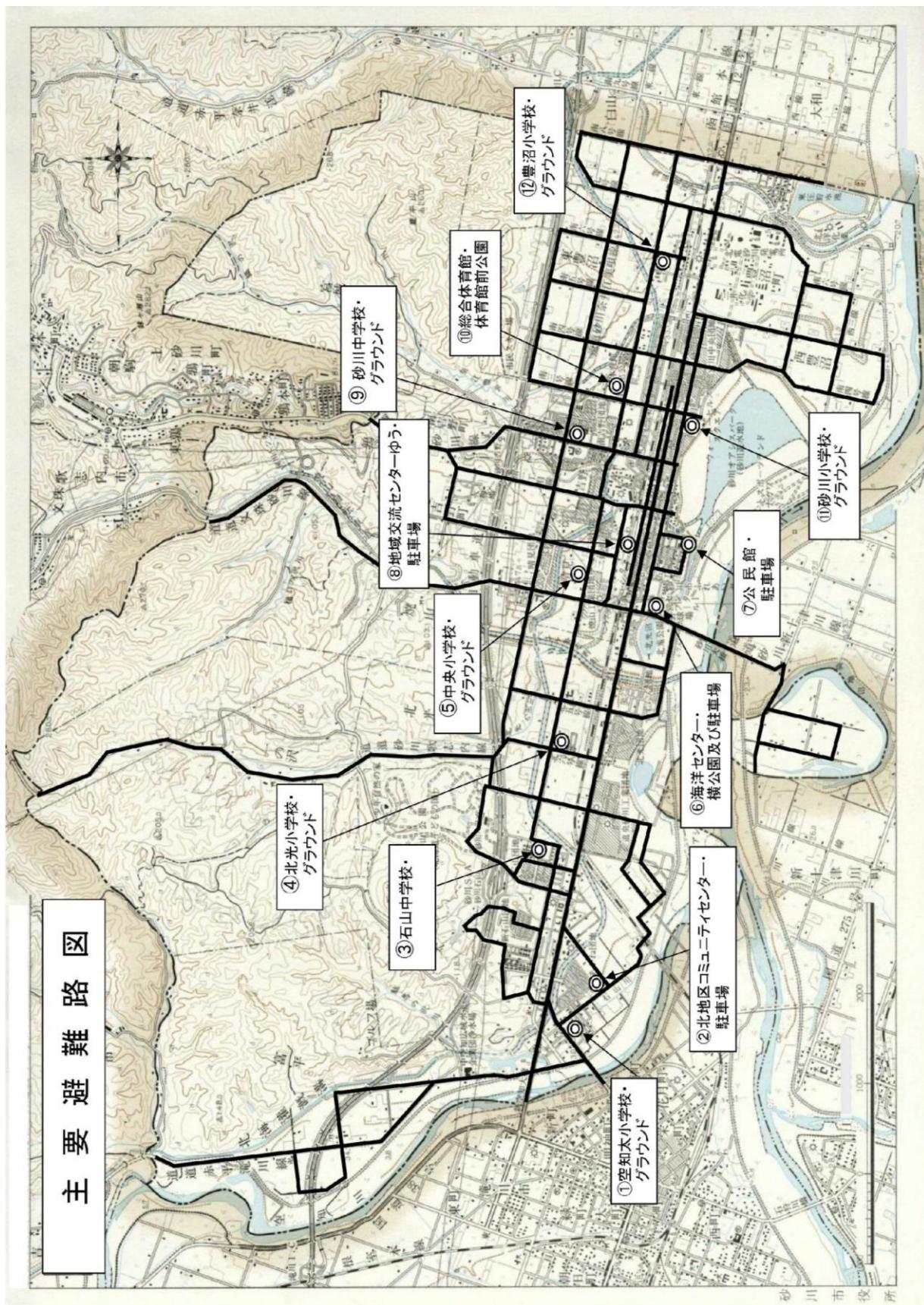
注：4) 今後の対応は、今後の実施日程、実施担当機械、従事予定人員機材、作業内容等を記入すること。

5-11 広報車一覧表

(令和4年3月現在)

No.	配車先	名称	車種	車名	登録番号
1	市長公室課	広報車	貨物車	日産・e-NV200	札幌 100 て 16-64
2	総務課	共用車	軽貨物	日産・NV100 クリッパ ー	札幌 480 こ 68-33
3	〃	共用車	軽貨物	日産・NV100 クリッパ ー	札幌 480 せ 15-81
4	〃	共用車	小型乗用	ホンダ・インサイト	札幌 502 み 63-10
5	〃	共用車	普通乗用	スバル・インプレッサ	札幌 301 め 79-13
6	〃	共用車	軽乗用	スズキ・アルト	札幌 581 つ 42-74
7	税務課	税務車	軽乗用	スバル・R 2	札幌 580 た 59-08
8	〃	税務車	軽乗用	ダイハツ・ミライース	札幌 581 け 65-36
9	市民生活課	衛生パトロール車	軽貨物	ダイハツ・ハゼットトラック	札幌 480 そ 41-72
10	〃	交通指導車	小型乗用	トヨタ・カローラフィールダー	札幌 503 な 45-29
11	社会福祉課	福祉車	小型貨物	日産・ADバン	札幌 400 ま 63-19
12	介護福祉課	介護車	軽乗用	ダイハツ・ミライース	札幌 581 す 66-98
13	〃	介護車	軽乗用	ダイハツ・ミライース	札幌 581 う 7-41
14	ふれあいセンター	けんこう号	軽乗用	スズキ・アルト	札幌 580 と 34-67
15	〃	けんこう号	軽乗用	日産・デイズルークス	札幌 581 ひ 60-08
16	農政課	農政車	軽貨物	日産・NV100 クリッパ ー	札幌 580 き 16-77
17	〃	農政車	軽貨物	ダイハツ・ハゼットカーゴ	札幌 480 け 60-43
18	土木課	維持車	小型貨物	日産・ADバン	札幌 400 ほ 67-21
19	〃	緑化車	小型貨物	日産・ADバン	札幌 400 の 11-83
20	学務課	学務車	軽乗用	スズキ・ワゴンR	札幌 580 と 34-68
21	社会教育課	社会教育車	小型貨物	日産・ADバン	札幌 400 め 72-20

5-12 主要避難路図



5-1-3 避難所收容者名簿

■避難所名簿情報フォーマット

※太枠内は最低限必要な情報です。必ずご記入をお願いいたします。

5-14 避難者世帯簿

No._____

避難所

現住所					被災場所		
世帯主 氏名					親族等の連絡 先	氏名	
						住所	
電話番号						電話番号	
世 帯 人 員	氏名	生年月日	続柄	性別	職業	入所日時	退所日時
		年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
		年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
		年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
		年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
		年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
備 考							

- (注) 1 一世帯ごとに記入すること。
- 2 「被災場所」欄には、現住所付近以外の場所で被災した場合に記入すること。
- 3 児童・生徒については、「職業」欄に学校名・学年を記入すること。
- 4 「備考」欄には、次の事項について記入すること。
- (1) 世帯内に現在病気療養中の者がいるときは、その者の病名及び症状等について記入すること。
 - (2) 退所する場合、その移動する先が現住所以外のときは、その移動先の住所・氏名・電話番号を記入すること。
 - (3) その他特記事項

※ご記入いただきました個人情報に関しては、当役所の業務のみに使用し、厳正に管理します。
ただし、下記にご承諾を頂いた場合は、郵便配達業務のために郵便局に開示します。

本紙に記載した情報の郵便局への開示を承諾します。

(※承諾の場合は、□内に「レ」を付してください。)

◎ 郵便物の配達について (いずれかを○でお囲みください。)

- ① ご自宅への配達
- ② 現在避難している場所への配達
- ③ その他への配達 ⇒ 郵便局へ転居届を提出してください。

避難所収容台帳

5-15 避難所収容台帳

管理者 認印		収容人員	物品使用状況			備考
			品名	数量	記事	
	月 日	人				
	月 日	人				
	月 日	人				
	月 日	人				
	月 日	人				
	月 日	人				
	月 日	人				
	月 日	人				
	月 日	人				
	月 日	人				
	月 日	人				
	月 日	人				
計	(日間)					

(注) 1 「収容人員」欄は、当日の最高収容人員数を記入し、収容人員数の増減経過は「記事」欄に記入すること。

2 「物品使用状況」欄は、開設期間中に使用した品目及び使用数量を記入すること。

3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

5-1-6 避難所用物品受扱簿

簿私受用物品難避

砂川市

- (注) 1 「摘要」欄に、購入又は受入先及び払出先を記入すること。
 2 「備考」欄に、購入単価及び購入金額を記入すること。
 3 「計」欄に、受払残額を記入すること。

5-17 避難所設置及び収容状況

避難所設置及び収容状況

避難所の 名稱	種別	開設期間	実人員	延人員	物品使用状況		備考
					品名	数量	
計							

* 1 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。

2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。

3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

5-18 自衛隊派遣要請書

砂 第 号
年 月 日

空知総合振興局長 様

砂川市長 (印)

自衛隊の災害派遣要請の要求について

このことについて、下記のとおり緊急措置が必要なので、自衛隊の災害派遣の要請を要求します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日 時 分から

3 派遣を希望する区域

4 活動内容

5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

5-19 自衛隊災害派遣撤収要請書

砂 第 号
年 月 日

空知総合振興局長 様

砂川市長 (印)

災害派遣部隊の撤収要請の要求について

年 月 日付砂 第 号で要求した災害派遣については、
ので、次の日時をもって撤収要請されるよう要求します。

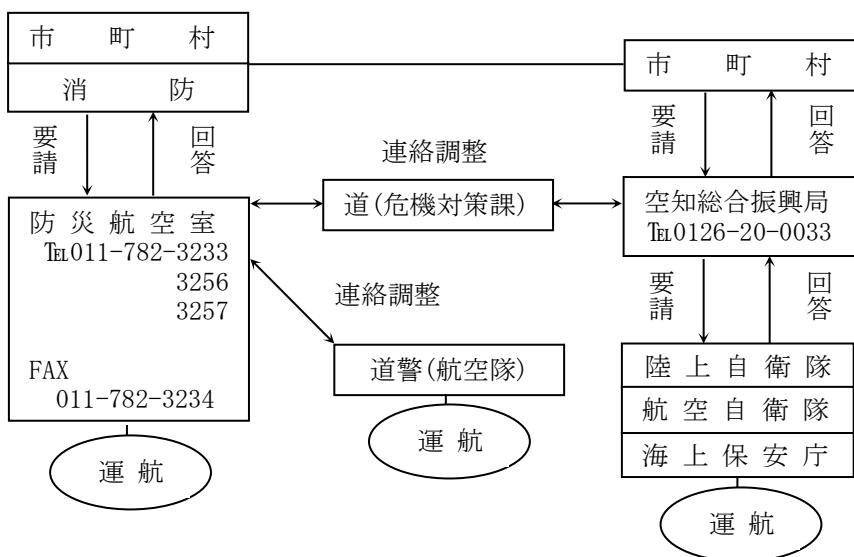
記

1 撤収要請日時 年 月 日 時 分

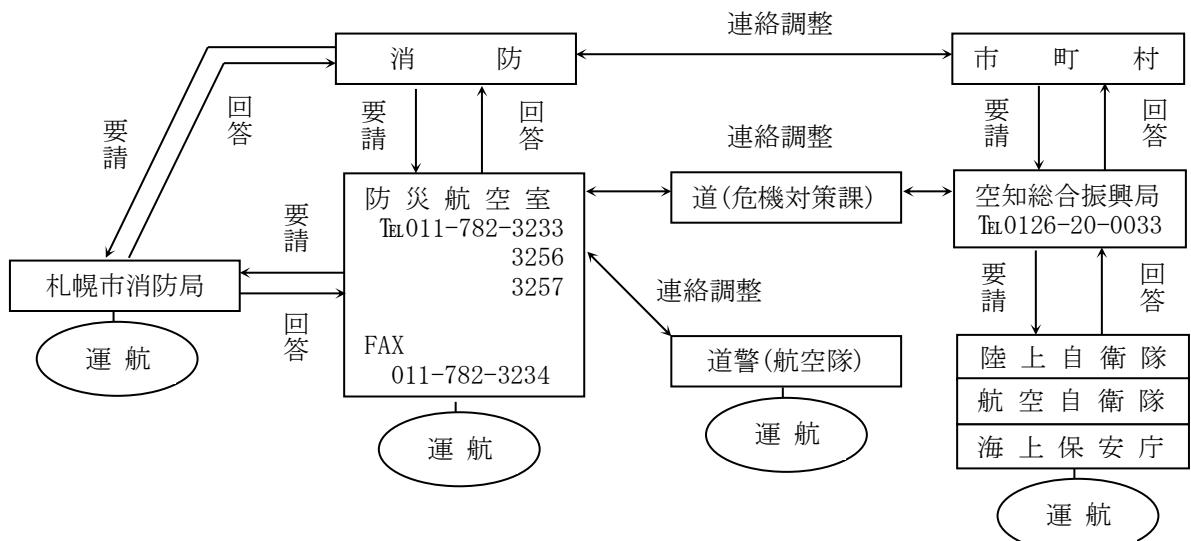
2 撤収地域

5-20 消防防災ヘリコプター緊急運航要請フロー

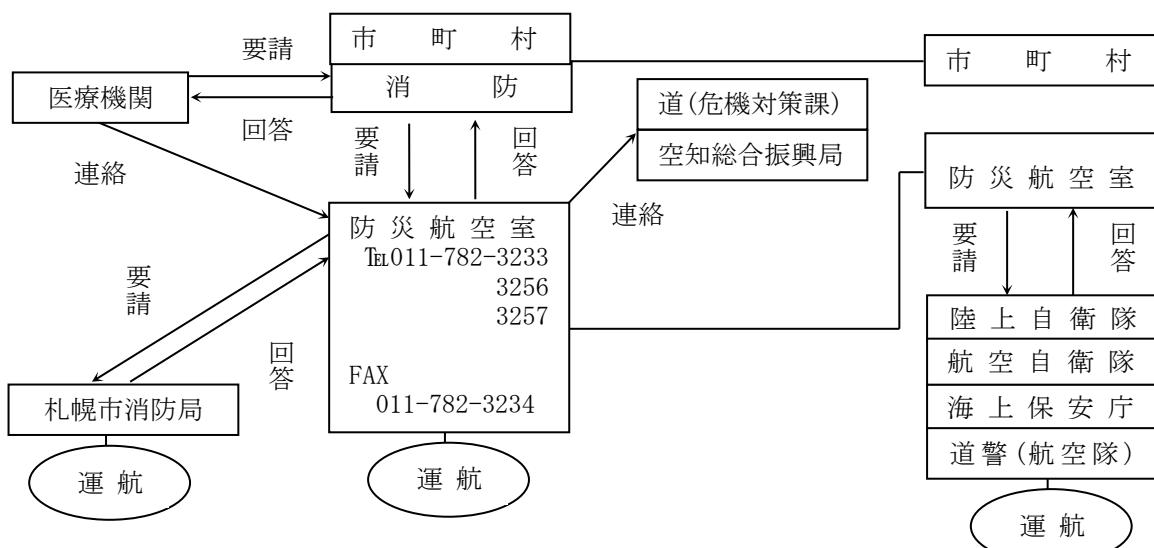
◇防災関係業務



◇消防関係業務（救急を除く）



◇消防関係業務（救急搬送）



5-21 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時：	年	月	日	時	分
-------	---	---	---	---	---

次のとおり、ヘリコプターの出動を要請します。

		要請機関名						
		担当者職氏名						
		連絡先						
災害の状況・派遣理由	覚知	年 月 日 時 分						
	災害発生日時	年 月 日 時 分						
	災害発生場所							
	災害名							
	災害発生状況 ・措置状況							
派遣を必要とする理由				希望する活動内容				
気象の状況								
離着陸場の状況	離着陸場名							
	特記事項	(照明・Hマーク、吹き渡し、離着陸場の状況)						
必要とする資機材				現地での資機材確保状況				
				特記事項				
傷病者の搬送先				救急自動車等の手配状況				
他機関の応援状況	他に応援要請している機関名							
	現場付近で活動中の航空機の状況							
現地最高指揮者	(機関名)			(職氏名)				
無線連絡方法					H z			
その他参考となる事項								
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢

5-22 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

第 年 月 日

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括責任者
北海道総務部長 様

砂川市長

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

災害発生日時	年 月 日() 時 分							
災害発生場所								
派遣区域								
離着陸場								
使用した資機材								
傷病者の搬送先								
消防防災ヘリコプターに係る活動内容等	[地元の活動状況(消防防災ヘリコプター運航に係る分)]							
	[消防防災ヘリコプターによる活動内容]							
災害発生状況 措置状況								
その他参考となる事項								
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢

5-2-3 救護医療対策業務の大綱一覧

機関名		業務の大綱
北海道	空知総合振興局	1 救急医療についての総合調整及び現地対策本部の設置 2 日本赤十字社北海道支部に対する出動要請 3 北海道医師会に対する出動要請 4 厚生労働省北海道地方医務局に対する出動要請 5 医療材料の整備 6 自衛隊の派遣要請
	空総合振興局保健環境部滝川地域保健室 (滝川保健所)	1 医薬品、医療器具補給の斡旋
砂川市		1 救急医療本部の設置 2 応急救護所の設置及び管理 3 日本赤十字社北海道支部砂川市地区に対する出動要請 4 空知医師会砂川部会に対する出動要請 5 空知歯科医師会砂川歯科医会に対する出動要請 6 医療材料の整備及び調達
砂川地区広域消防組合	消防本部 消防団	1 救急医療本部の運営管理 2 傷病者等の救出、応急措置及び搬送 3 傷病者等の身元確認 4 災害現場の警戒等救急医療に関する必要な措置
滝川警察署		1 傷病者等の救出及び災害現場の警備 2 交通路の確保 3 傷病者等の身元確認 4 死体検視
北海道旅客鉄道（株）		1 災害現場における応急医療施設の設置及び管理 2 各機関への連絡 3 傷病者等の身元確認
日赤北海道支部砂川市地区		1 救援物資の給与
空知医師会砂川部会		1 救護隊の出動による医療の実施 2 医療施設の確保
空知歯科医師会砂川歯科医会		1 救護隊の出動による歯科医療の実施 2 歯科医療施設の確保

5-24 市内医療機関一覧

1 市内救急告示医療機関

(令和4年3月現在)

番号	名称	所在地	診療科目	電話番号
1	砂川市立病院	西4条北3丁目	総合	54-2131

2 市内その他の医療機関

(令和4年3月現在)

番号	名称	所在地	診療科目	電話番号
1	細谷医院	西3条北3丁目	内科・消化器科	52-3057
2	砂川慈恵会病院	西1条南11丁目	内科・精神科・神経科	54-2300
3	村山内科医院	東2条北5丁目	内科・消化器科 呼吸器科・循環器科	54-0888
4	明円医院	空知太東1条3丁目	内科・小児科・消化器科	53-2100
5	いとうクリニック	西3条南8丁目	内科・循環器科	55-3355
6	すながわ耳鼻咽喉科	西2条北3丁目	耳鼻咽喉科・小児耳鼻咽喉科・アレルギー科	55-3387

5-2-5 病院診療所医療実施状況

病院診療所醫療実施状況

※ 「診療区分」欄は、該当欄に○印を記入すること。

5-26 助産台帳

帳台產助

5-27 救急状況調書、記録集計表

救急状況調書

砂川市

取扱者	番号	氏名	年齢	住所傷病者等の特徴	トリアージ区分	収容医療機関名

記録集計表

砂川市

月 日	死 亡		重傷	中傷	軽傷	合計	収容場所	出動隊名
	現場	医療機関						
月 日 時 分現在	男	男	男	男	男	男		
	女	女	女	女	女	女		
計								
被災状況								

5-28 トリアージ・タッグ

別図 1

1枚目（災害現場用）

2枚目（搬送機関用）

1枚目

→（災害現場用）

2枚目

→（搬送機関用）

No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住所 (Address)		電話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 AM 月 日 時 分 PM		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名 砂川地区広域消防組合		収容実施者氏名	

トリアージ実施場所	トリアージ区分
0 I II III	
トリアージ実施機関	医 師 救急救命士 その他
症状・疾病名	
特記事項	

※ トリアージ・タッグ

災害時に多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重傷度に応じて適切な搬送を行うために治療の優先順位を決めて表示する識別票

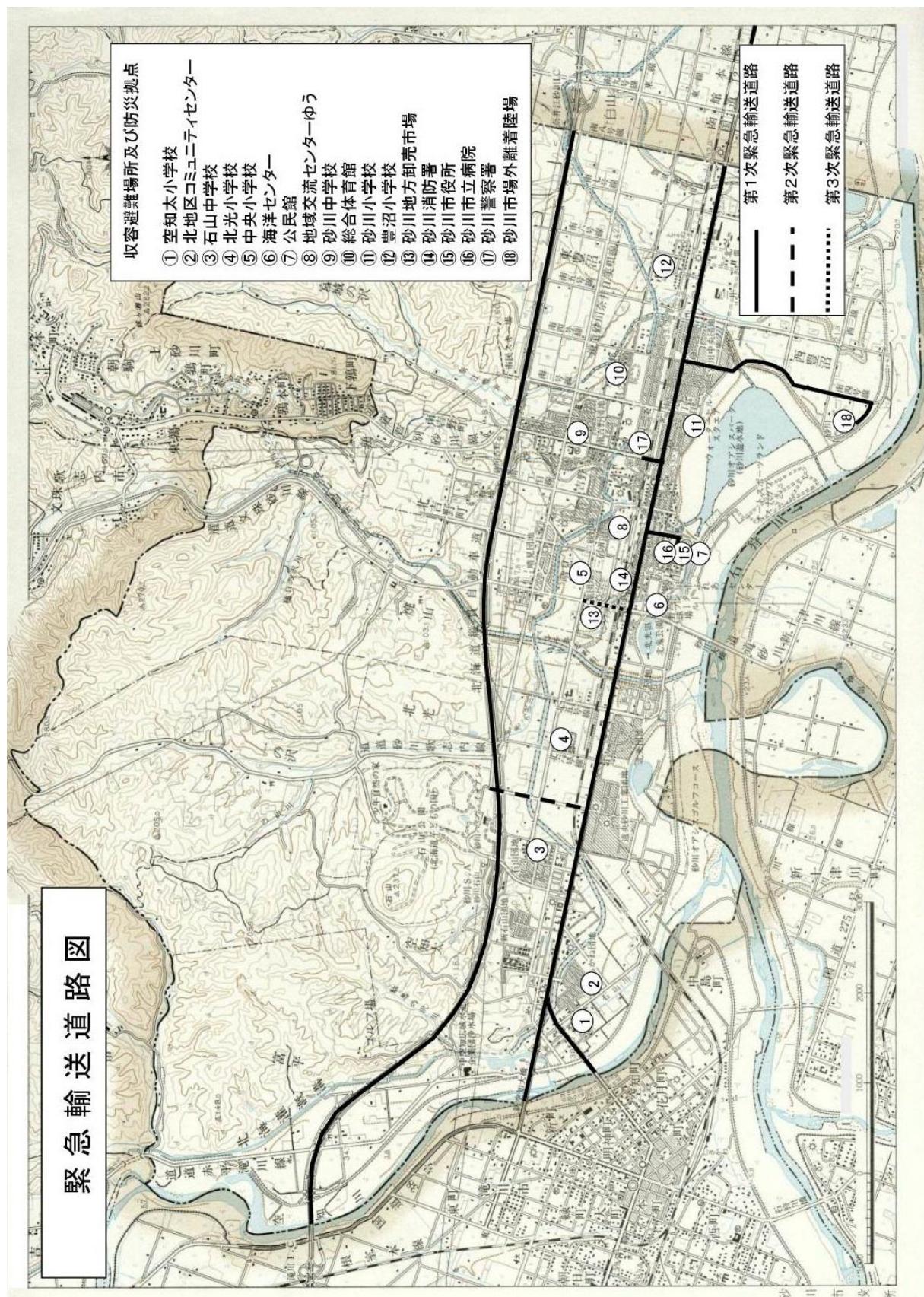
3枚目・表面（収容医療機関名）

特記事項	
0	←黒色
I	←赤色
II	←黄色
III	←緑色

3枚目・裏面（収容医療機関用）

(収容医療機関用)			
No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住所 (Address) トリアージ実施月日・時刻 AM 月 日 時 分 PM		電話 (Phone) トリアージ実施者氏名	
搬送機関名 砂川地区広域消防組合		収容医療機関名	
トリアージ実施場所		トリアージ区分	
		0	I II III
トリアージ実施機関		医 師 救急救命士 そ の 他	
症状・疾病名			
特記事項			
0 ← 黒色			
I ← 赤色			
II ← 黄色			
III ← 緑色			

5-29 緊急輸送道路図



5-30 公用車両一覧表

(令和4年3月現在)

	配車先	名称	車種	車名	登録番号	広報機	AC100V
1	市長公室課	市長・議長車	普通乗用	トヨタ・クラウン	札幌 301 ら 83-45		
2	〃	広報車	貨物車	日産 e-NV200	札幌 100 て 16-64	○	○
3	総務課	共用車	普通乗用	トヨタ・エスティマ	札幌 334 ら 20-11		○
4	〃	〃	軽貨物	日産・クリッパー	札幌 480 こ 68-33	○	
5	〃	〃	軽貨物	日産・クリッパー	札幌 480 せ 15-81	○	
6	〃	〃	小型乗用	ホンダ・インサイト	札幌 502 み 63-10	○	
7	〃	〃	普通乗用	スバル・インプレッサ	札幌 301 め 79-13	○	
8	〃	〃	軽乗用	スズキ・アルト	札幌 581 つ 42-74	○	
9	税務課	税務車	軽乗用	スバル・R2	札幌 580 た 59-08	○	
10	〃	〃	軽乗用	ダイハツ・ミライース	札幌 581 け 65-36	○	
11	〃	〃	軽乗用	ダイハツ・ミラ	札幌 580 み 74-07		
12	市民生活課	衛生パトロール車	軽貨物	ダイハツ・ハイゼットトラック	札幌 480 そ 41-72	○	
13	〃	交通指導車	小型乗用	トヨタ・カローラフィールダー	札幌 503 な 45-29	○	○
14	社会福祉課	福祉車	小型貨物	日産・ADバン	札幌 400 ま 63-19	○	
15	〃	〃	軽乗用	スズキ・アルト	札幌 581 せ 64-56		
16	介護福祉課	介護車	軽乗用	ダイハツ・ミライース	札幌 581 す 66-98	○	
17	〃	〃	軽乗用	ダイハツ・ミライース	札幌 581 う 7-41	○	
18	ふれあいセンター	けんこう号	軽乗用	スズキ・アルト	札幌 580 と 34-67	○	
19	〃	〃	軽乗用	日産・デイズルークス	札幌 581 ひ 60-08	○	
20	農政課	農政車	軽貨物	日産・NT100 クリッパートラック	札幌 480 せ 86-18	○	
21	〃	〃	軽貨物	ダイハツ・ハイゼットカーゴ	札幌 480 け 60-43	○	
22	土木課	維持車	小型貨物	日産・ADバン	札幌 400 ほ 67-21	○	
23	〃	土木車	小型貨物	三菱・ランサーカーゴ	札幌 400 と 52-27		
24	〃	公園維持車	軽貨物	三菱・ミニキャブトラック	札幌 480 き 94-66		
25	〃	緑化車	小型貨物	日産・ADバン	札幌 400 の 11-83	○	○
26	〃	下水道車	小型貨物	三菱・ランサーカーゴ	札幌 400 と 52-28		
27	〃	土木車	普通貨物	日野・トラック	札幌 100 は 26-59		
28	〃	〃	大型特殊	小松・ドーザ 13t	札幌 900 る 6-52		

資料編

	配車先	名称	車種	車名	登録番号	広報機	AC100V
29	〃	〃	大型特殊	TCM・ドーザ13t	札幌000 る 71-51		
30	〃	〃	大型特殊	キャタピラー・ドーザ	札幌000 る 92-02		
31	〃	〃	大型特殊	コマツ・グレーダー	札幌001 る 39-87		
32	〃	〃	大型特殊	日立・ドーザ	札幌000 る 99-62		
33	〃	除雪・草刈	建設機械	ニイガタ・トランシス	札幌900 る 23-21		
34	建築住宅課	住宅車	小型貨物	日産・ADバン	札幌400 む 9-00		
35	〃	営繕車	軽貨物	三菱・ミニキャブバン	札幌480 き 95-96		
36	スポーツ振興課	体育施設車	軽貨物	日産・NV100クリッパー	札幌480 す 34-28		
37	〃	施設管理車	軽貨物	日産・NT100クリッパートラック	札幌480 せ 61-00		
38	学務課	学務車	軽乗用	スズキ・ワゴンR	札幌580 と 34-68	○	
39	社会教育課	社会教育車	小型貨物	日産・ADバン	札幌400 め 72-20	○	○
40	給食センター	給食車	軽貨物	日産・クリッパー	札幌480 さ 46-55		
41	総務課	除雪車	小型特殊	日立・ミニホイルローダー	砂川市 こ 3-86		

5-31 ヘリコプター臨時着陸場

(令和4年3月現在)

場所	所在地	面積(m ²)	施設管理者連絡先
空知太小学校グラウンド	空知太西5条6丁目3-1	6,942	空知太小学校 53-3077
石山中学校グラウンド	空知太東3条1丁目5-1	17,688	石山中学校 53-3248
北光小学校グラウンド	北光222-1	4,238	北光小学校 53-2660
中央小学校グラウンド	晴見1条北7丁目	17,374	中央小学校 52-2965
砂川小学校グラウンド	西3条南8丁目	17,259	砂川小学校 52-4207
砂川中学校グラウンド	吉野2条南5丁目	23,610	砂川中学校 52-4204
市営陸上グラウンド	東6条南10丁目	14,497	教育委員会 54-2121
豊沼小学校グラウンド	東5条南17丁目	23,140	豊沼小学校 52-2678
砂川市立病院屋上	西4条北3丁目	576	砂川市立病院 54-2131

5-32 輸送記録簿

輸送記録簿

輸送月日	目的	輸送区間 (距離)	借上費			修繕費			実支出額	備考
			使用車両		故障車両	修繕月日	修繕費	故障の概要		
種類	台数	金額	名称番号	所有者氏名						

- ※ 1 「目的」欄は主なる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
 2 都道府県又は市町村の車両には、「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両による場合は、問わず記入すること。
 4 借上等の「金額」欄には、輸送費又は車両等の借上料を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

5-3-3 炊き出し等給与状況簿

炊き出した場所の名称 _____

月 日		実施状況	給与した数	炊き出し内容	合 計
月 日	朝	有・無			円
	昼	有・無			円
	晩	有・無			円
月 日	朝	有・無			円
	昼	有・無			円
	晩	有・無			円
月 日	朝	有・無			円
	昼	有・無			円
	晩	有・無			円
合 計	食			_____	円
				実 支 出 額	円

※ 状況簿は、炊き出した場所ごとに記入すること。

5-3-4 物資受払簿

砂川市

(注) 1 「適用」欄に、購入先又は受入先及び払出し先を記入すること。

(注) 2 「最終行」欄に、道からの受入分及び市調達分別に受払残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

5-35 物資給与受領簿

砂川市

住宅被害	1 全壊(焼)	2 流失	世帯構成員数
	3 半壊(焼)	4 床上(下)浸水	

災害救助用物資として、下記内訳のとおり受領しました。

年 月 日

住 所

世帶主 氏名

印

連絡先

(注) 被災者が記入する受領年月日は、その世帯に対し最後に給与された物資の受領年月日とすること。

5-3-6 応急仮設住宅台帳、住宅応急修理記録簿

応急仮設住宅台帳

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備考
計	世帯										

- ※ 1 「応急仮設住宅番号」欄は応急仮設住宅に付した番号とし、設置個所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
- 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めた人員数を記入すること。
- 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
- 4 「構造区分」欄は、木造住宅、ブレハブ住宅、パイプ式組立住宅を記入すること。
- 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別を明らかにすること。
- 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

5-37 学用品の給与状況

学用品の給与状況

学校名 学年 年生

児童(生徒) 氏名	親権者 (氏名)	給与月日	給与品の内訳				備考
			教科書名	その他の学用品			
計	人						円

学用品を上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者(学校長)

氏名

印

※ 1 「給与月日」欄は、その児童(生徒)に対して最後に給与した給与年月日を記入すること。

2 「給与品の内訳」欄は、数量を記入すること。

住 宅 応 急 修 理 記 錄 簿

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	備考
計 世帯				

5-38 遺体處理台帳

死体处理台帳

5-39 埋葬台帳

埋葬台帳

死 年 月 日	埋 葬 年 月 日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬費		備 考
		氏名	年齢	死亡者との関係	氏名	棺(付属品含む)	埋葬又は火葬料	

※ 1 埋葬をおこなつたものが市長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。

2 市長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。

3 埋葬を行つた者に埋葬費を支給した場合は、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

5-40 砂川市ボランティア団体一覧

(令和4年3月現在)

団体名	要請先	要請事項
砂川市地区赤十字奉仕団	西7北2 社会福祉課内 電話 74-8103	・被災住民の救出・救護活動 ・避難所の運営管理業務補助 ・行方不明者の捜索活動 ・食料・衣料等生活必需物資の配布活動 ・救援物資の分類整理 ・その他本部長が必要と認めたもの
砂川市町内会連合会	西8北3 公民館内 電話 52-3110	・災害情報の収集及び伝達業務 ・避難誘導活動 ・火災の初期消火活動 ・被災住民の救出・救護活動 ・避難所の運営管理業務補助 ・炊き出しの支援 ・食料・衣料等生活必需物資の配布活動 ・行方不明者の捜索活動 ・自衛隊等応援機関の接待 ・その他本部長が必要と認めたもの
新砂川農業協同組合女性部	西1南1 新砂川農協内 電話 54-3181	・避難所の運営管理業務補助 ・炊き出しの支援 ・自衛隊等応援機関の接待 ・その他本部長が必要と認めたもの
砂川市ボランティアセンター	西8北3 公民館内 電話 54-1171	・災害情報の収集及び伝達業務 ・避難誘導活動 ・被災住民の救出・救護活動 ・避難所の運営管理業務補助 ・炊き出しの支援 ・食料・衣料等生活必需物資の配布活動 ・救援物資の分類整理 ・行方不明者の捜索活動 ・自衛隊等応援機関の接待 ・その他本部長が必要と認めたもの
各自主防災組織	東2北7 砂川地区広域 消防組合 電話 54-2196	・災害情報の収集及び伝達業務 ・避難誘導活動 ・火災の初期消火活動 ・被災住民の救出・救護活動 ・炊き出しの支援 ・食料・衣料等生活必需物資の配布活動 ・その他本部長が必要と認めたもの

5-4-1 労務者動員要請調書

部名		班名	
記載項目	内 容		
労務者を必要とする理由及び作業内容			
作業場所及び、集合場所、時間			
動員を要請する労務者の職種、男女別労務者数	職種() 男 人 女 人 計 人		
動員要請を必要とする期間	年 月 日から (日間) 年 月 日まで		
必要器材他参考事項			

5-4-2 労務者雇用台帳

(救助種別)			市町村名										
住所	氏名	日額	月分						基本賃金		割増賃金		給与額
			日	日	日	日	日	日	日数	金額	日数	金額	
計	人	円	人	人	人	人	人	人					

第6章（地震災害対策編）関係資料

6-1 過去に発生した各地域の主な被害地震

地域名	発生年月日	震央	規模(M)	最大震度 (現地調査等による)	被害状況
太平洋側	昭和27年3月4日 (1952) 「十勝沖の地震」	十勝沖 N 41° 42' E 144° 09' H 54 km	8.2	(6 池田、浦幌、豊頃、幕別 大津、音別、厚真) 5 浦河、帶広、釧路	太平洋沿岸一帯に大被害、大津波 (流氷の遡上に伴う被害含む) 死者 28、不明者 5、負傷者 287 住家被害 815、流失 91、半壊 1,324
	昭和43年5月16日 (1968) 「1968年十勝沖地震」	青森県東方沖 N 40° 42' E 143° 36' H 0	7.9	5 浦河、苦小牧、広尾、函館	南西部地方を中心に被害、津波 死者 2、負傷者 133 住家全壊 110、半壊 405
	昭和48年6月17日 (1973) 「1973年6月17日 根室半島沖地震」	根室半島南東沖 N 43° 04' E 145° 58' H 44	7.4	5 釧路、根室	釧路、根室地方に被害、津波 負傷者 26 住家全壊 2、半壊 1
	昭和57年3月21日 (1982) 「昭和57年(1982) 浦河沖地震」	浦河沖 N 42° 04' E 145° 36' H 40	7.1	6 浦河	日高地方沿岸を中心に被害、小津波 負傷者 167 住家全壊 13、半壊 28
	平成5年1月15日 (1993) 「平成5年(1993年) 釧路沖地震」	釧路沖 N 42° 55' E 144° 21' H 101	7.5	6 釧路	釧路地方に被害 死者 2、負傷者 966 住家全壊 53、半壊 254
	平成6年10月4日 (1994) 「平成6年(1994年) 北海道東方沖地震」	北海道東方沖 N 43° 23' E 147° 40' H 28	8.2	6 釧路、厚岸	釧路、根室地方に被害 負傷者 436 住家全壊 61、半壊 348
	平成15年9月26日 (2003) 「平成15年(2003年) 十勝沖地震」	十勝沖 N 41° 47' E 144° 05' H 45	8.0	6弱 新冠、静内、浦河、鹿追、幕別、豊頃、忠類、釧路、厚岸	太平洋沿岸一帯に被害 不明者 2、負傷者 847 住家全壊 116、半壊 368
	平成16年11月29日 (2004) 「釧路沖の地震」	釧路沖 N 42° 57' E 145° 17' H 48	7.1	5強 弟子屈、釧路町、別海 5弱 新冠、新ひだか、更別、釧路、厚岸	釧路、根室、十勝地方に被害、津波 負傷者 52 住家全壊 1、一部破損 4
	平成16年12月6日 (2004) 「釧路沖の地震」	釧路沖 N 42° 51' E 145° 21' H 46	6.9	5強 厚岸 5弱 更別、弟子屈、釧路町、別海	釧路、根室地方に被害 負傷者 12
	平成17年1月18日 (2005) 「釧路沖の地震」	釧路沖 N 42° 53' E 145° 00' H 50	6.4	5強 厚岸 5弱 別海	負傷者 1

資料編

	平成 23 年 3 月 11 日 (2011) 「平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震」	三陸沖 N 38° 06' E 142° 52' H 24	9.0	4 新冠、函館、浦幌、大樹、南幌、帶広、長沼、新篠津、音更、むかわ、北斗、釧路、上ノ国、岩見沢、千歳、様似、厚真、平取、更別、中富良野、新ひだか、浦河、白糠、苦小牧、鹿追、知内、芽室、池田	太平洋沿岸を中心に被害、津波 死者 1、負傷者 3 住家半壊 4、一部破損 7
	平成 28 年 6 月 16 日 (2016) 「内浦湾の地震」	内浦湾 N 41° 57' E 140° 59' H 11	5.3	6 弱 函館 5 七飯、鹿部	負傷者 1 住家一部損壊 3

地域名	発生年月日 地震災害名	震央	規模 (M)	最大震度 (気象庁震度観測点)	被害状況
日本海側	天保 5 年 2 月 9 日 (1834) 「石狩川河口付近」	石狩湾 N 43° 18' E 141° 24' H 0	6.4	6 石狩川河口付近 (推定) 5 札幌市の一部 (推定)	石狩川河口付近を中心に被害 住家全壊 23、半壊 3
	大正 7 年 5 月 26 日 (1918) 「留萌沖の地震」	北海道西方沖 N 44° 12' E 141° 36' H 10	5.8	(5 鬼鹿、幌延)	留萌郡鬼鹿村に小被害
	昭和 15 年 8 月 2 日 (1940) 北海道西方沖の地震	北海道西方沖 N 44° 22' E 139° 49' H 0	7.5	4 羽幌 (留萌、幌延 苦小牧、岩内、乙 部、神恵内、南尻 別、俱知安、京極、 八雲、徳舜別)	天塩、羽幌、苦前を中心に被害、 津波 死者 10 住家全壊 26、半壊 7
	昭和 58 年 5 月 26 日 (1983) 「昭和 58 年(1983 年) 日本海中部地震」	秋田県沖 N 40° 22' E 139° 04' H 14	7.7	4 森、江差	檜山特に奥尻に被害、大津波 死者 4、負傷者 24 住家全壊 5、半壊 16
	平成 5 年 7 月 12 日 (1993) 「平成 5 年(1993 年) 北海道南西沖地震」	北海道南西沖 N 42° 47' E 139° 11' H 35	7.8	(6 奥尻) 5 小樽、寿都、江差	奥尻を中心に大被害、大津波 死者 201、不明者 28、負傷者 323 住家全壊 601、半壊 408
内陸	昭和 34 年 1 月 31 日 (1959) 「弟子屈地震」	釧路地方中南部 N 43° 23' E 144° 23' H 10	6.3	(5 阿寒湖畔、上御卒 別) 4 釧路	弟子屈、阿寒を中心に被害 澱粉工場倒壊 1、住家全壊 2、 住家半壊 1、一部損壊
	昭和 62 年 1 月 14 日 (1987) 「十勝地方南部の地震」	十勝地方南部 N 42° 32' E 142° 56' H 119	6.6	5 釧路	胆振、十勝、釧路を中心に被害 負傷者 7 住家一部破損 1
	平成 7 年 5 月 23 日 (1995) 「空知支庁中部の地震」	空知地方中部 N 43° 39' E 141° 43' H 16	5.9	5 北竜	空知、留萌地方を中心に被害 負傷者 4 住家一部破損 59
	平成 16 年 12 月 14 日 (2004) 「留萌地方南部の地震」	留萌地方南部 N 44° 05' E 141° 42' H 9	6.1	5 強 苦前 5 弱 羽幌	留萌地方を中心に被害 負傷者 8、住家一部破損 165

資料編

	平成 30 年 9 月 6 日 (2018) 「平成 30 年北海道胆振東部地震」	胆振地方中東部 N $42^{\circ} 41'$ E $142^{\circ} 0'$ H 37	6.7	7 厚真 6 強 安平、むかわ	石狩、胆振地方を中心に被害死者 43（うち、市町村において災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害が原因で死亡したと認められたもの 2） 住家全壊 469、半壊 1,660、一部損壊 13,849 (H31. 3. 31 現在)
遠地	昭和 35 年 5 月 23 日 (1960) 「チリ地震津波」	南米チリ沖 S $38^{\circ} 24'$ W $73^{\circ} 68'$ H 25	9.5		太平洋沿岸一帯に被害、大津波死者 8、不明者 7、負傷者 15 住家全壊 38、流出 158、半壊 82

注) 「震源」欄の記号は、N（北緯）、E（東経）、S（南緯）、W（西経）、H（震源の深さ(Km)）を表す。

「規模」欄の数値は、M（マグニチュード）を表す。

「チリ地震津波」の震源要素は米国地質調査所による。

※「発生年月日」列の「」は気象庁が名称を定めた地震を表す。

6-2 既往地震による（総合）振興局別最大震度

(総合) 振興局名	最大震度 [地点：地震名又は震央名(発生年)]		
石狩	6 (震央付近)	：石狩川河口付近 (1834)	
	6 弱	札幌市東区、千歳：「平成30年北海道胆振東部地震」	
	5 強	札幌市北区、白石区、清田区、手稲区、江別、恵庭 ：「平成30年北海道胆振東部地震」	
	5 弱	札幌市豊平区、厚別区、西区、北広島、石狩、新篠津 ：「平成30年北海道胆振東部地震」	
渡島	6 弱	函館：内浦湾 (2016)	
檜山	6 (奥尻)	：「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」	
	5 江差	：「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」	
後志	5	寿都、小樽：「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」	
空知	5 北竜	：空知支庁中部 (1995)	
	5 強 三笠、長沼	：「平成30年北海道胆振東部地震」	
	5 弱 岩見沢、南幌、由仁、栗山	：「平成30年北海道胆振東部地震」	
上川	5 弱 中富良野	：「平成15年(2003年)十勝沖地震」	
宗谷	5 弱 豊富	：「令和元年(2019年)宗谷地方北部地震」	
留萌	5 強 苛前	：留萌地方南部 (2004)	
	5 弱 羽幌	：留萌地方南部 (2004)	
オホーツク	5 弱 清里、北見、訓子府	：「平成15年(2003年)十勝沖地震」	
胆振	7 厚真	：「平成30年北海道胆振東部地震」	
	6 (厚真)	：十勝沖 (1952)	
	6 強 安平、むかわ	：「平成30年北海道胆振東部地震」	
	5 苛小牧	：十勝沖 (1968)	
	5 強 厚真	：「平成15年(2003年)十勝沖地震」	
	5 強 苛小牧	：「平成30年北海道胆振東部地震」	
	5 弱 壮瞥	：胆振地方西部 (2000)	
	5 弱 安平	：十勝地方中部 (2013)	
	5 弱 室蘭、登別、伊達、白老	：「平成30年北海道胆振東部地震」	
日高	6 浦河	：「昭和57年(1982年)浦河沖地震」	
	6 弱 浦河、新冠、静内	：「平成15年(2003年)十勝沖地震」	
	6 弱 日高、平取	：「平成30年北海道胆振東部地震」	
	5 強 新冠、新ひだか	：「平成30年北海道胆振東部地震」	
	5 弱 浦河、新冠、様似	：浦河沖 (2016)	
十勝	6 弱 豊頃、鹿追、幕別、忠類	：「平成15年(2003年)十勝沖地震」	
	5 帯広、本別、広尾	：十勝地方南部 (1970)	
	5 帯広、広尾	：「平成5年(1993年)釧路沖地震」	

資料編

	5	足寄、広尾	:「平成6年（1994年） 北海道東方沖地震」
	5強	足寄、帶広、本別、更別、広尾	:「平成15年（2003年） 十勝沖地震」
	5強	浦幌	:十勝地方南部（2013）
	5弱	上士幌、音更、清水、芽室、忠類	:「平成15年（2003年） 十勝沖地震」
	5弱	帶広、音更、清水、幕別、池田、豊頃、本別、新得、大樹	:十勝地方南部（2013）
釧路	6	釧路、厚岸	:「平成6年（1994年） 北海道東方沖地震」
	6弱	釧路町、厚岸	:「平成15年（2003年） 十勝沖地震」
	5強	弟子屈、釧路町	:「平成5年（1993年） 釧路沖地震」
	5弱	弟子屈、釧路町、厚岸、標茶、白糠	:十勝地方南部（2013）
根室	6	(別海)	:国後島付近（1907）
	5	根室	:「1973年6月17日根室半島沖地震」
	5	根室、中標津、羅臼	:「平成6年（1994年）北海道東方沖地震」
	5強	別海	:「平成15年（2003）十勝沖地震」、 「平成5年（1993年）釧路沖地震」
	5強	根室	:十勝地方南部（2013）

(注) 震度は気象庁震度観測点の観測によるが、括弧付地点は聞き取り調査等による。
市町村ごとに、最大深度を記録した直近の地震を掲載。

6-3 危険物等製造貯蔵施設所在地一覧

1 危険物製造所及び貯蔵所

(令和4年3月現在)

対象物名	所在地	製造所等の別	電話番号
砂川SA下り線給油所 北海道エネルギー(株)	空知太478番地	給油取扱所	53-2768
砂川SA上り線給油所 北海道エネルギー(株)	空知太490番地	給油取扱所	53-2764
砂川SA下り線	空知太565番地	地下タンク貯蔵所	0166-55-4051
出光リテール販売(株)北海道カンパニー	空知太西1条3丁目	給油取扱所	56-2800
北星自動車整備工場	空知太西1条3丁目	給油取扱所 屋内タンク貯蔵所	53-3222
(株)三星自工商事	空知太西1条5丁目	地下タンク貯蔵所(2) 休止 一般取扱所(休止) 移動タンク貯蔵所	53-2231
UDトラックス北海道(株)	空知太東1条3丁目	移動タンク貯蔵所	53-3237
カワテックス(株)	空知太東1条3丁目	屋外貯蔵所	56-2220
プラスイーグル	空知太東1条4丁目	地下タンク貯蔵所(休止)	53-5678
滝川小型自動車運送	空知太東1条4丁目	給油取扱所 移動タンク貯蔵所(3)	53-3517
ホテルニューウェーブ	空知太東1条5丁目	屋内タンク貯蔵所	53-3929
北洋砂利	空知太東1条6丁目	給油取扱所 移動タンク貯蔵所	53-3128
石山中学校	空知太東3条1丁目	一般取扱所	53-3248
中空知広域水道企業団	富平339番地	地下タンク貯蔵所(2)	53-3831
(株)空知ゴルフ場	富平396番地	給油取扱所	53-3081
王子コーンスター(株)北海道工場	豊沼町1番地	屋外タンク貯蔵所 一般取扱所	54-1373
第一興産(株)配送センター	豊沼町1番地	一般取扱所 屋外タンク貯蔵所	54-4141
北海道サンアグロ	豊沼町1番地	屋外タンク貯蔵所(2) 一般取扱所(3)	54-2106
北海道三井化学(株)	豊沼町1番地	屋外タンク貯蔵所(3) 屋外貯蔵所(3) 屋内貯蔵所(3) 製造所 一般取扱所(2)	54-3131

資料編

対象物名	所在地	製造所等の別	電話番号
北海道電力(株)砂川発電所	豊沼町 53 番地	屋外タンク貯蔵所(2) 一般取扱所(2)	52-3196
カヤク・ジャパン(株)砂川工場	豊沼町 63 番地	屋内貯蔵所(3) 屋外タンク貯蔵所(2) 一般取引所(2)	54-3126
永大商事	西 1 条北 2 丁目	屋内タンク貯蔵所	52-2458
砂川郵便局	西 1 条北 3 丁目	地下タンク貯蔵所	52-2960
第一興産(株)砂川給油所	西 1 条北 7 丁目	給油取扱所	52-2374
北海道エネルギー(株)チャレンジ砂川北給油所	西 1 条北 17 丁目	給油取扱所	52-4633
トヨタ部品北海道共販	西 1 条北 20 丁目	屋内貯蔵所	53-3141
新砂川農業協同組合 紙油所	西 1 条北 22 丁目	屋外貯蔵所 給油取扱所	53-3011
日本キャタピラー合同会社空知営業所	西 1 条北 23 丁目	地下タンク貯蔵所	53-2655
砂川慈恵会病院	西 1 条南 11 丁目	地下タンク貯蔵所	54-2300
川端建設(株)	西 1 条南 21 丁目	地下タンク貯蔵所(休止)	54-2233
(株)川上鉄工製作所	西 1 条南 21 丁目	屋外タンク貯蔵所(2)	54-2559
丸一運輸(株)	西 2 条北 22 丁目	給油取扱所 移動タンク貯蔵所(7)	53-3131
サウナ北欧	西 3 条北 1 丁目	地下タンク貯蔵所(休止)	52-5532
ほくやく	西 3 条北 22 丁目	販売取扱所 【第 1 種】	53-3121
砂川小学校	西 3 条南 8 丁目	一般取扱所	52-4207
砂川市福祉複合施設	西 3 条南 10 丁目	地下タンク貯蔵所	55-2111
社会保険事務所 公務員宿舎	西 3 条南 13 丁目	一般取扱所	52-2141
砂川市立病院	西 4 条北 3 丁目	地下タンク貯蔵所 一般取扱書	54-2131
(有)ライズ	西 4 条北 22 丁目	給油取扱所	56-2071
(有)千葉化工	西 5 条北 23 丁目	屋内貯蔵所	53-1447
JAOC 空知	西 5 条北 23 丁目	一般取扱所 地下タンク貯蔵所	56-2411
砂川市役所	西 7 条北 2 丁目	屋内タンク貯蔵所(廃止) 地下タンク貯蔵所	54-2121
砂川市ふれあいセンター	西 6 条北 6 丁目	地下タンク貯蔵所	52-2000
砂川市公民館	西 8 条北 3 丁目	地下タンク貯蔵所	52-2339

対象物名	所在地	製造所等の別	電話番号
石狩川流域下水道組合砂川中継ポンプ場	西7条北6丁目	地下タンク貯蔵所	54-4057
田川燃料	東1条北4丁目	地下タンク貯蔵所 一般取扱所 移動タンク貯蔵所	54-3158
(株)いわせき砂川営業所	東1条北4丁目	一般取扱所 移動タンク貯蔵所	52-2037
(株)サンコー	東1条北5丁目	一般取扱所 地下タンク貯蔵所 移動タンク貯蔵所(3)	52-3241
植田燃料店	東1条北6丁目	移動タンク貯蔵所	54-1181
(株)オカモトセルフ砂川	東1条北7丁目	給油取扱所	55-2727
砂川市学校給食センター	東1条北10丁目	地下タンク貯蔵所	52-2229
日立建機日本(株)滝川営業所	東1条北22丁目	屋内貯蔵所	53-3136
(株)アサヒ商会	東1条南5丁目	給油取扱所	55-3002
亀屋百貨店	東1条南10丁目	移動タンク貯蔵所	52-2668
第一興産(株)豊沼給油所	東1条南17丁目	給油取扱所 屋外貯蔵所 (廃止) 屋内貯蔵所	52-3384
(株)砂川ガス	東1条南18丁目	一般取扱所 移動タンク貯蔵所(2) 地下タンク貯蔵所	54-1961
三立コンクリート打設(株)	東1条南20丁目	給油取扱所	52-4789
(有)永友商事	東6条南8丁目	移動タンク貯蔵所(休止) 移動タンク貯蔵所(2)	52-4412
ナラサキ石油(株)	東1条南21丁目	給油取扱所(休止)	52-5171
砂川パークホテル	東2条北3丁目	地下タンク貯蔵所	52-3989
砂川地区広域消防組合	東2条北7丁目	地下タンク貯蔵所	54-2196
砂川市地域交流センターゆう	東3条北2丁目	地下タンク貯蔵所	54-3111
(株)砂川自動車学校	東5条北8丁目	給油取扱所 一般取扱所	52-2266
(株)松田産業	東6条北7丁目	一般取扱所 移動タンク貯蔵所(1)	54-3061
沖田コンクリート(株)	東7条南6丁目	地下タンク貯蔵所 屋外貯蔵所 給油取扱所	54-1255
砂川総合体育館	日の出1条南9丁目	地下タンク貯蔵所	54-2175

資料編

対象物名	所在地	製造所等の別	電話番号
沖田コンクリート株	北光 121 番地	地下タンク貯蔵所	53-2672
砂川ハイウェイオアシス館	北光 336 番地	地下タンク貯蔵所	53-2460
ホクレンパールライス工場	北光 365 番地	地下タンク貯蔵所	53-1192
子供の国管理事務所	北光 401 番地	地下タンク貯蔵所(休止)	53-3319
北海道立青少年体験活動支援施設 ネイパル砂川	北光 496 番地	地下タンク貯蔵所(2)	53-2246
株西ガス	三砂町 55 番地	地下タンク貯蔵所 一般取扱所 移動タンク貯蔵所(2)	52-4245
橋爪土建 (アスファルトプラン ト)	南吉野 352 番地	屋外タンク貯蔵所(2) (休止)	52-4484
北海道障害者職業能力開発校	焼山 60 番地	地下タンク貯蔵所	52-2774
砂川希望学院	焼山 345 番地	地下タンク貯蔵所	52-4375
砂川市ゴミ処理場	焼山 436 番地	地下タンク貯蔵所	52-5403
山田産業株	吉野 2 条北 3 丁目	地下タンク貯蔵所	52-2108
北海道砂川高等学校	吉野 2 条南 4 丁目	地下タンク貯蔵所	52-3168

2 高圧ガス貯蔵所

(令和4年3月現在)

対象物名	所在地	製造所等の別	電話番号
菱友石炭宮本壳炭所	西1条北4丁目	LPG(貯)	52-2227
第一興産株砂川支店	東1条北3丁目	LPG(貯)	52-2020
田川燃料	東1条北4丁目	LPG(貯)	54-3158
株いわせき砂川営業所	東1条北4丁目	LPG(貯)	52-2037
株サンコー	東1条北5丁目	LPG(貯)	52-3241
株砂川ガス	東1条南18丁目	LPG(貯)	54-1961
東洋商事株	東1条南18丁目	LPG(貯)	52-2181
株西ガス	三砂町55番地	LPG(貯)	52-4245
株三栄液化瓦斯	三砂町55番地	LPG(貯)	52-4246
株三星オートスタンド	空知太西1条3丁目	LPG(貯)	53-2678

3 火薬類貯蔵所

(令和4年3月現在)

対象物名	所在地	製造所等の別	電話番号
カヤク・ジャパン株砂川工場	豊沼町63番地	ニトロ化合物 硝酸塩類 過酸化物A	54-3126

4 放射線物質等

(令和4年3月現在)

対象物名	所在地	製造所等の別	電話番号
砂川市立病院	西4条北3丁目	テクネチウム(99) ガリュウム(67) インジウム(111) ヨウ素(123) ヨウ素(131) モリブデン(99) タリウム(201) フッ素(18) ストロンチウム(89)	54-2131

5 産業廃棄物等処理施設

(令和4年3月現在)

対象物名	所在地	製造所等の別	電話番号
西2条北4丁目 環境サービス(株)	北吉野337番地2	管理型埋立処理	52-2739
西1条北12丁目 (株)照運	北光495番地22	安定型埋立処理 破碎処理 (木・コンクリート)	52-5027

6－4 気象庁震度階級関連解説表

(平成21年3月 気象庁)

使用にあたっての留意事項

<使用にあたっての留意事項>

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなったり場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちことがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じことがある。
5強	大半の人が、物につからまないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注 1) 木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じことがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強		
7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地滑りや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地滑りや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスマーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

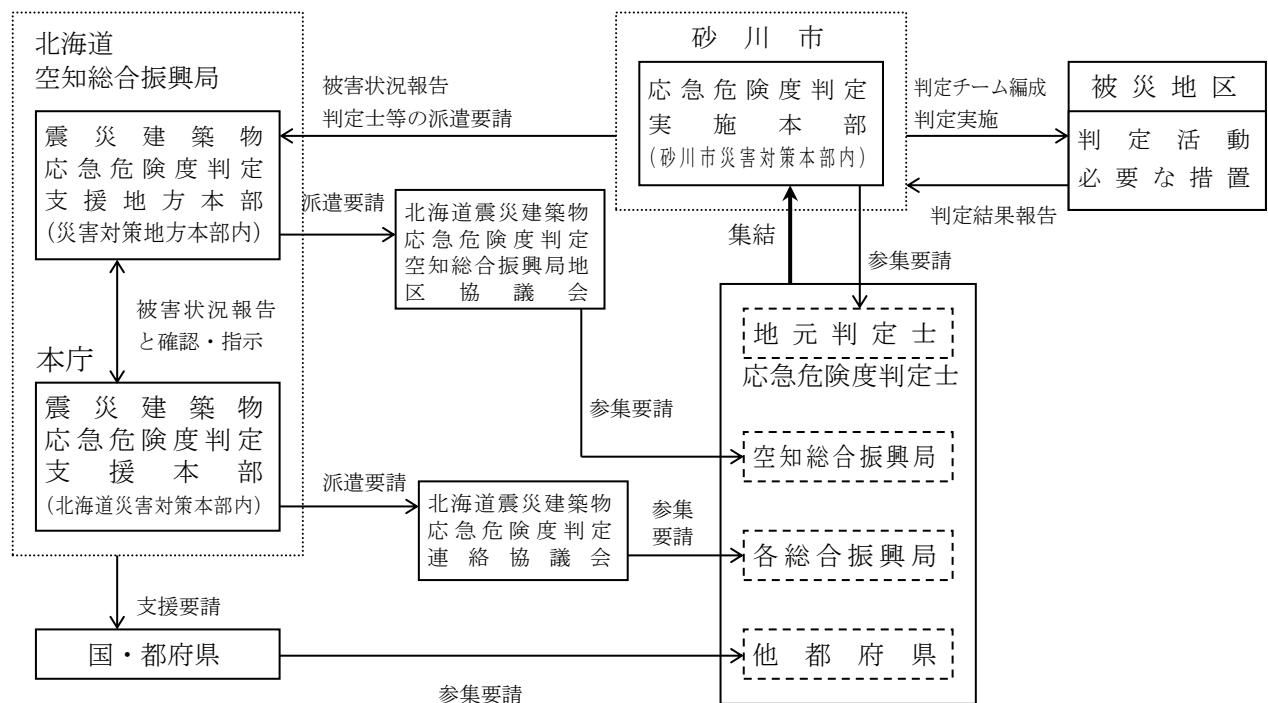
※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動 [※] による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート建造物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

6-5 応急危険度判定の活動体制



その他関係資料

1 砂川市における防災関係の協定締結一覧

(令和4年3月現在)

	分類	協定の名称	協定の相手先	協定締結年月日	協定内容
放1	放送・情報発信等	災害時における災害広報活動の協力に関する協定書	㈱エフエムなかそらち	H16.10.18	災害の発生状況等の広報活動、市民に対する避難勧告等の広報活動等
放2		災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	H30.6.14	①キャッシュサイトを提供 ②ヤフーサービス上に避難所等の防災情報や避難勧告等の緊急情報などを掲載③緊急情報を発信するツールを提供
医1	医療	中空知地域救急医療相互応援協定書	中空知4市5町6団体	S62.6.2	災害に際し行われる救急医療の対応が当該災害発生地の市又は町の体制を越える場合に、関係市長に要請し関係医師会の応援を求める
食1	食料・飲料・生活物資の供給等	災害時における応急対策用生活物資供給に関する相互協定書	伊与田製菓(有)	H9.4.1	非常災害時における食料(おにぎり、パン)の供給及び運搬
食2		災害時における応急対策用生活物資供給に関する相互協定書	山屋製パン(有)	H9.4.1	非常災害時における食料(パン)の供給及び運搬
食3		災害時における応急生活物資の供給に関する相互協定書	ホクレン商事	R3.12.1	非常災害時における食料、飲料水、生活必需品、資機材等の供給及び運搬
食4		災害時における応急対策用生活物資供給に関する相互協定書	㈱セブン-イレブン・ジャパン	H9.4.1	非常災害時における食料、飲料水、生活必需品、資機材等の供給及び運搬
食5		災害時における応急対策用生活物資供給に関する相互協定書	㈱セコマ	H9.4.1	非常災害時における食料、飲料水、生活必需品、資機材等の供給及び運搬
食6		災害時における応急対策用生活物資供給に関する相互協定書	㈱サンワードー	H9.4.1	非常災害時における食料、飲料水、生活必需品、資機材等の供給及び運搬
食7		災害時における応急対策用生活物資供給に関する相互協定書	北海産業(㈱)砂川営業所	H9.4.1	非常災害時における資機材等の供給及び運搬
食8		災害時における応急対策用生活物資供給に関する相互協定書	日糧製パン株式会社	H9.4.1	非常災害時における食料(パン)の供給及び運搬
食9		災害時における消費生活の安定及び応急生活物資の供給等に関する相互協定書	生活協同組合市民生協コープさっぽろ	H9.4.1	非常災害時における食料、飲料水、生活必需品、資機材等の供給及び運搬
食10		災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書	北海道コカ・コーラボトラリング(㈱)	H24.2.6	自動販売機電光掲示板による災害情報等の提供、自動販売機内在庫飲料の無償提供
食11		災害時における応急対策用生活物資に関する協定書	株式会社 道北アーケス	H25.10.25	非常災害時における食料、飲料水、生活必需品の供給及び運搬

	分類	協定の名称	協定の相手先	協定締結年月日	協定内容
食 12	救援等の支援	災害時における物資供給に関する協定書	N P O 法人コメリ災害対策センター	H27. 3. 24	災害時における物資の供給及び運搬
食 13		災害時における物資の供給に関する協定書	王子コンテナー株式会社札幌工場	H31. 2. 1	災害時におけるダンボールベッド等の供給及び調達
食 14		災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定書	合同容器株式会社	R1. 12. 7	災害時におけるダンボールベッド等の供給及び調達
食 15		災害時における応急生活物資の供給に関する協定書	株式会社ツルハ	R2. 1. 27	災害時における物資の供給
救 1	救援等の支援	災害時における応急対策業務についての協定書	砂川建設協会	H21. 8. 25	①資機材保有状況の報告②被害状況の把握に係る業務③災害応急対策に係る業務等 資機材(発電機、照明器具)の運搬や設置
救 2		災害等の発生時における砂川市と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	北海道エルピーガス災害対策協議会	H22. 7. 1	被災場所における応急措置及び普及工事、避難場所へのL P ガス供給及び供給に必要な関連機器の設置工事、簡易コンロ等の手配
救 3		災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書	空知地方石油業協同組合	H25. 10. 24	緊急車両、重要な施設、避難所等への石油類の優先給油等
救 4		災害発生時における砂川市と砂川市内郵便局の協力に関する協定	砂川市内郵便局	H26. 3. 13	広報活動、避難者リスト等の情報を相互に提供、車両の提供、申し出により郵便物を避難所へ配達等
救 5		災害時及び防災活動に関する協力協定書	一般社団法人砂川青年会議所	H26. 5. 30	①情報の収集及び整理の補助②災害、安否、生活情報の収集及び伝達の補助③給水、炊き出しその他の救援活動の補助④収容避難所の開設及び運営の補助⑤瓦礫の撤去、清掃及び防疫の補助⑥物資、資材の運送及び配分の補助
救 6		災害時における物資の緊急・救援輸送等に関する協定書	札幌地区トラック協会滝川支部	H26. 8. 6	災害復旧用資機材及び救援物資等の輸送
救 7		大規模災害時における支援協力に関する協定書	砂川遊技業組合	H27. 4. 13	①電光掲示板を使用しての情報周知 ②大規模駐車場の使用
救 8		災害時協力協定書	一般財団法人北海道電気保安協会	H27. 12. 24	①公共施設の電力復旧のために必要な調査等 ②公共施設の電力普及工事の監督、指導及び検査
救 9		災害時における避難所等の協力に関する協定	(有)フライヤーズカンパニー	H29. 10. 1	①1階薬局を一時的な避難拠点とすること②休憩場所、電気、空調、ラジオ等による情報提供と炊き出しセットを可能な範囲で提供すること③医療薬品調剤の

	分類	協定の名称	協定の相手先	協定締結年月日	協定内容
					一時的な供給拠点となること
救 10		災害時における避難所等の協力に関する協定書	砂川ハイウェイオアシス観光株式会社	R1. 7. 22	①ハイウェイオアシス館内における所有施設を一時的な避難拠点とすること②所有する商品の供給及び運搬
救 11		災害時におけるレンタル車両の優先貸借に関する協定書	株式会社トヨタレンタリース新札幌	R1. 10. 23	災害非常時に発電機能を有しコンセントの接続により電気を供給できる電気自動車の優先貸借
救 12		砂川市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書	社会福祉法人砂川市社会福祉協議会	R1. 12. 24	災害ボランティアセンターの設置及び運営
救 13		災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	R2. 7. 10	災害時、砂川市の要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給する
救 14		災害時における避難所等の協力に関する協定	北泉岳寺	R2. 9. 1	砂川市内で風水害、地震、その他災害が発生した場合に、北泉岳寺が所有する施設を一時的な避難拠点とする
救 15		災害時における緊急輸送等に関する協定書	北星三星交通株式会社	R3. 2. 1	①応急対策に必要な人員、要配慮者等の輸送業務②応急対策等に必要な機材、物資の輸送業務③災害状況及び被害情報の収取・通報④その他必要と認めるもの
行 1	行政機関等	義士親善友好都市間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定書	道外 22 市区	H8. 4. 1	①非常災害時における食料、飲料水、生活必需品、資機材等の提供②被災者援護に係る職員の応援及び施設の利用③被災者の医療・防疫活動における職員の応援、医療品等の提供④その他応急対策活動に必要な措置
行 2		北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	北海道開発局	H22. 6. 1	①土木施設等の被害状況の把握②二次災害の防止に資する応急措置の準備（資機材の運搬、被災箇所の監視、進入路の確保等）TEC-FORCE リエゾン

	分類	協定の名称	協定の相手先	協定締結年月日	協定内容
行 3		災害時の避難所相互利用に関する協定書	新十津川町	H24. 10. 1	石狩川流域における大規模な洪水発生時など、砂川大橋が著しく危険な状態にある、又はそのおそれのある場合に、甲管内の北光第2町内会区域の住民及び乙管内の弥生区2町内会区域の住民が、甲及び乙の所有する施設を一時避難所として相互に利用する
行 4		災害時の応援に関する協定	財務省北海道財務局・北海道・北海道市長会・北海道町村会	H26. 3. 28	①避難施設運営補助②災害ボランティア及び支援物資等の受付事務③有価物の分別等作業④罹災証明書申請受付及び発行に関する事務⑤罹災建物判定にかかる現地調査補助
行 5		大規模災害時等の連携に関する協定書	陸上自衛隊第 11 旅団 第 10 即応機動連隊	H26. 8. 21	①情報連絡体制の充実②情報資料の収集・整理・共有③防災訓練、会議等への参加④防災関係資機材等の通知⑤初動対応⑥災害応急対策活動（被災者の生命・身体の安全を守るための活動・避難行動要支援者の避難支援）
行 6		大規模災害時等における派遣隊員の留守家族支援に関する協定書	陸上自衛隊滝川駐屯地司令	H26. 8. 21	①臨時託児施設の保育に関する助言・指導②保育技能取得のための子育て支援センターにおける実技指導等の支援③派遣隊員等の子弟のためのファミリーサポートセンター利用の支援④派遣隊員等の留守家族への健康、栄養及び介護サービスに関する相談
行 7		災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定	北海道・北海道市長会・北海道町村会	H27. 3. 31	①職員の派遣②車両、資機材、物資等の提供及びあっせん③防災関係機関の活動のための施設及び場所の提供並びにあっせん④広域一時滞在等による被災住民の受け入れ
行 8		中空知 5 市 5 町防災に関する協定	中空知 4 市 5 町（芦別市、赤平市、滝川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町）	H28. 7. 5	①地域防災計画等の情報提供②防災訓練への参加協力③情報伝達等の通信訓練④職員泳ぎ住民を対象とした研修会、講演会の共同開催⑤備蓄状況及び連絡窓口等の情報共有⑥食料、飲料水、燃料及び生活必需品並びに必要な資機材の提供又は斡旋⑦救援及び救助活動に必要な車両等の提供又は斡旋⑧被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な物資及び資機材の提供又は斡旋⑨被災者への緊急避難場所又は一時宿泊施設の提供及び斡旋